

官報

号外 昭和四十五年四月二十四日

第六十三回 衆議院會議録 第二十二号

昭和四十五年四月二十四日(金曜日)

議事日程 第二十号

昭和四十五年四月二十四日

午後二時開議

- 第一 民事訴訟手続に関する条約の締結について承認を求めるの件
- 第二 民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約の締結について承認を求めるの件
- 第三 外国公文書の認証を不要とする条約の締結について承認を求めるの件
- 第四 日本国とルーマニア社会主義共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件
- 第五 日本国とブルガリア人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件
- 第六 教育的、科学的及び文化的資料の輸入に関する協定の締結について承認を求めるの件
- 第七 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第八 許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出)
- 第九 情報処理振興事業協会等に関する法律案(内閣提出)
- 第十 国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 民事訴訟手続に関する条約の締結について承認を求めるの件
- 日程第二 民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約の締結について承認を求めるの件
- 日程第三 外国公文書の認証を不要とする条約の締結について承認を求めるの件
- 日程第四 日本国とルーマニア社会主義共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件
- 日程第五 日本国とブルガリア人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件
- 日程第六 教育的、科学的及び文化的資料の輸入に関する協定の締結について承認を求めるの件
- 日程第七 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第八 許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出)
- 日程第九 情報処理振興事業協会等に関する法律案(内閣提出)
- 日程第十 国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日本私学振興財団法案(内閣提出)
- 宮澤通商産業大臣の中小企業基本法に基づく昭和四十四年度年次報告及び昭和四十五年度中小企業施策についての発言及び質疑

午後二時六分開議

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

- 日程第一 民事訴訟手続に関する条約の締結について承認を求めるの件
- 日程第二 民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約の締結について承認を求めるの件
- 日程第三 外国公文書の認証を不要とする条約の締結について承認を求めるの件
- 日程第四 日本国とルーマニア社会主義共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件
- 日程第五 日本国とブルガリア人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件
- 日程第六 教育的、科学的及び文化的資料の輸入に関する協定の締結について承認を求めるの件
- 議長(船田中君) 日程第一、民事訴訟手続に関する条約の締結について承認を求めるの件、日程第二、民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約の締結について承認を求めるの件、日程第三、外国公文書の認証を不要とする条約の締結について承認を求めるの件、日程第四、日本国とルーマニア社会主義共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件、日程第五、日本国とブルガリア人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件、日程第六、教育的、科学的及び文化的資料の輸入に関する協定の締結について承認を求めるの件、右六件を一括して議題といたします。
- 民事訴訟手続に関する条約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和四十五年三月三十一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

民事訴訟手続に関する条約の締結について承認を求めるの件

民事訴訟手続に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、締約国が民事又は商事に關し効果的な司法共助を行なうこと等を定めるものであつて、わが国がこの条約を締結することは、民事及び商事の渉外事件につき裁判手続の円滑な進行及び当事者の利益の増進を図るうえで有意義と考えられる。よつて、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

民事訴訟手続に関する条約

この条約の署名国は、

千九百五十七年七月十七日の民事訴訟手続に関する条約に対し経験によつて示唆された改良を加えることを希望し、

そのため新たな条約を締結することに決定して、決のとおり協定した。

第一条

裁判上及び裁判外の文書の送付

民事又は商事に關し、外国にいる者にあつた文書の送達は、囑託国の領事官から受託国の指定する当局にあつた要請に基づき、締約国において行なわれる。その要請書は、転達される文書を發出した当局の表示、当事者の氏名及び資格、名あて人のあて先並びに当該文書の種類を記載するものとし、かつ、受託当局の用いる言語で作成する。

昭和四十五年四月二十四日 衆議院會議録第二十二号 民事訴訟手続に關する条約の締結について承認を求めるの件外五件

八六八

受託当局は、送達を証明し又は送達を妨げた事由を明示する書類を前記の領事官に送付する。

領事官の要請に關連して生ずる紛議は、外交上の経路を通じて解決する。

各締約国は、他の締約国にあてた通告により、自国の領域において行なわれるべき送達の要請書が第一項の事項を記載して外交上の経路を通じて自国に提出されることを希望することを宣言することができる。

この条の規定は、二の締約国がそれぞれの当局の間で直接に送付を行なうことを認めるための取極を行なうことを妨げるものではない。

第二条

送達は、受託国の法律上権限を有する当局が行なう。その当局は、次条の場合を除くほか、文書の送達を、任意に受領する名あて人への交付に限ることができる。

第三条

要請書には、送達すべき文書二通を添付する。送達すべき文書が受託当局の用いる言語若しくは兩國關係間で合意する言語で作成されている場合は、兩國關係間で合意する言語のいずれか一方による翻訳文がその文書に添付されている場合には、受託当局は、類似の送達の実施について国内法で定める方法又は国内法に反しない特別の方法によつてその文書を送達する。ただし、その旨の希望が要請書に表明されている場合には、その旨の希望が表明されていない場合には、受託当局は、まず、前条の交付を行なうように努めるものとする。

第四条

前項の翻訳文は、反対の取極がない限り、囑託国の外交官若しくは領事官又は受託国の宣誓した翻訳者がその正確であることを証明する。

第五条

送達の証明は、日付を付されかつ認証された名あて人の受取証又は受託国の当局が送達の事実、方法及び日付を確認する証明書によつて行なう。前項の受取証又は証明書は、送達すべき文書二通のいずれか一方に付記し又は添付する。

第六条

第一条から前条までの規定は、次の権限の行使を妨げるものではない。

1 外国にいる利害關係人に対して直接に文書を郵送する権能

2 利害關係人が直接名あて国の裁判所附屬吏又は権限のある官吏に送達を行なわせる権能

3 各国が外国にいる者に対する直接の送達を自国の外交官又は領事官に行なわせる権能

前項に掲げるいずれの権能も、關係國間の条約によつて認められるとき、又は条約がない場合において送達が行なわれる領域の属する國が拒否しないときに限り、認められる。その時は、同項の場合において、囑託國の國民に対し強制によらないで文書を送達すべきときは、これを拒否することができる。

第七条

送達については、いかなる種類の料金又は費用の償還をも請求することができない。

もつとも、受託國は、反対の取極がない限り、裁判所附屬吏の介入又は第三条にいう特別の方法の利用から生ずる費用の償還を囑託國に請求することができる。

II 司法共助の囑託

第八条

締約國の司法当局は、民事又は商事に關し、他の締約國の権限のある當局がその管轄区域内で証調べその他の裁判上の行為を行なうよう、自國の法律に従い、その當局に対して司法共助を囑託することができる。

第九条

司法共助の囑託は、囑託國の領事官により、受託國の指定する當局に転達される。この當局は、受託事項の実施を確認し又はその実施を妨げた事由を明示する書類を当該領事官に送付する。

前項の転達に關連して生ずる紛議は、外交上の経路を通じて解決する。

各締約国は、他の締約国にあてた通告により、自国の領域において実施すべき司法共助の囑託が外交上の経路を通じて転達されることを希望することを宣言することができる。

この条の規定は、二の締約国がそれぞれの當局の間で直接に司法共助の囑託を転達することを認めるための取極を行なうことを妨げるものではない。

第十条

司法共助の囑託書は、反対の取極がない限り、受託當局の用いる言語若しくは兩國關係間で合意される言語で作成するものとし、又はそれらの言語のいずれか一方による翻訳文であつて囑託國の外交官若しくは領事官若しくは受託國の宣誓した翻訳者がその正確であることを証明したものをこれに添付する。

第十一条

司法共助の囑託を受ける司法当局は、自國の當局からの囑託又は關係當事者からの類似の請求によつて用いられる強制方法と同様の強制方法によつて当該受託事項を実施する。その強制方法は、當事者の呼出しについては用いることを要しない。

受託當局は、囑託當局の要請がある場合には、求められた措置に關係當事者が立ち会うことができるように、その囑託當局に対しその措置をとる期日及び場所を通知する。

受託事項の実施は、次の場合を除くほか、拒否することができない。

- 1 書類の真正が立証されない場合
- 2 その実施が受託國において司法権に屬しない場合

3 その実施が、その行なわれるべき領域の属する國によりその主權又は安全を害する性質のものであると判斷される場合

第十二条

司法共助の囑託は、受託當局が権限を有しない場合には、その當局の國の法律の定めるところに従い、職權によつてその國の権限のある司法當局に転達される。

第十三条

受託當局は、その受託事項を実施しないときは、その旨を直ちに囑託當局に通知するものとし、その際、第十一条の場合にはその実施を拒否した理由を、また、前条の場合には囑託が転達された當局を明示する。

第十四条

受託事項を実施する司法当局は、遵守すべき手続に關して自國の法律を適用する。

もつとも、前項の司法当局は、囑託當局が特別の方法によつて実施することを要請する場合に、その方法が自國の法律に反しないものである限り、その要請に應ずる。

第十五条

第八条から前条までの規定は、各國が自國の外交官又は領事官に受託事項を直接実施させることを妨げるものではない。ただし、關係國間の條約がそのような実施を認めている場合又はその受託事項が実施されるべき領域の属する國がそのような実施を拒否しない場合に限り。

第十六条

受託事項の実施については、いかなる種類の料金又は費用の償還をも請求することができない。もつとも、受託國は、反対の取極がない限り、証人若しくは鑑定人に支払う費用、証人が任意に出頭しないため裁判所附屬吏が介入することから生ずる費用又は第十四条第二項の規定の適用から生ずる費用の償還を囑託國に請求することができる。

III 訴訟費用の担保

第十七条

締約国の裁判所において原告又は参加人となる者がいづれかの締約国に住所を有するいづれかの締約国の国民である場合には、その者に対し、外国人であること又はその国に住所若しくは居所を有しないことを理由としては、いかなる保証又は供託（その名称のいかんを問わない）をも命ずることができない。

前項の規定は、訴訟費用の支払を確保するため原告又は参加人に要求する費用の前納についても適用する。

締約国間の条約であつて、それらの締約国の国民に対しその住所がどこにあるかを問はず訴訟費用の担保又は前納を免除することを定めるものは、引き続き適用する。

第十八条

前条第一項及び第二項の規定又は訴えが提起された国の法律によつて保証、供託又は前納を免除された原告又は参加人に対し締約国においてされた訴訟費用の負担を定める裁判は、外交上の経路を通じて行なわれる請求に応じ、他の各締約国において、権限のある当局により無償で執行を認許される。

前項の規定は、その後訴訟費用の額を定める裁判についても適用する。

この条の規定は、二の締約国が関係当事者の直接行なう執行認許の請求をも認めるための取極をするものを妨げるものではない。

第十九条

訴訟費用に関する裁判は、当事者の審尋なしに執行を認許される。もつとも、費用の負担を命ぜられた当事者は、執行を求められる国の法律に従つてその後不服を申し立てることができ、執行認許の請求について裁判をする権限を有する当局は、次の事項のみを審理する。

1 費用の負担を定める裁判の謄本が、その裁判の行なわれた国の法律上、真正なものであるために必要な条件を満たしているかどうか

か。

2 その裁判が、その行なわれた国の法律上確定力を有するかどうか

3 裁判の本文が、受託当局の用いる言語又は両関係国間で合意する言語で作成されているかどうか。また、それらの言語のいづれか一方による翻訳文であつて、反対の取極がない限り、嘱託国の外交官若しくは領事官又は受託国の宣誓した翻訳者がその正確であることを証明したものが、裁判の本文に添付されているかどうか。

前項1及び2の条件は、その裁判が確定力を有することを認許する嘱託国の権限のある当局の宣言又はその裁判が確定力を有することを立証するような正当に認められた書類の提出によつて満たされる。その当局の権限は、反対の取極がない限り、嘱託国の司法行政を担当する最上級の職員が証明する。それらの宣言及び書類は、前項3の規定に従つて作成し又はこれらに翻訳文を添付する。

執行認許の請求について裁判をする権限を有する当局は、当事者が同時に請求する場合には、第二項3に規定する証明、翻訳及び認証の費用の額を定める。その費用は、訴訟費用とみなされる。

IV 無償の訴訟上の救助

第二十条

締約国の国民は、民事又は商事に關し、いづれかの他の締約国においても、当該他の締約国の法律に従い、当該他の締約国の国民と同様に無償の訴訟上の救助を受けることができる。

前項の規定は、訴訟上の救助が行政事件について与えられる国においては、行政事件について管轄権を有する裁判所に係属する事件についても適用する。

第二十一条

無資力の証明書又は宣言は、いかなる場合にも、当該外国人の常居所地の当局又は、それがないときは、現在の居所地の当局が交付し又は受理したものとす。現在の居所地の当局が締約国に属せず、かつ、この種の証明書又は宣言を交付せず又は受理しない場合には、当該外国人の属する国の外交官又は領事官が交付し又は受理した証明書又は宣言で足りる。

請求者が請求を行なう国に居所を有しない場合には、無資力の証明書又は宣言は、その提出されるべき国の外交官又は領事官が無償で認証する。

第二十三条

無資力の証明書又は宣言を交付し又は受理する権限を有する当局は、請求者の資産状況につき他の締約国の当局に照会することができる。

したものとす。現在の居所地の当局が締約国に属せず、かつ、この種の証明書又は宣言を交付せず又は受理しない場合には、当該外国人の属する国の外交官又は領事官が交付し又は受理した証明書又は宣言で足りる。

請求者が請求を行なう国に居所を有しない場合には、無資力の証明書又は宣言は、その提出されるべき国の外交官又は領事官が無償で認証する。

無資力の証明書又は宣言を交付し又は受理する権限を有する当局は、請求者の資産状況につき他の締約国の当局に照会することができる。

無償の訴訟上の救助の請求について裁定する責任を負う当局は、その権限の範囲内において、証明書、宣言及び提供される資料を審査する権利並びに十分な心証を得るために追加の情報を求める権利を有する。

第二十四条

無資力の証明書又は宣言は、その者の属する国の領事官が、無資力の証明書又は宣言及び場合により請求の審理に役だつその他の証拠書類とともに、その請求について裁定する権限を有する当局又はその請求が審理されるべき国の指定する当局に転達することができる。

第二十五条

司法共助の嘱託に關する第九條第二項から第四項まで、第十條及び第十二條の規定は、無償の訴訟上の救助を受けるための請求及びその関係書類の転達についても適用する。

第二十六条

訴訟上の救助の利益がいづれかの締約国の国民に与えられる場合において、当該訴訟に關する送達（その方法のいかんを問わない）が他の締約国において行なわれるときは、受託国は、その送達につきいかなる費用の償還をも嘱託国に請求することができない。

第二十七条

前項の規定は、鑑定人に支払われる費用を除く

ほか、司法共助の嘱託についても適用する。

V 身分証書の無償交付

第二十五条

いづれかの締約国の国民である無資力者は、内国民と同一の条件で身分証書の無償交付を受けることができる。そのような無資力者の婚姻に必要な書類は、締約国の外交官又は領事官が無償で認証する。

VI 身体拘束

第二十六条

身体を拘束する手段は、民事又は商事に關しては、執行の方法としても、また、単なる保全処分としても、それが内国民に対して用いられるものでない限り、締約国の国民である外国人に対して用いることができない。国内に住所を有する内国民が身体拘束を解除されるために援用することができ、締約国の国民のために同一の効果を有する。

VII 最終規定

第二十七条

この条約は、国際私法會議の第七回會期に代表者を出した国による署名のため開放される。

この条約は、批准されなければならない。批准書は、オランダ外務省に寄託する。

各批准書の寄託について調書を作成するものとすし、その認証謄本は、外交上の経路を通じて各署名国に送付する。

第二十八条

この条約は、前条第二項の批准書のうち四番目に寄託されるものの寄託の時から六十日目の日に効力を生ずる。

この条約は、その後批准する各署名国については、その批准書の寄託の日から六十日目の日に効力を生ずる。

第二十九条

この条約は、これを批准する国の間では、千九百五十七年七月十七日にヘーグで署名された民事訴訟

昭和四十五年四月二十四日 衆議院會議録第二十二号 民事訴訟手続に關する條約の締結について承認を求めるの件外五件

八七〇

手続に關する條約に代わるものとする。

第三十条

この條約は、締約国の本土領域については當然に適用する。

いずれの締約国も、自国が國際關係について責任を有する他の領域の全部又は一部につきこの條約を適用することを希望する場合には、その旨を文書によつて通告するものとし、その文書は、オランダ外務省に寄託される。その文書の認證原本は、同外務省が外交上の経路を通じて各署名国に送付する。

この條約は、前項の送付の後六箇月以内に異議を申し立てなかつた国と同項の通告を行なつた国が國際關係について責任を有する領域であつてその通告の対象となつたものとの間で、効力を生ずる。

第三十一条

國際私法會議の第七回會期に代表者を出さなかつた国は、この條約に加入することができない。ただし、この條約を批准した国がオランダ政府から加入の通知を受けた後六箇月以内に異議を申し立てないことを条件とする。加入は、第二十七条第二項に定める方法に準じて行なう。

この條約は、第二十八条第一項の規定に従つて効力を生じた後でなければ、これに加入することができない。

第三十二条

締約国は、この條約の署名若しくは批准又はこれへの加入に際して留保を行なうことにより、第十七条の規定の適用を自国の領域に常居所を有する締約国の国民に限定することができる。

前項の留保を行なう国は、他の締約国の裁判所において原告又は参加人となる自国民につき、その者が当該他の締約国の領域に常居所を有する場合を除くほか、当該他の締約国が第十七条の規定を適用することを要求することができない。

第三十三条

この條約は、第二十八条第一項の日から五年間

効力を有する。

前項の有効期間は、その開始後にこの條約を批准し又はこれに加入する国についても、同様とする。

この條約は、廢棄されない限り、五年ごとに默示的に更新される。廢棄は、五年の期間が満了する少なくとも六箇月前にオランダ外務省に通告するものとし、同外務省は、それを他のすべての締約国に通知する。

廢棄は、第三十条第二項の規定に従つて行なわれる通告に明示する領域の全部又は一部に限定して行なうことができる。

廢棄は、これを通告した国についてのみ効力を生ずるものとし、その他の締約国については、この條約は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの條約に署名した。

千九百五十四年三月一日にヘーグで本書一通を作成した。本書は、オランダ政府に寄託するものとし、その認證原本は、外交上の経路を通じて、ヘーグ國際私法會議の第七回會期に代表者を出した国に送付する。

ドイツ連邦共和国のために

オーストリアのために

エリック・フィッシュ

千九百五十四年三月一日

ベルギーのために

E・グレイフェ

千九百五十四年三月一日

デンマークのために

スペインのために

フィンランドのために

フランスのために

グレート・ブリテン又は北部アイルランド連合王国のために

イタリアのために

C・カルーゾ

千九百五十四年三月一日

日本国のために

ルクセンブルグのために

ノールウェーのために

オランダのために

J・W・ペイエン

千九百五十四年三月一日

J・ルンス

千九百五十四年三月一日

ポルトガルのために

スウェーデンのために

スイスのために

民事又は商事に關する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に關する條約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和四十五年三月三十一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

民事又は商事に關する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に關する條約の締結について承認を求めるの件

民事又は商事に關する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に關する條約の締結について、日本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この條約は、締約国が裁判上及び裁判外の文書の外国における送達又は告知に相互に協力することを目的とするものであつて、わが国がこの條約を締結することは、民事及び商事の涉外事件につき裁判手続の迅速化及び当事者の利益の保護を図るうえで有意義と考えられる。よつて、この條約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

民事又は商事に關する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に關する條約

第一章

この條約の署名国は、

外国において送達又は告知を行なうべき裁判上及び裁判外の文書をその名あて人が十分な余裕をもつて知ることができるとの適當な方法を設けることを希望し、

そのため、手続の簡素化及び迅速化によつて司法共助を改善することを希望し、そのための條約を締結することに決定して、次のとおり協定した。

第一条

この條約は、民事又は商事に關し、外国における送達又は告知のため裁判上又は裁判外の文書を外国に転達すべき場合につき、常に適用する。

この條約は、文書の名あて人のあて先が明らかでない場合には、適用しない。

第二章 裁判上の文書

第一条

各締約国は、次条から第六条までの規定に従い他の締約国からの送達又は告知の要請を受理し、かつ処理する責任を負う中央当局を指定する。

各国は、自国の法律に従つて中央当局を組織する。

第三条

嘱託国の法律上権限を有する当局又は裁判所附属吏は、受託国の中央当局に対し、この条約の附属書の様式に合致する要請書を送付する。この場合において、認証その他これに相当する手続を要しない。

前項の要請書には、当該裁判上の文書又はその写しを添付するものとし、これらの要請書及び文書又は写しは、それぞれ二通とする。

第四条

中央当局は、要請がこの条約の規定に従つて行なわれていないと認める場合には、その旨を当該要請に対する異議の理由とともに直ちに要請者に通知する。

第五条

受託国の中央当局は、次のいずれかの方法により、文書の送達又は告知を行ない又は行なわせる。

(a) 受託国において作成される文書をその国の領域内にいる者に送達し又は告知するためその国の法律で定める方法

(b) 要請者が希望する特別の方法。ただし、受託国の法律に反しないものに限る。

文書は、前項(b)の場合を除くほか、常に、任意に受領する名あて人への交付によつて送達することができる。

中央当局は、第一項の規定に従つて文書の送達又は告知を行なうべき場合に、その文書を自国の公用語で作成し又はこれに翻訳することを要請することができる。

この条約の附属書の様式に合致する要請書のう

ち文書の要領が記載されている部分は、名あて人に交付する。

第六条

受託国の中央当局又は受託国が特に指定する当局は、この条約の附属書の様式に合致する証明書を作成する。

証明書には、送達又は告知が実施された旨を記載するものとし、その実施の方法、場所及び日付並びに文書の交付を受けた者を明示する。送達又は告知が実施されなかつた場合には、その事由を明示する。

要請者は、証明書が中央当局又は司法当局によつて作成されたものでない場合には、そのいずれか一方の当局がこれに確証を与えることを要請することができる。

証明書は、要請者に対して直接に送付する。

第七条

この条約の附属書の様式中の印刷される文言は、必ずフランス語又は英語によるものとする。

その文言には、嘱託国の公用語を併記することができる。

前項の文言に対応する欄には、受託国の言語、フランス語又は英語で記入する。

第八条

各締約国は、外国にいる者に対する裁判上の文書の直接の送達又は告知を自国の外交官又は領事官に行なわせる権限を有する。ただし、その送達又は告知は、強制によらないものに限る。

文書の送達又は告知がその文書の作成された国の国民に対して行なわれる場合を除くほか、いずれの国も、自国の領域内での前項の権限の行使を拒否することを宣言することができる。

第九条

各締約国は、さらに、他の締約国の指定する当局に対し送達又は告知を目的として裁判上の文書を転達するため、領事官の経路を用いることができる。

各締約国は、特別の事情がある場合には、前項の目的と同様の目的のため外交上の経路を用いることができる。

第十条

この条約は、名あて国が拒否を宣言しない限り、次の権限の行使を妨げるものではない。

(a) 外国にいる者に対して直接に裁判上の文書を郵送する権限

(b) 嘱託国の裁判所附属吏、官吏その他権限のある者が直接名あて国の裁判所附属吏、官吏その他権限のある者に裁判上の文書の送達又は告知を行なわせる権限

(c) 裁判手続の利害関係者が直接名あて国の裁判所附属吏、官吏その他権限のある者に裁判上の文書の送達又は告知を行なわせる権限

第十一条

この条約は、締約国が、裁判上の文書の送達又は告知を目的として、前諸条に定めのない転達の経路、特に、それぞれの当局の間での直接の送付を認めるための取極を相互間で行なうことを妨げるものではない。

第十二条

締約国から転達された裁判上の文書の送達又は告知については、受託国の提供する役務に係る料金又は費用の支払又は償還を請求することができる。

要請者は、次のことから生じた費用を支払い又は償還する。

(a) 裁判所附属吏又は名あて国の法律上権限を有する者の介入

(b) 特別の方法の利用

第十三条

この条約の規定に従つて要請された送達又は告知の実施は、受託国によりその主権又は安全を害する性質のものであると判断される場合を除くほか、拒否することができない。

受託国は、当該事件につき自国の法律上専属的な裁判管轄権を有していること又は自国の法律上当該請求の趣旨に対応する法的手段を認めていないことのみを理由として、前項の送達又は告知の実施を拒否することができない。

中央当局は、拒否した場合には、その旨を拒否の理由とともに直ちに要請者に通知する。

第十四条

送達又は告知のために行なわれる裁判上の文書の転達に関連して生ずる紛議は、外交上の経路を通じて解決する。

第十五条

訴訟手続を開始する文書又はこれに類する文書が送達又は告知のためこの条約の規定に基づき外国に転達された場合において、被告が出現しないときは、

(a) その文書が、受託国において作成される文書とその国の領域内にいる者に送達し若しくは告知するためその国の法律で定める方法により、送達され若しくは告知されたこと又は

(b) その文書が、この条約に定める他の方法により、被告に対し若しくはその住居において実際に交付されたこと

及び、これらのいずれかのこととともに、当該送達、告知又は交付が被告の防御のために十分な期間を置いて行なわれたことが立証される時まで、

昭和四十五年四月二十四日 衆議院會議録第二十二号 民事訴訟手続に関する条約の締結について承認を求めるの件外五件

八七二

裁判所は、裁判を延期する。

各締約国は、自国の裁判所が、送達、告知又は交付の証明書を受理していない場合においても、次のすべての条件が満たされるときは、前項の規定にかかわらず裁判をすることができるとを宣言することができる。

(a) 前項の文書が、この条約に定めるいずれかの方法によつて転達されたこと。

(b) その文書の発送の日から、当該裁判所が事件ごとに適当と認める六箇月以上の期間を経過したこと。

(c) すべての妥当な努力にもかかわらず、受託国の権限のある当局から証明書を入手することができなかったこと。

この条の規定は、裁判所が緊急の場合に仮の処分又は保全処分を命ずることを妨げるものではない。

第十六条

訴訟手続を開始する文書又はこれに類する文書が送達又は告知のためこの条約の規定に基づき外国に転達された場合において、出頭しない被告に対して裁判がされたときは、裁判所は、次のすべての条件が満たされる限り、不服申立期間の満了によつて失われた被告の不服申立権を回復させることができる。

(a) 被告が、その責めに帰すべき事由によらな

い、防御するために十分な期間内にその文書を知らず、又は不服申立てをするために十分な期間内にその裁判を知らなかつたこと。

(b) 被告の主張が全く理由がないとは思われな

いこと。
不服申立権の回復の請求は、被告が裁判を知つた時から相当の期間内に行なわれなければならない場合、却下される。
各締約国は、その宣言に明示する期間の満了後に行なわれた不服申立権の回復の請求が却下されることを宣言することができる。ただし、その期間は、裁判の日から一年未満であつてはならない。

この条の規定は、人の身分に関する裁判については適用しない。

第二章 裁判外の文書

第十七条

締約国の当局及び裁判所附属吏が発出する裁判外の文書は、他の締約国における送達又は告知のため、この条約に定める方法及び条件によつて転達することができる。

第三章 一般規定

第十八条

いずれの締約国も、中央当局のほか、他の当局をその権限を定めて指定することができる。もつとも、要請者は、中央当局に対して直接に要請を行なう権利を常に有する。

連邦制の国家は、二以上の中央当局を指定することができる。

第十九条

この条約は、締約国が、自国の領域内で外国からの文書を送達し又は告知するため、自国の国内法により前諸条に定めのない転達の方法を認めることを妨げるものではない。

第二十条

この条約は、締約国が次の規定と異なる取極を相互間でなすことを妨げるものではない。

(a) 転達される文書及び要請書それぞれ二通を必要とする第三項第二項の規定

(b) 使用する言語に関する第五項第三項及び第七項の規定

(c) 第五項第四項の規定

(d) 第十二条第二項の規定

第二十一条

各締約国は、批准書若しくは加入書の寄託の時又はその後、オランダ外務省に対して次の事項を通告する。

(a) 第二条及び第十八条の当局の指定

(b) 第六条の証明書を作成する権限を有する当局の指定

(c) 領事官を通じて転達される文書を受領する

権限を有する第九条の当局の指定

各締約国は、該当する場合には、前項の場合と同様に、次の事項を通告する。

(a) 転達の経路についての第八条及び第十条の拒否

(b) 第十五条第二項及び第十六条第三項の宣言

(c) 前項の指定、(a)の拒否及び(b)の宣言の変更

第二十二条

千九百五十七年七月十七日にヘーグで署名された民事訴訟手続に関する条約又は千九百五十四年三月一日にヘーグで署名された民事訴訟手続に関する条約の当事国である締約国の間では、この条約は、それらの二の条約の第一条から第七条までの規定に代わるものとする。

第二十三条

この条約は、千九百五十七年七月十七日にヘーグで署名された民事訴訟手続に関する条約第二十三条及び千九百五十四年三月一日にヘーグで署名された民事訴訟手続に関する条約第二十四条の規定の適用を妨げるものではない。

もつとも、前項にいう規定は、同項の条約に定める送付の方法と同一の送付の方法が利用される場合についてのみ適用する。

第二十四条

締約国間の取極であつて千九百五年の条約又は千九百五十四年の条約を補充するものは、それらの締約国が別段の合意をしない限り、この条約についても適用されるものとみなす。

第二十五条

この条約は、締約国が当事国であり又は当事国となる他の条約であつてこの条約により規律される事項に関する規定を含むものに影響を及ぼすものではない。もつとも、第二十二條及び前条の規定の適用を妨げない。

第二十六条

この条約は、ヘーグ国際私法会議の第十回会期に代表者を出した国による署名のため開放される。

この条約は、批准されなければならない。批准書は、オランダ外務省に寄託する。

第二十七条

この条約は、前条第二項の批准書のうち三番目に寄託されるものの寄託の後六十日目の日に効力を生ずる。

この条約は、その後批准する各署名国については、その批准書の寄託の後六十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

ヘーグ国際私法会議の第十回会期に代表者を出さなかつた国は、この条約が前条第一項の規定に従つて効力を生じた後これに加入することができる。加入書は、オランダ外務省に寄託する。

前項の加入書の寄託の前にこの条約を批准した

いずれかの国がオランダ外務省による当該寄託の通告を受けた日から六箇月の期間内に同外務省に対して異議を申し立てなかつた場合には、この条約は、同項の国について効力を生ずる。

この条約は、前項の異議の申立てがなかつた場合には、同項に定める期間が満了する月の翌月の初日に、当該加入書を寄託した国について効力を生ずる。

第二十九条

いずれの国も、署名、批准又は加入の時に、自国が国際関係について責任を有する領域の全部又は一部につきこの条約を適用することを宣言することができる。その宣言は、この条約がその国について効力を生ずる時に効力を生ずる。

そのような適用は、その後いつでもオランダ外務省に通告する。

この条約は、前項の通告の後六十日目の日に、その適用されることとなる領域について効力を生ずる。

第三十条

この条約は、第二十七條第一項の規定に従つて効力を生じた日から五年間効力を有する。その日

の後に批准し又は加入する国についても、同様とする。

この条約は、廃棄されない限り、五年ごとに黙示的に更新される。

廃棄は、五年の期間が満了する少なくとも六箇月前にオランダ外務省に通告する。

廃棄は、この条約が適用される領域のうち特定の部分に限定して行なうことができる。

廃棄は、これを通告した国についての効力を生ずるものとし、その他の締約国については、この条約は、引き続き効力を有する。

第三十一条

オランダ外務省は、第二十六条の国及び第二十八条の規定に従つて加入した国に対し、次の事項を通告する。

- (a) 第二十六条の署名及び批准
- (b) この条約が第二十七条第一項の規定に従つて効力を生ずる日
- (c) 第二十八条の加入及びそれが効力を生ずる日
- (d) 第二十九条の適用宣言及びそれが効力を生ずる日
- (e) 第二十一条の指定、拒否及び宣言
- (f) 前条第三項の廃棄

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百六十五年十一月十五日にヘーグで、ひとしく、正文であるフランス語及び英語により本書一通を作成した。本書は、オランダ政府に寄託するものとし、その認証本は、外交上の経路を通じて、ヘーグ国際私法会議の第十回会期に代表者を出した国に送付する。

ドイツ連邦共和国のために
批准を条件として

カール・ヘルマン・クノーケ

オーストリアのために

ベルギーのために

デンマークのために

スペインのために

アメリカ合衆国のために

ウィリアム・ロイヤル・タイラー
フィンランドのために

シイグルド・フォン・ヌーメルス
フランスのために

ギリシャのために

アイルランドのために

イスラエルのために

ダヴィッド・シャルティール
千九百六十五年十一月二十五日
イタリアのために

日本国のために

ルクセンブルグのために

ノルウェーのために

オランダのために

J・ルンス
ポルトガルのために

アラブ連合共和国のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合
王国のために

ビーター・ギャラン

千九百六十五年十二月十日
スウェーデンのために

スイスのために

トルコのために

ユーゴスラヴィアのために

附屬書 要請書及び証明書の様式

要 請 書

裁判上又は裁判外の文書の外国における送達及び告知のために

1965年11月15日にヘーグで署名された民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約

要請者の表示及び所在地

受託当局の所在地

下名の要請者は、貴受託当局に対し、下記の文書それぞれ2通を送付するとともに、条約第5条の規定に基づき、次の方法により遅滞なく名あて人にその1通を交付することを要請します。

(名あて人の表示及びあて先)

(a) 条約第5条第1項(a)の方法*

(b) 条約第5条第1項(b)の特別の方法、すなわち、*

(c) 条約第5条第2項の任意交付*

下記の文書1通及びその添付書類*を裏面の証明書とともに要請者に返送し又は返送させよう貴受託当局に要請します。

書類の表示

(場所) (日付)

署名又は公印

* 印の文言は、不要な場合には抹消すること。

(裏面)

証 明 書

下名の当局は、条約第6条の規定に従い、次のことを証明します。

1. 要請された交付は、*

(日)

(場所)

において、条約第5条に規定する次の方法によつて実施した。*

(a) 条約第5条第1項(a)の方法*

(b) 特別の方法、すなわち、*

(c) 任意交付*

要請書に掲げる文書は、次の者に交付した。

(交付を受けた者の表示及び資格)

名あて人との関係(家族、使用人その他)

2. 要請された交付は、次の事由により実施されなかつた。*

条約第12条第2項の規定に従い、貴要請者に対し、添付された計算書に明細を掲げる費用の支払又は償還を請求します。*

添付書類

返送される書類

該当する場合には、要請された交付の実施を証明する文書

(場所) (日付)

署名又は公印

* 印の文言は、不要な場合には抹消すること。

文 書 の 要 領

1965年11月15日にページで署名された民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約

(第5条第4項)

嘱托当局の表示及び所在地

当事者の表示*

裁判上の文書**

文書の種類及び目的

訴訟手続の種類及び目的並びに該当する場合にその新類

出頭の日及び場所**

裁判をした裁判所**

裁判の日**

文書に定める期間**

文書の種類及び目的

裁判外の文書**

文書に定める期間**

* 印の類には、必要に応じて、文書の標題に利害関係がある者の表示及びて先を記入すること。
**印の文言は、必要な場合には抹消すること。

外国公文書の認証を不要とする条約の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和四十五年三月三十一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

外国公文書の認証を不要とする条約の締結について承認を求めるの件
外国公文書の認証を不要とする条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この条約は、公文書を外国で提出する場合に要

求される認証を締約国の間では不要とすることを定めるものであつて、わが国がこの条約を締結することは、わが国の公文書を外国で提出する者にとつて利益となると考えられる。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

外国公文書の認証を不要とする条約

この条約の署名国は、

外交官又は領事官による外国公文書の認証を不要とすることを希望し、
そのため条約を締結することに決定して、次のとおり協定した。

第一条

この条約は、いづれかの締約国の領域において作成された公文書で他のいづれかの締約国の領域において提出されるべきものにつき、適用する。
この条約の適用上、次のものを公文書とみなす。

- (a) 国の司法権に係る当局又は職員が発する文書（検察官、裁判所書記又は執行吏が発するものを含む。）
 - (b) 行政官庁の文書
 - (c) 公正証書
 - (d) 登記簿又は登録簿の証明、確定日付証明、署名証明その他これらに類する公的な証明であつて、私署証書に付するもの
- ただし、この条約は、次の文書については適用しない。

- (a) 外交官又は領事官が作成する文書
- (b) 行政官庁の文書で商業活動又は税関の事務と直接の関係があるもの

第二条

各締約国は、自国の領域において提出される文書でこの条約の適用を受けるものにつき、認証を免除する。この条約の適用上、「認証」とは、当該文書の提出されるべき国の外交官又は領事官が、署名の真正、文書の署名者の資格及び場合により

文書に押されている印影の同一性を証明する手続のみをいう。

第三条

署名の真正、文書の署名者の資格及び場合により文書に押されている印影の同一性の証明として要求することができる唯一の手続は、当該文書を発する国の権限のある当局による次条の証明文の付与とする。

もつとも、文書が提出される国において効力を有する法律、規則若しくは慣行又は締約国間の取極が前項の手続を廃止し若しくは簡素化し又は文書の認証を免除している場合には、その手続を要求することができない。

第四条

前条第一項の証明文は、文書自体又は補綴に記載する。その証明文は、この条約の附属書の様式に合致するものとする。
もつとも、証明文は、これを付与する当局の公用語で記載することができる。また、証明文中の文言には、他の言語を併記することができる。
（証明（千九百六十一年十月五日のヘーグ条約）という標題は、フランス語で記載する。）

第五条

証明文は、文書の署名者又は所持人の請求に応じて付与する。
正当に記載された証明文は、署名の真正、文書の署名者の資格及び場合により文書に押されている印影の同一性を証明する。
証明文中の署名及び印影は、すべての証明を免除される。

第六条

各締約国は、第三条第一項の証明文を付与する権限を有する当局をその公的任務に照らして指定する。

各締約国は、批准書若しくは加入書を寄託する時又は適用宣言を行なう時にオランダ外務省に対して前項の指定を通告するものとし、また、その指定の変更を通告する。

昭和四十五年四月二十四日 衆議院會議録第二十二号 民事訴訟手続に關する条約の締結について承認を求めるの件外五件

第七条

前条の規定に従つて指定された各当局は、その付与した証明文について次の事項を記録する登録簿又は索引カードを備えるものとする。

(a) 証明文の番号及び日付

(b) 公文書の署名者の氏名及びその資格又は、署名がない場合には、押印した当局の表示

証明文を付与した当局は、利害關係人の請求に應じ、証明文中の記載事項が登録簿又は索引カードの記載事項と一致しているかどうかを確認する。

第八条

締約国間の条約又は協定が署名又は印影の証明について一定の手続を課する規定を含む場合において、その手続が第三条及び第四条の手続よりも厳格であるときは、この条約は、その規定に優先する。

第九条

各締約国は、自国の外交官又は領事官がこの条約上認証の免除されている場合に認証を行なうことがないようにするための必要な措置をとる。

第十条

この条約は、ヘーグ国際私法會議の第九回会期に代表者を出した国並びにアイスランド、アイスランド、リヒテンシュタイン及びトルコによる署名のため、開放される。

この条約は、批准されなければならない。批准書は、オランダ外務省に寄託する。

第十一条

この条約は、前条第二項の批准書のうち三番目に寄託されるものの寄託の後六十日目の日に効力を生ずる。

この条約は、その後批准する各署名国については、その批准書の寄託の後六十日目の日に効力を生ずる。

第十二条

第十条の国以外の国は、この条約が前条第一項の規定に従つて効力を生じた後これに加入すること

とができる。加入書は、オランダ外務省に寄託する。

加入は、加入国と第十五条(d)の通告を受領した後六箇月以内に当該加入に対して異議を申し立てなかつた締約国との間でのみ、効力を有する。その異議は、オランダ外務省に通告する。

この条約は、加入国とその加入に対して異議を申し立てなかつた国との間で、前項に規定する六箇月の期間の満了の後六十日目の日に効力を生ずる。

第十三条

いずれの国も、署名、批准又は加入の時に、自国が國際關係について責任を有する領域の全部又は一部につきこの条約を適用することを宣言することができ。その宣言は、この条約がその国について効力を生ずる時に効力を生ずる。

そのような適用は、その後いつでもオランダ外務省に通告する。

この条約は、これに署名しかつこれを批准する国が適用宣言を行なう場合には、第十一条の規定に従い、關係領域について効力を生ずる。この条約は、これに加入する国が適用宣言を行なう場合には、前条の規定に従い、關係領域について効力を生ずる。

第十四条

この条約は、第十一条第一項の規定に従つて効力を生じた日から五年間効力を有する。その日の後に批准し又は加入する国についても、同様とする。

この条約は、廃棄されない限り、五年ごとに默示的に更新される。

廃棄は、五年の期間が満了する少なくとも六箇月前にオランダ外務省に通告する。

廃棄は、この条約が適用される領域のうち特定の部分に限定して行なうことができる。

廃棄は、これを通告した国についてのみ効力を生ずるものとし、その他の締約国については、この条約は、引き続き効力を有する。

第十五条

オランダ外務省は、第十条の国及び第十二条の規定に従つて加入した国に対し、次の事項を通告する。

(a) 第六条第二項の通告

(b) 第十条の署名及び批准

(c) この条約が第十一条第一項の規定に従つて効力を生ずる日

(d) 第十二条の加入及び異議並びにその加入が効力を生ずる日

(e) 第十三条の適用宣言及びそれが効力を生ずる日

(f) 前条第三項の廃棄

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百六十一年十月五日にヘーグで、フランス語及び英語により本書一通を作成した。フランス語の本文と英語の本文との間に相違がある場合には、フランス語の本文による。本書は、オランダ政府に寄託するものとし、その認証本は、外交上の経路を通じて、ヘーグ国際私法會議の第九回会期に代表者を出した国並びにアイスランド、アイスランド、リヒテンシュタイン及びトルコに送付する。

ドイツ連邦共和国のために

ドクトル J・レンス

オーストリアのために

ドクトル ゲオルク・アーフス

ベルギーのために

デンマークのために

スペインのために

フィンランドのために

フランスのために

千九百六十一年十月九日

エティエンヌ・コイダン

ギリシャのために

P・A・ヴェリキオス

アイスランドのために

アイスランドのために

イタリアのために

日本国のために

リヒテンシュタインのために

ルクセンブルグのために

J・クレメル

ノールウェーのために

オランダのために

ポルトガルのために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

スウェーデンのために

スイスのために

M・シエラ

トルコのために

ユーゴスラヴィアのために

ラデー・ルキッチ

(批准を条件として)

附屬書 証明文の様式

証明文は、一辺の長さが少なくとも九センチメートルの正方形とする。

註 明

(1961年10月5日のヘーグ条約)

1. 国 名
 2. この公文書は、
 3. その署名者は、
 4. この公文書には、
- の印影が押されている。

上記のことを証明する。

5. (場所)
6. (日付)

7. (証明者)

8. 第 号

9. 印 影

10. 題 名

日本国とルーマニア社会主義共和国との間の
通商航海条約の締結について承認を求めるの
件

右
国会に提出する。

昭和四十五年三月二十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

日本国とルーマニア社会主義共和国との間の
通商航海条約の締結について承認を求め
るの件

日本国とルーマニア社会主義共和国との間の通

商航海条約の締結について、日本国憲法第七十三
条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を
求める。

理 由

政府は、日本国とルーマニア社会主義共和国と
の間の友好関係を強化し、かつ、両国間の経済関
係の発展を促進するため、昭和四十四年九月一日
に東京で、日本国とルーマニア社会主義共和国と
の間の通商航海条約に署名した。よつて、この条
約を締結することとした。これが、この案
件を提出する理由である。

日本国とルーマニア社会主義共和国との間
の通商航海条約

日本国政府及びルーマニア社会主義共和国政府
は、両国間の友好及び相互協力の関係を強化し、
かつ、両国間の経済関係の発展を促進することを
希望して、平等及び相互の利益の原則を基礎とす
る通商航海条約を締結することに決定し、このた
め、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国政府

ルーマニア社会主義共和国政府

ルーマニア社

会主義共和国

外務大臣

コルネル・ブルティカ

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を
示し、それが良好妥当であると認められた後、次
のとおり協定した。

第一條

- 1 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約
国の領域への入国、当該領域内における旅行、
居住及び滞在並びに当該領域からの出国の権利
に關し、最惠国待遇を与えられる。
- 2 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約
国の領域内において、身体及び財産の保護及び
保障に關し、最惠国待遇を与えられる。
- 3 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約
国の領域内において、すべての強制軍事服役並
びにこの服役の代りとして課されるすべての租
税及び軍事課税金を免除される。
- 4 いずれの一方の締約国の国民も、3に定める
免除及びすべての強制戦時公債、軍事取立金、
軍用徴税又は強制宿営に關し、第三国の国民に
与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えら
れる。
- 5 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約
国の領域内において、第三国の国民に課される
租税、手数料若しくは課税金以外の又はこれら
よりも重いいかなる種類の租税、手数料又は課
税金をも課されることはない。ただし、各締約国

は、相互主義に基づいて租税に關する特定の利
益を与える権利又は二重課税の回避のための協
定によつて租税に關する特別の利益を与える権
利を留保する。

第二條

- 1 経済活動に従事する法人であつていづれか一
方の締約国の法令に従つて組織され、かつ、当
該一方の締約国内に住所を有するものは、他方
の締約国の領域内においても法人として認めら
れる。
 - 2 いずれの一方の締約国の国民及び法人も、他
方の締約国の法令に定める条件に従い、当該他
方の締約国の領域内において経済活動に従事す
ることを許可される。これらの国民及び法人
は、他方の締約国の領域内において経済活動
を行なうにあたり、第三国の国民及び類似の法人
に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与え
られる。
 - 3 1にいう法人は、他方の締約国の領域内にお
いて、当該他方の締約国の法令に従い代理人に
よつて代表される権利を有する。
 - 4 いずれの一方の締約国の国民及び法人も、他
方の締約国の領域内において、自己の権利の行
使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所
の裁判を受け及び行政機関に対して申立てをす
る権利に關し、最惠国待遇を与えられる。
 - 5 第一條の規定は、法人に適用することができ
る範囲内で前記の法人にも適用する。
- 第三條
- 1 各締約国は、輸入若しくは輸出に対し又はこ
れらに關連して課されるすべての種類の関税及び
課税金に關する事項、これらの関税及び課税
金の徴収の方法に關する事項並びに貨物の通関
に關連する規則、手続及び課税金に關する事項
についてはすべて、他方の締約国を原産地とす
る産品又は他方の締約国に仕向けられる産品に
對して最惠国待遇を与える。
 - 2 いずれの一方の締約国の産品も、一又は二以

上の第三国の領域を通過して輸送された後においても、他方の締約国の領域への輸入に際しては、それらの産品が当該一方の締約国の領域から直接輸入された場合に課される関税又は課徴金より高い関税又は課徴金を課されることはない。

3 2の規定は、第三国の領域を通過する間に積み替えられ、再包装され及び倉庫で保管された産品にも適用する。

4 各締約国は、輸入品に対し又はこれに関連して課されるすべての内国税その他すべての種類の内国税徴金に關する事項並びにその締約国の領域内における輸入品の国内販売、販売のための提供、購入、輸送、分配又は使用に影響を及ぼすすべての法令及び要件に關する事項についてはすべて、他方の締約国の産品に対して最惠国待遇を与える。

5 1の規定は、いずれか一方の締約国が与える次の特別の利益には適用しない。

(a) 国境貿易を容易にするため隣接国に与える特別の利益

(b) 次のものに与える特別の利益

(i) 当該一方の締約国の船舶によつて採捕された天然の海産物

(ii) 海上において当該一方の締約国の船舶内で天然の海産物に加工し又は天然の海産物から製造して得た産品

第四條

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の産品の輸入又は当該他方の締約国の領域への産品の輸出に対し、いかなる禁止又は制限をも設け又は維持してはならない。ただし、すべての第三国の同様の産品の輸入又はすべての第三国への同様の産品の輸出が同様に禁止され又は制限される場合は、この限りでない。

2 1の規定は、各締約国が、次の事項に關する措置を採用し又は実施することを妨げるものと解してはならない。

(a) 重大な安全上の利益の保護
(b) 公衆衛生の保護並びに病氣、害虫及び寄生物に対する動植物物の保護

第五條

各締約国は、一時的にその領域に持ち込まれ、かつ、その領域から持ち出される他方の締約国の次の物品に対し、現行の国内法令に従い、関税及び課徴金の免除に關して最惠国待遇を与える。

(a) 商品見本
(b) 試験用及び実験用の物品
(c) 展覧會、共進會及び見本市に出品される物品
(d) 組立工が設備の組立て及び取付けに用いる器具

(e) 加工され又は修理される物品及び加工又は修理に必要な材料
(f) 輸出され又は輸入される貨物の容器

第六條

1 各締約国は、国家企業を設立し若しくは維持し、又はいずれかの企業に対して排他的な若しくは特別の特権を正式に若しくは事実上与える場合には、それらの企業を、輸入又は輸出を伴う購入又は販売に際し、無差別待遇の一般原則に合致する方法で行動させることを約束する。

2 1の規定は、それらの企業が、この条約の他の規定に妥協を払つたうえ、商業的考慮(価格、品質、入手可能性、市場性その他購入又は販売の条件に対する考慮をいう。)のみに従つてすべての1にいう購入又は販売を行なうことを要求するものと了解される。

第七條

1 いずれか一方の締約国の国旗を掲げる船舶で、国籍の証明のため当該一方の締約国の法令によつて要求される書類を備えているものは、公海並びに他方の締約国の港、場所及び水域において、当該一方の締約国の船舶と認められる。

2 いずれの一方の締約国の商船も、第三国の商船と同様の限度においてかつ同様の条件で、外

国との間の通商及び航海のために開放されている他方の締約国のすべての港、場所及び水域にその旅客及び積荷とともに出入し及び停泊する権利を有する。

いづれの一方の締約国の商船及びその積荷も、他方の締約国の港、場所及び水域において、すべての事項に關し、当該他方の締約国によつて最惠国待遇を与えられる。

3 いづれの一方の締約国の商船も、他方の締約国の領域に又は当該領域から船舶で輸送することとができるすべての貨物及び人を輸送する権利に關し、当該他方の締約国によつて最惠国待遇を与えられる。その商船で輸送された貨物及び人は、税関その他の手続に關して最惠国待遇を与えられる。

4 いずれか一方の締約国の権限のある当局が発給した船舶の積荷測定に關する證書は、他方の締約国の権限のある当局により、その発給した證書と同等のものとして認められる。

5 前項の規定は、沿岸貿易には適用しない。ただし、いずれか一方の締約国の商船が、外国から輸送する旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を陸揚げするため又は外国向けの旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を積載するため、他方の締約国の法令に従つて当該他方の締約国の一の港から他の港に航行することは、前記の沿岸貿易とはみなされない。

6 この条約において「商船」には、漁船を含まれない。

第八條

1 いずれの一方の締約国も、難破、海上損害又は不可抗力による寄航の場合には、他方の締約国の船舶並びにその乗組員、旅客及び積荷に対し、同様の場合に自国の船舶並びにその乗組員、旅客及び積荷に与える同一の援助、保護及び免除を与える。その船舶から救い上げられた物品は、それが国内消費のために搬入されな

い限り、すべての関税を免除される。

2 いずれか一方の締約国の船舶が他方の締約国の沿岸で座礁し又は難破した場合には、当該他方の締約国の当局は、もよりの地にいる船舶所屬国の権限のある領事官又は、領事官がいな場合には、当該船舶所屬国の外交使節団に対し、その旨を通報する。

第九條

1 両締約国は、いずれか一方の締約国の国民若しくは第二条の法人と他方の締約国の国民若しくは同条の法人との間で締結される商事契約から又はこれに関連して生ずることのある紛争に關する仲裁判断を執行する義務を負う。ただし、仲裁による当該紛争の解決が契約自体又は妥協な形式で作成された別個の約定に規定されている場合に限り。

2 仲裁判断の執行は、次の場合には拒否することとができる。

(a) 仲裁判断が、その行なわれた国の法律により確定判決としての効力を生ずるに至らない場合

(b) 仲裁判断が、その執行が求められる締約国の法律によつて許されない行為を当事者に義務づける場合

(c) 仲裁判断が、その執行が求められる締約国の公の秩序に反する場合

(d) 仲裁判断が不利益に援用される当事者が、防御することができるときに充分な期間を置いて仲裁手続の通告を受けなかつた場合又はその当事者が無能力者であつて正当に代理されていなかった場合

3 仲裁判断は、その執行が求められる締約国の法律に従つて執行される。

第十條

両締約国は、それぞれの法令に従い、経済的問題に關する経験の交換で両国間の経済關係の発展に寄与することのあるものを容易にするよう努力するものとする。

第十一条

いずれの一方の締約国の政府も、この条約の運用に影響を及ぼす問題に關し、相互に受諾可能な解決を見いだすため、他方の締約国の政府に對して協議のための適當な機会を与える。

第十二条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにブカレストで交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、五年の期間効力を有するものとし、その後は、この条に定めるところによつて終了する時まで効力を存続する。

3 いずれの一方の締約国も、六箇月前に他方の締約國に對して文書による予告を与えることにより、最初の五年の期間の終りに又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、各全權委員は、この条約に署名調印した。

千九百六十九年九月一日に東京で、英語によつて本書二通を作成した。

日本国政府のために

愛知揆一

ルーマニア社会主義共和国政府のために

C・ブルティカ

議定書

日本国とルーマニア社会主義共和国との間の通商航海条約に署名するにあたり、下名の全權委員は、各自の政府から正当に委任を受け、同条約の不可分の一部と認められる次の規定をさらに協定した。

1 同条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約國が關稅及び貿易に關する一般協定、國際通

貨基金協定又はこれらを改正し若しくは補足する多數國間の協定の締約國として有しており又は有することがある權利及び義務を害するものと解してはならない。

2 同条約第一条1の最惠國待遇の規定は、兩締約國が旅券及び査証に關する事項について引き続き國內法令に基づいて決定することを妨げないものと了解される。

また、その規定は、いずれか一方の締約國が特別の協定により旅券及び査証に關する事項について第三國の國民に与える利益には適用されないものと了解される。

3 同条約のいかなる規定も、著作権及び工業所有權に關し、いかなる權利をも許し、又はいかなる義務をも課するものと解してはならない。

以上の証拠として、各全權委員は、この議定書に署名調印した。

千九百六十九年九月一日に東京で、英語によつて本書二通を作成した。

日本国政府のために

愛知揆一

ルーマニア社会主義共和国政府のために

C・ブルティカ

日本国とブルガリア人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和四十五年三月二十六日

内閣總理大臣 佐藤 榮作

日本国とブルガリア人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件

日本国とブルガリア人民共和国との間の通商航海条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国とブルガリア人民共和国との間の友好關係を強化し、かつ、兩國間の經濟關係の發展を促進するため、昭和四十五年二月二十八日にソフィアで、日本国とブルガリア人民共和国との間の通商航海条約に署名した。よつて、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とブルガリア人民共和国との間の通商航海条約

日本国政府及びブルガリア人民共和国政府は、兩國間の友好及び相互協力の關係を強化し、かつ、兩國間の經濟關係の發展を促進することを希望して、平等及び相互の利益の原則を基礎とする通商航海条約を締結することに決定し、このため、次のとおりそれぞれの全權委員を任命した。

日本国政府

ブルガリア人民共和国駐在
特命全權大使 山下重明

ブルガリア人民共和国政府

ブルガリア人民共和国副總理大臣兼外國貿易大臣
ラチュザル・アヴラモフ

これらの全權委員は、互いにその全權委任狀を示し、それが良好妥當であると認められた後、次のとおり協定した。

第一条

1 いずれの一方の締約國の國民も、他方の締約國の領域への入國、当該領域内における旅行、居住及び滞在並びに当該領域からの出國の權利に關し、最惠國待遇を与えられる。

2 いずれの一方の締約國の國民も、他方の締約國の領域内において、身体及び財産の保護及び保障に關し、最惠國待遇を与えられる。

3 いずれの一方の締約國の國民も、他方の締約國の領域内において、すべての強制軍事服役並びにこの服役の代りとして課されるすべての租稅及び軍事課徵金を免除される。

4 いずれの一方の締約國の國民も、3に定める免除及びすべての強制戦時公債、軍事取立金、軍用徵發又は強制宿營に關し、第三國の國民に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

5 いずれの一方の締約國の國民も、他方の締約國の領域内において、第三國の國民に課される租稅、手数料若しくは課徵金以外の又はこれらよりも重いいかなる種類の租稅、手数料又は課徵金を課されることはない。ただし、各締約國は、相互主義に基づいて租稅に關する特定の利益を与える權利又は二重課稅の回避のための協定によつて租稅に關する特別の利益を与える權利を留保する。

第二条

1 經濟活動に従事する法人であつていずれか一方の締約国の法令に従つて組織され、かつ、当該一方の締約国内に住所を有するものは、他方の締約国の領域内においても法人として認められる。

2 いずれの一方の締約国の国民及び法人も、他方の締約国の法令に定める条件に従い、当該他方の締約国の領域内において經濟活動に従事することを許可される。これらの国民及び法人は、他方の締約国の領域内において經濟活動を行なうにあたり、第三国の国民及び類似の法人に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

3 1にいう法人は、他方の締約国の領域内において、当該他方の締約国の法令に従い代理人によつて代表される権利を有する。

4 いずれの一方の締約国の国民及び法人も、他方の締約国の領域内において、自己の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け及び行政機關に対して申立てをする権利に關し、最惠國待遇を与えられる。

5 第一条の規定は、法人に適用することができ、範圍内で前記の法人にも適用する。

第三条

1 各締約国は、輸入若しくは輸出に対し又はこれらに關連して課されるすべての種類の関税及び課徴金に關する事項、これらの関税及び課徴金の徴収の方法に關する事項並びに貨物の通關に關連する規則、手続及び課徴金に關する事項についてはすべて、他方の締約國を原産地とする產品又は他方の締約國に仕向けられる產品に對して最惠國待遇を与える。

2 いずれの一方の締約國の產品も、一又は二以上の第三國の領域を通過して輸送された後においても、他方の締約國の領域への輸入に際しては、これらの產品が当該一方の締約國の領域から直接輸入された場合に課される関税又は課徴金より高い関税又は課徴金を課されることはない。

3 2の規定は、第三國の領域を通過する間に積み替えられ、再包装され及び倉庫で保管された產品にも適用する。

4 いずれの一方の締約國も、輸入品に対し又はこれに關連して課されるすべての内国税その他すべての種類の内国税に關する事項並びに当該一方の締約國の領域内における輸入品の国内販売、販売のための提供、購入、輸送、分配又は使用に影響を及ぼすすべての法令及び要件に關する事項についてはすべて、他方の締約國の產品に對して最惠國待遇を与える。

5 1の規定は、いずれか一方の締約國が与える次の特別の利益には適用しない。

(a) 國境貿易を容易にするため隣接國に与える特別の利益

(b) 次のものに与える特別の利益

(i) 当該一方の締約國の船舶によつて採捕された天然の海產物

(ii) 海上において当該一方の締約國の船舶内で天然の海產物に加工し又は天然の海產物から製造して得た產品

第四条

1 いずれの一方の締約國も、他方の締約國の產品の輸入又は当該他方の締約國の領域への產品の輸出に對し、いかなる禁止又は制限をも設け又は維持してはならない。ただし、すべての第三國の同様の產品の輸入又はすべての第三國への同様の產品の輸出が同様に禁止され又は制限される場合は、この限りでない。

2 1の規定は、各締約國が、次の事項に關する措置を採用し又は実施することを妨げるものと解してはならない。

(a) 重大な安全上の利益の保護

(b) 公衆衛生の保護並びに病氣、害虫及び寄生物に対する動植物の保護

第五条

各締約國は、一時的にその領域に持ち込まれ、

かつ、その領域から持ち出される他方の締約國の次の物品に對し、現行の国内法令に従い、関税及び課徴金の免除に關して最惠國待遇を与える。

(a) 商品見本

(b) 試験用及び実験用の物品

(c) 展覧會、見本市及び共進會に出品される物品

(d) 組立工が設備の組立て及び取付けに用いる器具

(e) 加工され又は修理される物品及び加工又は修理に必要な材料

(f) 輸出され又は輸入される貨物の容器

第六条

1 各締約國は、國家企業を設立し若しくは維持し、又はいずれかの企業に對して排他的な若しくは特別の特權を正式に若しくは事實上与える場合には、それらの企業を、輸入又は輸出を伴う購入又は販売に際し、無差別待遇の一般原則に合致する方法で行動させることを約束する。

2 1の規定は、それらの企業が、この条約の他の規定に妥當な考慮を払つたうえ、商業的考慮(價格、品質、入手可能性、市場性その他購入又は販売の条件に對する考慮をいう。)のみに従つてすべての1にいう購入又は販売を行なうことを要求するものと了解される。

第七条

1 いずれか一方の締約國の國旗を掲げる船舶で、國籍の証明のため当該一方の締約國の法令によつて要求される書類を備えているものは、公海並びに他方の締約國の港、場所及び水域において、当該一方の締約國の船舶と認められる。

2 いずれの一方の締約國の船舶も、第三國の船舶と同様の限度においてかつ同様の条件で、外國との間の通商及び航海のために開放されている他方の締約國のすべての港、場所及び水域にその旅客及び積荷とともに出入し及び停泊する權利を有する。

いずれの一方の締約國の船舶及びその積荷

も、他方の締約國の港、場所及び水域において、すべての事項に關し、当該他方の締約國によつて最惠國待遇を与える。

3 いずれの一方の締約國の船舶も、他方の締約國の領域に又は当該領域から船舶で輸送することができるとするすべての貨物及び人を輸送する權利に關し、当該他方の締約國によつて最惠國待遇を与える。その船舶で輸送された貨物及び人は、税関その他の手続に關して最惠國待遇を与えられる。

4 いずれか一方の締約國の權限のある當局が発給した船舶の積量測定に關する證書は、他方の締約國の權限のある當局により、その発給した證書と同等のものとして認められる。

5 前諸項の規定は、沿岸貿易には適用しない。ただし、いずれか一方の締約國の船舶が、外國から輸送する旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を陸揚げするため又は外國向けの旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を積載するため、他方の締約國の法令に従つて当該他方の締約國の一の港から他の港に航行することは、前記の沿岸貿易とはみなされない。

6 この条約において「船舶」には、漁船を含まない。

第八条

1 いずれの一方の締約國も、その沿岸における難波若しくは損害又は不可抗力による寄航の場合には、他方の締約國の船舶並びにその乗組員、旅客及び積荷に對し、同様の場合に自國の船舶並びにその乗組員、旅客及び積荷に与える同一の援助、保護及び免除を与える。その船舶から数い上げられた物品は、それが国内消費のために搬入されない限り、すべての関税を免除される。

2 いずれか一方の締約國の船舶が他方の締約國の沿岸で座礁し又は難破した場合には、当該他方の締約國の當局は、もよりの地にいる船舶所屬國の權限のある領事官又は、領事官がい

場合には、当該船舶所屬国の外交使節団に對し、その旨を通報する。

第九條

1 ブルガリア人民共和國側にあつては、外國の國民及び法人と商事契約を締結する権限を与えられる者は、ブルガリアの法令によつて外國貿易を行なう権限を与えられる獨立の法人である外國貿易機關のみである。

2 兩締約國は、日本國の國民若しくは第二條の法人とブルガリア人民共和國の1の法人との間で締結される商事契約から又はこれに関連して生ずることのある紛争に関する仲裁判斷を執行する義務を負う。ただし、仲裁による当該紛争の解決が契約自体又は妥當な形式で作成された別個の約定に規定されている場合に限る。

3 仲裁判斷の執行は、次の場合には拒否することができ。

(a) 仲裁判斷が、その行なわれた國の法律により確定判決としての効力を生ずるに至らない場合

(b) 仲裁判斷が、その執行が求められる締約國の法律によつて許されない行為を當事者に義務づける場合

(c) 仲裁判斷が、その執行が求められる締約國の公の秩序に反する場合

(d) 仲裁判斷が不利益に援用される當事者が、防禦することができするために充分な期間をおいて仲裁手続の通告を受けなかつた場合又はその當事者が無能力者であつて正當に代理されていなかった場合

4 仲裁判斷は、その執行が求められる締約國の法律に従つて執行される。

第十條

兩締約國は、それぞれの法令に従い、經濟的關題に関する経験の交換で兩國間の經濟關係の發展に寄与することのあるものを容易にするよう努力するものとする。

第十一條

各締約國の政府は、この條約の運用に影響を及ぼす問題に關し他方の締約國の政府が行なう申入れに對して好意的考慮を払ふものとし、また、当該他方の締約國の政府に對して協議のための適當な機會を与える。

第十二條

1 この條約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。

2 この條約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、五年の期間効力を有するものとし、その後は、この條に定めるところによつて終了する時まで効力を存続する。

3 いずれの一方の締約國も、六箇月前に他方の締約國に對して文書による予告を与えることにより、最初の五年の期間の終りに又はその後いつてもこの條約を終了させることができる。

以上の証拠として、各全權委員は、この條約に署名調印した。

千九百七十年二月二十八日にソフィアで、英語によつて本書二通を作成した。

日本國政府のために

山下重明

ブルガリア人民共和國政府のために

L・アヴラモフ

議定書

日本國とブルガリア人民共和國との間の通商航海條約に署名するにあたり、下名の全權委員は、各自の政府から正當に委任を受け、同條約の不可分の一部と認められる次の規定をさらに協定した。

1 同條約のいかなる規定も、いずれか一方の締約國が關稅及び貿易に關する一般協定、國際通

貨基金協定又はこれらを改正し若しくは補足する多數國間の協定の締約國として有しており又は有することがある權利及び義務を害するものと解してはならない。

2 同條約第一條1の最惠國待遇の規定は、兩締約國が旅券及び査証に關する事項について引き続き國內法令に基づいて決定することを妨げないものと了解される。

また、その規定は、いずれか一方の締約國が特別の協定により旅券及び査証に關する事項について第三國の國民に与える利益には適用されないものと了解される。

3 同條約のいかなる規定も、著作権及び工業所有權に關し、いかなる權利をも許し、又はいかなる義務をも課するものと解してはならない。

以上の証拠として、各全權委員は、この議定書に署名調印した。

千九百七十年二月二十八日にソフィアで、英語によつて本書二通を作成した。

日本國政府のために

山下重明

ブルガリア人民共和國政府のために

L・アヴラモフ

教育的、科學的及び文化的資料の輸入に關する協定の締結について承認を求めるの件

右

昭和四十五年三月二十七日

内閣總理大臣 佐藤 榮作

教育的、科學的及び文化的資料の輸入に關する協定の締結について承認を求めるの件
教育的、科學的及び文化的資料の輸入に關する協定の締結について承認を求めるの件
教育的、科學的及び文化的資料の輸入に關する協定の締結について承認を求めるの件

協定の締結について、日本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、國會の承認を求め

理由

この協定は、書籍、出版物その他の教育的、科學的及び文化的資料の國際的流通を容易にすることにより國際間の文化交流を促進することを目的とするものであつて、わが國がこの條約を締結することは、わが國の文化の發展並びに教育、科學及び文化の分野における國際協調の観点から有意義と考えられる。よつて、この條約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

教育的、科學的及び文化的資料の輸入に關する協定

前文

締約國は、思想及び知識を自由に交換することが、また一般に、諸文明における各種の表現形態をできる限り広く普及することが、知的進歩及び國際間の理解にとり、したがつて世界平和の維持にとつて、真に重要であることを考慮し、

そのような交流が、主として書籍、出版物並びに教育的、科學的及び文化的資料を通じて實現されることを考慮し、

國際連合教育科學文化機關憲章が、「出版物、藝術的及び科學的に意義のある物その他の參考資料の交換」を含む知的活動のすべての部門における諸國民の間の協力を奨励しており、さらに、國際連合教育科學文化機關の任務として、「大衆通報(マス・コミュニケーション)のあらゆる方法を通じて諸人民が相互に知りかつ理解することを促進する仕事に協力すること並びにこの目的で言語及び表象による思想の自由な交流を促進するために必要な國際協定を勧告すること」を規定していることを考慮し、

昭和四十五年四月二十四日 衆議院會議録第二十二号 民事訴訟手続に関する条約の締結について承認を求めるの件外五件

これらの目的が、書籍、出版物並びに教育的、科学的及び文化的資料の自由な移動を容易にする国際協定によつて効果的に促進されることを認め、よつて、次のとおり協定した。

第一条

1 締約国は、他の締約国の次の産品で附属書に定める条件に従つたものの輸入に對し又はこれに關連して、關稅その他の課徵金を課さないことを約束する。

(a) 附属書Aに掲げる書籍、出版物及び文書
(b) 附属書B、C、D及びEに掲げる教育的、科学的及び文化的資料

2 1の規定は、締約国が輸入品に對して次のものを課することを妨げるものではない。
(a) 輸入の際に又はその後課される内國稅その他のすべての種類の内國課徵金。ただし、同種の国内産品に直接又は間接に課されるものの額をこえないものとする。

(b) 政府当局が輸入に對し又はこれに關連して課する手数料及び課徵金で關稅以外のもの。ただし、提供された役務の概算の費用の額をこえないものとし、また、国内産品の間接的保護となるもの又は財政上の目的のために輸入品に賦課されるものであつてはならない。

第二条

1 締約国は、次の物品の輸入に必要な承認又は外國為替を許すことを約束する。

(a) 公共の圖書館及び資料保存所に並びに公共の教育団体、研究団体又は文化団体の圖書館及び資料保存所に送付される書籍及び出版物
(b) 締約国において発行される当該締約国の立法府及び行政府の公文書
(c) 國際連合又はその専門機關の書籍及び出版物

(d) 國際連合教育科學文化機關が受領し、かつ、同機關によつて又はその指示の下に無償で配布される書籍及び出版物
(e) 輸入国の國外における觀光旅行の促進を目

的とする出版物であつて無償で送付されかつ配布されるもの
(f) 盲人用の次の物品
(i) 点字によるすべての種類の書籍、出版物及び文書
(ii) 盲人の教育的、科学的又は文化的進歩のため特に考案されたその他の物品であつて、その免稅輸入を輸入国の権限のある當局によつて承認された盲人の福祉事業に携わる団体又は機關が直接に輸入するもの

第三条

1 締約国は、教育的、科学的又は文化的資料であつて、輸入国の権限のある當局が承認した公共の展覽會に出品することのみを目的として輸入されかつその後再輸出されるものに對し、できる限りの便宜を与えることを約束する。この便宜には、必要な承認の許与のほか關稅並びに輸入に際して支払ふべきすべての種類の内國稅及び課徵金（提供された役務の概算の費用の額に相當する額の手数料及び課徵金を除く）の免除を含む。

2 この条のいかなる規定も、展示が終了したときに、輸入国の當局が当該資料の再輸出の確保に必要な措置をとることを妨げるものではない。

3 締約国は、できる限り次のことを行なうことを約束する。

(a) 教育的、科学的又は文化的資料の自由な流通をあらゆる手段によつて促進し、及びこの自由な流通に對する制限でこの協定に規定していないものを廢止し又は減少させるため、引き続き共同して努力すること。

第四条

締約国は、この協定のいかなる規定も、國家の安全、公の秩序又は公衆道徳に直接に關連する事由によつて物品の輸入又は輸入後の流通を禁止し又は制限する措置を自國の法令に從つてとる權利に影響を及ぼすものではない。

5 この協定のいかなる規定も、締約国が、國家の安全、公の秩序又は公衆道徳に直接に關連する事由によつて物品の輸入又は輸入後の流通を禁止し又は制限する措置を自國の法令に從つてとる權利に影響を及ぼすものではない。

(b) 教育的、科学的又は文化的資料の輸入を規制する行政手続を簡易化すること。
(c) 教育的、科学的又は文化的資料の迅速かつ安全な通關を容易にすること。

第五条

この協定のいかなる規定も、締約国が、國家の安全、公の秩序又は公衆道徳に直接に關連する事由によつて物品の輸入又は輸入後の流通を禁止し又は制限する措置を自國の法令に從つてとる權利に影響を及ぼすものではない。

6 この協定のいかなる規定も、締約国が、國家の安全、公の秩序又は公衆道徳に直接に關連する事由によつて物品の輸入又は輸入後の流通を禁止し又は制限する措置を自國の法令に從つてとる權利に影響を及ぼすものではない。

7 締約国は、自國が當事國である條約の規定で紛争の解決のためのものに從つて場合を除くほか、交渉又は調停によつてこの協定の解釈又は適用に關する紛争を解決することを約束する。

第六条

締約国は、自國が當事國である條約の規定で紛争の解決のためのものに從つて場合を除くほか、交渉又は調停によつてこの協定の解釈又は適用に關する紛争を解決することを約束する。

第七条

締約国は、自國が當事國である條約の規定で紛争の解決のためのものに從つて場合を除くほか、交渉又は調停によつてこの協定の解釈又は適用に關する紛争を解決することを約束する。

8 締約国は、自國が當事國である條約の規定で紛争の解決のためのものに從つて場合を除くほか、交渉又は調停によつてこの協定の解釈又は適用に關する紛争を解決することを約束する。

9 締約国は、自國が當事國である條約の規定で紛争の解決のためのものに從つて場合を除くほか、交渉又は調停によつてこの協定の解釈又は適用に關する紛争を解決することを約束する。

第十条

この協定のいかなる規定も、締約国が、國家の安全、公の秩序又は公衆道徳に直接に關連する事由によつて物品の輸入又は輸入後の流通を禁止し又は制限する措置を自國の法令に從つてとる權利に影響を及ぼすものではない。

10 締約国は、自國が當事國である條約の規定で紛争の解決のためのものに從つて場合を除くほか、交渉又は調停によつてこの協定の解釈又は適用に關する紛争を解決することを約束する。

11 締約国は、自國が當事國である條約の規定で紛争の解決のためのものに從つて場合を除くほか、交渉又は調停によつてこの協定の解釈又は適用に關する紛争を解決することを約束する。

第十一条

この協定のいかなる規定も、締約国が、國家の安全、公の秩序又は公衆道徳に直接に關連する事由によつて物品の輸入又は輸入後の流通を禁止し又は制限する措置を自國の法令に從つてとる權利に影響を及ぼすものではない。

第十二条

この協定のいかなる規定も、締約国が、國家の安全、公の秩序又は公衆道徳に直接に關連する事由によつて物品の輸入又は輸入後の流通を禁止し又は制限する措置を自國の法令に從つてとる權利に影響を及ぼすものではない。

12 締約国は、自國が當事國である條約の規定で紛争の解決のためのものに從つて場合を除くほか、交渉又は調停によつてこの協定の解釈又は適用に關する紛争を解決することを約束する。

国際連合事務総長は、第九条1の国並びに国際連合教育科学文化機関及び国際貿易機関（暫定的にその中間委員会）に対し、第九条及び第十条に規定するすべての批准書及び加入書の寄託並びに第十三条及び第十四条に規定する通告及び廃案を通報する。

第十六条

国際連合教育科学文化機関事務局長は、締約国の三分の一以上の要請があつた場合には、同機関の総会の次の会期の議事日程に、この協定を改正するための会議を招集する問題を入れる。

第十七条

附属書A、B、C、D及びE並びにこの協定の附属議定書は、この協定の不可分の一部とする。

第十八条

1 この協定は、その効力発生の日に、国際連合事務総長が国際連合憲章第二百二条の規定に従つて登録する。

2 以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、各自の政府のためにこの協定に署名した。

千九百五十年十一月二十二日にニューヨーク州レーク・サクスで本書一通を作成した。本書は、国際連合に寄託するものとし、その認証原本は、第九条1のすべての国並びに国際連合教育科学文化機関及び国際貿易機関（暫定的にその中間委員会）に送付する。

附属書A 書籍、出版物及び文書

- (i) 印刷した書籍
- (ii) 新聞及び定期刊行物
- (iii) 印刷以外の複製方法で作成した書籍及び文書
- (iv) 締約国において発行した当該締約国の立法府及び行政府の公文書
- (v) 旅行に関するポスター及び出版物（パンフレット、案内書、時間表、リーフレット及びレ

これらに類する出版物）であつてその輸入国の国外における旅行の促進を目的とするもの（民間の商業的企業が発行したものを含む）のとし、さし給があるかどうかを問わない。）

(vi) 国外における研究の促進を目的とする出版物

(vii) 手書き文書及びタイプ文書

(viii) 書籍及び出版物の目録で、その輸入国の国外の出版業者又は書籍販売業者が販売するもの

(ix) 教育的、科学的又は文化的なフィルム、録音物その他の視聴覚資料の目録で、国際連合若しくはその専門機関により又はこれらのために発行されたもの

(x) 手書きの楽譜、印刷した楽譜又は印刷以外の複製方法で複製した楽譜

(xi) 地図、海図又は星図

(xii) 建築用、工業用又は工学用の設計図及び図案並びにこれらのものの複製であつて、その免税輸入を輸入国の権限のある当局によつて承認された科学施設又は教育団体における研究を目的とするもの

ただし、この附属書に係る免除は、次のものについては適用しない。

(a) 文房具

(b) 民間の商業的企業により又はこれのために広告を主たる目的として発行された書籍、出版物及び文書（viii）及び（xi）にいう目録並びに（v）にいう旅行に関するポスター及び出版物を除く。）

(c) 広告欄が紙面の七十パーセントをこえる新聞及び定期刊行物

(d) 広告欄が紙面の二十五パーセントをこえるその他のすべての書籍、出版物及び文書（viii）及び（xi）にいう目録を除く。）この比率は、旅行に関するポスター及び出版物に関しては、

民間の商業広告欄についてのみ適用する。

附属書B 教育的、科学的又は文化的な美術品及び収集品

(i) 肉筆の書画（模写したものを含むものとし、装飾した加工物を除く。）

(ii) 手で彫り又はエッチングを施した原板から作られた手刷りの版面で、当該芸術家が署名した番号を付したものの

(iii) 彫刻、塑像、銅像その他これらに類する美術品（丸彫り、浮彫り又は沈み彫りのいずれであるかを問わないものとし、大量複製品及び芸術家でない者が製作した商業的性格を有する製品を除く。）

(iv) 収集品及び美術品であつて、その免税輸入を輸入国の権限のある当局によつて承認された美術館、博物館その他の公共の団体に送付されるもの（転売を目的としないものに限定。）

(v) 解剖学、動物学、植物学、鉱物学、古生物学、考古学、民族学その他これらに類する学術の分野の収集品及び標本で転売を目的としないもの

(vi) 製作後百年をこえることとす

附属書C 教育的、科学的又は文化的視聴覚資料

(i) 教育的、科学的又は文化的なフィルム、フィルム・スライド、マイクロフィルム及びスライドであつて、その免税輸入を輸入国の権限のある当局によつて承認された機関（輸入国の裁量により放送機関を含む。）が輸入し、かつ、この機関による映写又はその当局が承認した他の教育的、科学的若しくは文化的な公私の団体若しくは協会による映写に供することのみを目的とするもの

(ii) 輸入の時に時事的な報道価値のある事件を撮影しているニュース映画用フィルム（サウンドトラックを有するかどうかを問わない。）であつて、その免税輸入を輸入国の権限のある当局によつて承認された機関（輸入国の裁量により放送機関を含む。）が露光しかつ現象したもの（又は陽画（焼付けしかつ現象したもの）の状態）で輸入するもの。ただし、その免税輸入は、各主題につき複写用のもの二本に制限することができ。

(iii) 教育的、科学的又は文化的録音物であつて、その免税輸入を輸入国の権限のある当局によつて承認された教育的、科学的又は文化的な公私の団体又は協会（輸入国の裁量により放送機関を含む。）において使用することのみを目的とするもの

(iv) 国際連合又はその専門機関によつて製作された教育的、科学的又は文化的なフィルム、フィルム・スライド、マイクロフィルム及び録音物（見本、模型及び壁掛け用図表であつて、その免税輸入を輸入国の権限のある当局によつて承認された教育的、科学的又は文化的な公私の団体における展示及び授業のために使用することのみを目的とするもの

附属書D 科学機器

教育又は純粋な科学的研究のために使用することのみを目的とする科学機器。ただし、次の場合に限る。

(a) 当該科学機器が、その免税輸入を輸入国の権限のある当局によつて承認された科学的又は教育的な公私の団体に送付され、かつ、この団体の管理及び責任の下で使用される場合

(b) 同等の科学的価値を有する機器が輸入国において製作されていない場合

附属書E 育人用の物品

(i) 点字によるすべての種類の書籍、出版物及び文書

(ii) 盲人の教育的、科学的又は文化的向上のため

昭和四十五年四月二十四日 衆議院會議録第二十二号 民事訴訟手続に関する条約の締結について承認を求めるの件外五件

特に考案されたその他の物品であつて、その免税輸入を輸入国の権限のある当局によつて承認された盲人の福祉事業に携わる団体又は機関が直接に輸入するもの

教育的、科学的及び文化的資材の輸入に関する協定の附屬議定書

締約国は、

アメリカ合衆国が教育的、科学的及び文化的資材の輸入に関する協定に参加することを容易にするため、次のとおり協定した。

1 アメリカ合衆国は、後に規定する留保を付して、同協定第九条の規定に基づいて同協定を批准し、又は同協定第十条の規定に基づいてこれに加入することができる。

2 アメリカ合衆国が1の留保を付して同協定の締約国となる場合には、アメリカ合衆国政府は同協定の他のすべての締約国に対し、また、他のすべての締約国はアメリカ合衆国に対し、1の留保を援用することができ、この場合において、1の留保に従つてとる措置は、無差別的に適用しなければならない。

留保

(a) 教育的、科学的及び文化的資材の輸入に関する協定の適用を受けているいずれかの産品が、同協定に基づいて締約国の負う義務の結果、当該締約国の領域内で同種の産品又は直接に競合する産品を生産する国内産業に対する重大な損害を与え又は与えるおそれがあるような増加した数量で、及びそのような損害を与え又は与えるおそれがある条件で輸入されている場合には、当該締約国は、2に定める条件に従ひ、当該産品につき、その損害を防止し又は救済するために必要な限度及び期間において、当該産品に関する同協定に基づく自国の義務の全部若しくは一部を停止することができる。

(b) 締約国は、(a)の規定に基づいて措置をとるに

先だち、できる限り早目に国際連合教育科学文化機関に対してその旨の書面による通告を行なうものとし、また、同機関及び同協定の締約国に対し、その提案した措置に関して自国と協議する機会を与える。

(c) 遅延すれば回復しがたい損害を生ずるような急迫した事態においては、(a)の規定に基づく措置は、事前に協議することなく暫定的にとることができる。ただし、その措置をとつた直後に協議することを条件とする。

アフガニスタンのために

アルゼンティンのために

オーストラリアのために

オーストリアのために

ベルギー王国のために

千九百五十年十一月二十二日

ジョゼフ・ニゾ

政府の承認を条件として

千九百五十年十一月二十二日

ブラジルのために

ビルマ連邦のために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

カナダのために

セイロンのために

中国のために

蔣延黻

千九百五十年十一月二十二日

コロンビアのために

エリセオ・アランゴ

千九百五十年十一月二十二日

コスタ・リカのために

キューバのために

チェッコスロヴァキアのために

デンマークのために

ドミニカ共和国のために

マクス・エンリケス・ウレニャ

千九百五十年十一月二十二日

エクアドルのために

ケヴエド

千九百五十年十一月二十二日

エジプトのために

M・サラ・ハリエル・ディーン

千九百五十年十一月二十二日

エル・サルヴァドルのために

エクトル・ダヴィド・カストロ

千九百五十年十二月四日

エティオピアのために

フランスのために

ギリシャのために

アレクシス・キルー

千九百五十年十一月二十二日

グアテマラのために

リカルド・カスターニエーダ・パガニーニ

千九百五十年十一月二十二日

ハイチのために

ドクトル プリスリマルス

千九百五十年十一月二十二日

ホンデュラスのために

ハンガリーのために

アイスランドのために

インドのために

イランのために

イラクのために

イスラエルのために

アーサー・ルーリー

千九百五十年十一月二十二日

イタリアのために

大韓民国のために

レバノンのために

リベリアのために

ルクセンブルグ大公国のために

ピエール・ペスカトール

千九百五十年十一月二十二日

メキシコのために

モナコのために

オランダ王国のために

D・J・バルセック

千九百五十年十一月二十二日

ニュー・ジラランドのために

千九百五十年十一月二十二日

ニカラグアのために

ノールウェー王国のために

パキスタンのために

パナマのために

パラグアイのために

ペルーのために

フィリピンのために

カルロス・P・ロムロ

千九百五十年十一月二十二日
ポーランドのために

サウディ・アラビアのために

スウェーデンのために

スイスのために

ジャン・フレデリック・ヴァニエール

千九百五十年十一月二十二日
シリアのために

タイのために

ワン・ワイタヤコン

千九百五十年十一月二十二日
トルコのために

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために

南アフリカ連邦のために

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
グラドウィン・ジュップ

千九百五十年十一月二十二日

アメリカ合衆国のために

インドネシア合衆国のために

ウルグアイのために

ヴェネズエラのために

イエメンのために

ユーゴスラヴィアのために

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。外務委員長田中榮一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔田中榮一君登壇〕

○田中榮一君 ただいま議題となりました六案件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、民事訴訟手続に関する条約は、訴訟当事者の一方が外国人または外国に居所を有する場合、各締約国間において、民事または商事に関する裁判上の文書の送達及び証拠調べ等の司法共助について、相互に協力すること等を内容とするものであります。

次に、民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約は、国家間の裁判上の文書等の転送の方法及び経路の改善、並びに外国にいる訴訟当事者が文書の送達を受けなかった場合にこうむる不利益の救済

等について定めております。

次に、外国公文書の認証を不要とする条約は、公文書を外国で提出する場合に要求されている認証を、文書作成国の当局が証明文を付することによって締約国の間では不要とするものであります。

次に、ルーマニア及びブルガリアとの間の通商に関する二条約は、両国との間の友好並びに経済関係の発展を促進するため、各締約国は、出入国、身体及び財産の保護、経済活動、関税、輸出入制限及び商船の出入港等の事項に関して、相互に最恵国待遇を与えること等を内容としております。

最後に、教育的、科学的及び文化的資料の輸入に関する協定は、ユネスコの提唱により作成されたものでありまして、各締約国は、書籍、出版物その他の教育的、科学的及び文化的資料の輸入に対し、関税を免除する等の便益を相互に許与するものであります。

右六件は、それぞれ外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、審査を行ないましたが、詳細は会議録により御了承願います。

かくて、四月二十三日質疑を終了いたしましたので、これら六件につき採決を行ないましたところ、いずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 六件を一括して採決いたします。

六件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、六件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第七 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第八 許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第七、農林省設置法の一部を改正する法律案、日程第八、許可、認可等の整理に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

農林省設置法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和四十五年二月十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「統計調査事務所」を「北海道統計調査事務所」に改める。

第十七条中「畜産試験場」を「畜産試験場に改め、放射線育種場」を削り、「植物ウイルス研究所」を「植物ウイルス研究所」に改め、熱帯農業研究センター」に、「農林研究所」を「農林大学校」に改める。

第十八条第三項中「内部組織」の下に「並びに支所の名称、位置及び内部組織」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 農林大臣は、農業技術研究所の事務を分掌させるため、所要の地に農業技術研究所の支所を設けることができる。

第十八条第一項中「並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行う」を「これに関連する分析、鑑定及び講習並びに農作物の品種改良のための放射線の利用に関する試験研究を行なう」に

昭和四十五年四月二十四日 衆議院會議録第二十二号 農林省設置法の一部を改正する法律案外一案

八八六

改め、同項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、農林大臣は、農業技術研究所に、その施設の効率的な利用を図るため、林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験研究を行なわせることができる。
第十八条の六を第十八条の七とし、第十八条の五を第十八条の六とし、第十八条の四を第十八条の五とし、第十八条の三第一項中「講習」の下に「(草地試験場の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(草地試験場)

第十八条の四 草地試験場は、草地及び飼料作物に関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習(草地を利用して行なう家畜の飼養管理に関するこれらの事項を含む。)を行なう機関とする。

2 草地試験場は、栃木県に置く。

3 農林大臣は、草地試験場の事務を分掌させるため、所要の地に草地試験場の支場を設けることができる。

4 草地試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

第二十二條の二を次のように改める。

第二十二條の二 削除

第二十二條の四の次に次の二条を加える。

(熱帯農業研究センター)

第二十二條の五 熱帯農業研究センターは、熱帯又は亜熱帯に属する地域における農林畜産業に関する技術上の試験研究及び調査並びにこれらに関する内外の資料の収集、整理及び提供を行なう機関とする。

2 熱帯農業研究センターは、東京都に置く。

3 熱帯農業研究センターの事務を分掌させるため、沖縄(硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南諸島(大東諸島を含む。))の区域内の農林省令で定める地に熱帯農業研究センター沖縄支所(次項及び次条において「沖縄支所」という。)を置く。

所」という。)を置く。

4 熱帯農業研究センター及び沖縄支所の内部組織については、農林省令で定める。

(沖縄支所の職員の給与)

第二十二條の六 沖縄支所に置かれる職員(以下この条において「職員」という。)には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。

2 職員に対して支給する在勤手当の支給額は、職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を充分発揮することができるように沖縄支所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

3 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二條第三項、第三條、第四條、第十條の二(第三項を除く。)及び第二十一條第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使以外

の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあるのは「職員」と、「当該在外職員」とあるのは「当該職員」と、第四條第一項中「特別職の職員の給与に関する法律」第八條並びに一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」と、第十條の二中「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、同條第二項中「外国」とあるのは「熱帯農業研究センター沖縄支所の所在地」と、同條第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替へるものとす。

第二十三條第二項の表中「神戸肥飼料検査所」「尼崎市」を「大阪肥飼料検査所」「大阪市」に改める。

第二十五條第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、農林大臣は、輸出品検査所に、日本農林規格による格付けの表示を附された農林物資の検査及び登録格付機関の行なう日本農林規格による格付けに関する技術上の指導を行なわせることができる。

第三十三條第二項の表中高知種畜牧場の項を削る。

第三十三條の二の次に次の一条を加える。

(農業者大学校)

第三十三條の三 農業者大学校は、青年である農業者に対し、近代的な農業経営を担当するのに必要な学理及び技術を教授する機関とする。

2 農業者大学校は、東京都に置く。

3 農業者大学校の内部組織については、農林省令で定める。

第三十五條中「統計調査事務所」を「北海道統計調査事務所」に改める。

第三十六條第二号中「農畜産物及び」を「農畜産物、飼料品(主要食糧を主たる原料とするものを除く。次号において同じ。))及び油脂並びに」に改め、同條第三号中「農畜産業に関する団体及び」を「農畜産業に関する団体、飼料品及び油脂に関する団体並びに」に改め、同條第十七号を第十八号とし、第七号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 農林省の所掌事務に係る統計の作成及びこれに必要な調査に関すること。

第三十八條を次のように改める。

(統計調査事務所及び出張所)

第三十八條 第三十六條第七号に掲げる事務を分掌させるため、所要の地に地方農政局の統計調査事務所を置く。

2 農林大臣は、前項の事務の一部を分掌させるため、所要の地に地方農政局又は統計調査事務所の出張所を設けることができる。

事務所の出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

第三十九條中「局務」の下に「第三十六條第七号に掲げる事務を除く。」を加える。

「第二款 統計調査事務所」を「第二款 北海道統計調査事務所」に改める。

第四十二條第三項中「統計調査事務所及び」を「北海道統計調査事務所の名称、位置及び内部組織並びに」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項中「統計調査事務所」を「北海道統計調査事務所」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項中「統計調査事務所」を「北海道統計調査事務所」に、「耕地面積及び農林畜水産物の収穫高の調査並びに農山漁村における統計的経済調査」を「農林省の所掌事務に係る統計の作成及びこれに必要な調査」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 北海道統計調査事務所は、北海道の区域を区分して農林省令で定める区域ごとに置かれるものとし、その管轄区域は、当該農林省令で定める区域とする。

第八十二條第二項の表中「広島市」を「広島県」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十七條の改正規定中「農林研修所」を「農林大学校」に改める部分の規定、第二十三條及び第二十五條の改正規定、第三十三條の二の次に一條を加える改正規定並びに第八十二條の改正規定は公布の日から、第十七條の改正規定中「畜産試験場」を「畜産試験場」に改める部分の規定及び「放射線育種場」を削る部分の規定、第十八條、第十八條の三、第十八條の四、第十八條の五及び第十八條の六の改正規定、第十八條の三の次に一條を加える改正規定並びに第二十二條の二の改正規定は昭和四十五年十月一日から施行

する。

理由

農林省の本省の附属機関として草地試験場、熱帯農業研究センター及び農業者大学校を新設するとともに、地域農業行政の総合的な推進を図るため地方農政局に統計調査に係る事務を分掌させ、あわせて統計調査事務所の機構を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

許可、認可等の整理に関する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十五年三月二十五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

目次

許可、認可等の整理に関する法律

- 第一章 総理府関係(第一条—第三条)
- 第二章 大蔵省関係(第四条—第九条)
- 第三章 文部省関係(第十条—第十一条)
- 第四章 厚生省関係(第十二条—第十五条)
- 第五章 農林省関係(第十六条—第三十二条)
- 第六章 通商産業省関係(第三十三条—第三十四条)
- 第七章 運輸省関係(第三十五条—第四十一条)
- 第八章 建設省関係(第四十二条—第四十七条)
- 第九章 自治省関係(第四十八条—第四十九条)

第一章 総理府関係

(質屋営業法の一部改正)

第一条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項を次のように改める。

質屋は、前条の帳簿を、最終の記載をした

日から三年間、保存しなければならない。

第十五条第二項中「前項の警察署長」を「営業所の所在地の所轄警察署長」に改める。

(古物営業法の一部改正)

第二条 古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「変更し、又は廃止し」を「又は変更し」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

営業所の管理者を廃止したときも、同様とする。

第十九条第一項を次のように改める。

古物商又は市場主は、前二条の帳簿を、最終の記載をした日から三年間、保存しなければならない。

第十九条第二項中「前項の警察署長」を「営業所の所在地の所轄警察署長」に改める。

(統計報告調整法の一部改正)

第三条 統計報告調整法(昭和二十七年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「第五條第二項」を「第五條、第六條」に改める。

第二章 大蔵省関係

(日本専売公社法の一部改正)

第四条 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項を削る。

第三十三条中「繰延収入に区分し、その内訳項目は、總裁が大蔵大臣の承認を経て定める」を「繰延収入に区分する」に改める。

(たばこ専売法の一部改正)

第五条 たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第六十三條第二項を削る。

(会計法の一部改正)

第六条 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第六條中「調査決定し」の下に「政令で定め

るものを除き」を加える。

第四十六條の二中「繰越の手續」を「繰越の手續及び同法第四十三條の三に規定する翌年度にわたつて支出すべき債務の負担(以下「繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担」という)の手續に、同項を「これらの規定に改める」。

第四十八條中「及び繰越の手續」を「繰越の手續及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担の手續に」に改める。

(物品管理法の一部改正)

第七條 物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「物品の管理に関する事務」の下に「(第三十九條の規定による検査を含む。次項において同じ。)」を加える。

(国の債権の管理等に関する法律の一部改正)

第八条 国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三条第一項第三号中「会計法」の下に「(昭和二十二年法律第三十五号)」を加える。

第五条第一項中「当該各省各庁所屬の職員」を「会計法第四條の二に規定する歳入徴収官、同法第二十四條に規定する支出官その他の職員で当該各省各庁又は他の各省各庁に所屬するもの」に、「委任する」を「行なわせる」に改め、同条第二項中「必要があるときは」を削り、「他の各省各庁所屬の職員」を「都道府県知事又は都道府県の吏員」に、「委任する」を「行なわせる」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

第六條から第八條までを次のように改める。

第六條から第八條までを削除

第十一条第一項中「債権管理官(分任債権管理官を含む。以下同じ。)」を「第五條の規定に基づ

き債権の管理に関する事務を行なう者(以下「歳入徴収官等」という。))に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は当該債権が他の債権管理官から引き継がれたとき」及び「次項に定める」を削り、同条第二項中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に改め、「帳簿を備え」を削り、「記載し」を「帳簿に記載し」に改める。

第十二條中「債権管理官(第七條の規定に基づき債権の管理に関する事務を行なう者を含む。以下次条第二項、第二十二條及び第二十三條において同じ。)」を「歳入徴収官等」に改める。

第十三條及び第十四條を次のように改める。

(納入の告知及び督促)

第十三條 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権(申告納付に係る債権その他の政令で定める債権を除く。)について、履行を請求するため、会計法第六條の規定によるものほか、政令で定めるところにより、債務者に対して納入の告知をしなければならない。

2 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が前項に規定する納入の告知で指定された期限(納入の告知を要しない債権については、履行期限)を経過してもなお履行されていない場合には、債務者に対してその履行を督促しなければならない。

(納付の委託)

第十四條 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権で履行期限を経過してもなおその全部又は一部が履行されていないものについて、債務者が証券をもつてする歳入納付に関する法律(大正五年法律第十号)により歳入の納付に使用することができる証券以外の有価証券を提供して、その取立て及び取り立てた金銭による当該債権に係る弁済金の納付の委託を申し出た場合には、その証券が最近において確実に取り立てることができるものであり、かつ、その委託に応ずることが徴収上有利で

昭和四十五年四月二十四日 衆議院會議録第二十二号 農林省設置法の一部を改正する法律案外一案

八八八

あると認められるときに限り、政令で定めるところにより、その委託に応ずることができる。この場合において、その証券の取立てにつき費用を要するときは、その委託をしようとする者から当該費用の額に相当する金額をあわせて提供させなければならない。

2 歳入徴収官等は、前項の委託があつた場合において、必要があるときは、確實と認める金融機関に当該証券の取立て及び納付の再委託をすることができる。

第十五条中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に、「前条」を「第十三条第二項」に改める。

第十六条中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に改め、「第十三条」の下に「第一項を加える。

第十七条から第二十条までの規定中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に改める。

第二十一条第一項中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に改め、「債権を除く。」の下に「次項において同じ。」を、「履行期限」の下に「履行期限の定めのない債権にあつては、第十一条第一項前段の規定による記載をした日」を加え、同条第二項中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、第十一条第一項前段の規定による記載をした後相当の期間を経過してもなおその債務者が明らかでなく、かつ、将来これを取り立てることができる見込みがないと認められるときは、政令で定めるところにより、前項の措置をとることができる。

第二十二条中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に改める。

第二十三条中「歳入徴収官」を削り、「及び第十二条第一号に掲げる者は」を、「第十二条第一号に掲げる者その他政令で定める者は、会計法第四十七条第二項の規定によるもののほか」に、「債権管理官」を「歳入徴収官等」に改める。

第二十四条から第二十九条まで及び第三十二条中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に改める。

第三十八条第一項中「第五条の規定により債権の管理に関する事務の委任を受けた債権管理官」を「歳入徴収官等」に改め、同条第一号中「第二十一条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

(割増金附貯蓄の取扱に関する法律の廃止)
第九条 割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)は、廃止する。

第三章 文部省関係
(学校教育法の一部改正)
第十条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第三項中「認可」の下に「(政令で定める事項に係るものに限る。)」を加える。

(私立学校法の一部改正)
第十一条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第六十四条の二を削る。

第四章 厚生省関係
(社会保障研究法の一部改正)
第十二条 社会保障研究法(昭和三十九年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「定款の変更」の下に「(厚生省令で定める事項に係るものを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 研究所は、前項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

第三十四条第一号の次に次の一号を加える。
一の二 第四十四条第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(予防接種法の一部改正)
第十三条 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。
第十二条 削除
第十八条中「百日せき、腸チフス又はパラチフス」を「又は百日せき」に改める。

(環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正)
第十四条 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項中「定款の変更」の下に「(厚生省令で定める事項に係るものを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

5 組合は、第三項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

第七十条第五号の次に次の一号を加える。
五の二 第二十八条第五項(第五十六号)において準用する場合を含む。の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(医療法の一部改正)
第十五条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「寄附行為の変更」の下に「(厚生省令で定める事項に係るものを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 医療法人は、第一項の厚生省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第七十六条第一号の次に次の一号を加える。
一の二 第五十条第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(診療放射線技師及び診療エックス線技師法の一部改正)
第十六条 診療放射線技師及び診療エックス線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「及び後の住所」を削る。
(覚せい剤取締法の一部改正)
第十七条 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条中「大蔵大臣と協議の上」を削る。

(大麻取締法の一部改正)
第十八条 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「大蔵大臣及び農林大臣と協議して」を削る。

(麻薬取締法の一部改正)
第十九条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六十条中「大蔵大臣と協議して」を削る。
(あへん法の一部改正)
第二十条 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第四十八条中「大蔵大臣と協議して」を削る。

(社会福祉事業法の一部改正)
第二十一条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「定款の変更」の下に「(厚生省令で定める事項に係るものを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 社会福祉法人は、第一項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を厚生大臣に届け出なければならない。
第八十七条第二号の次に次の一号を加える。
一の二 第四十一条第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
(消費生活協同組合法の一部改正)
第二十二条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。
第四十三条第三項中「定款の変更」の下に「(厚

生省令で定める事項に係るものを除く。」を加え、同条に次の一項を加える。

6 組合は、第三項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を当該行政庁に届け出なければならぬ。

第百八条第八号の次に次の一号を加える。

八の二 第四十三条第六項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(健康保険法の一部改正)
第二十三條 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十六條中「規約ノ變更」の下に「(命令ヲ以テ定ムル事項ニ係ルモノヲ除ク)」を加え、同条に次の一項を加える。

健康保険組合ハ前項ノ命令ヲ以テ定ムル事項ニ係ル規約ノ變更ヲ為シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ厚生大臣ニ届出ツベシ

第九十條中「第三十七條」を「第三十六條第二項(第四十二條ノ三第五項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ届出ヲ為サズ若ハ虚偽ノ届出ヲ為シ又ハ第三十七條」に「又ハ処分を若ハ処分」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
第二十四條 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項を次のように改める。

2 定款の変更(厚生省令で定める事項に係るものを除く)は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第五條に次の一項を加える。

3 基金は、前項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならぬ。

第二十四條に次の一項を加える。

2 基金の理事長又は理事が、第五條第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたときも、前項と同様とする。

(国民健康保険法の一部改正)

第二十五條 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項中「事項」の下に「(厚生省令で定める事項に係る規約の変更を除く)」を加え、同条に次の一項を加える。

4 組合は、第二項の厚生省令で定める事項に係る規約の変更の議決をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第百二十五條中「連合会が」の下に「第二十七條第四項(第八十六條において準用する場合を含む)の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、」を加える。

第五章 農林省関係
(家畜商法の一部改正)
第二十六條 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第一号中「農林大臣が指定する者が行なうか又は都道府県知事が行なう」を「都道府県知事又は都道府県知事が指定する者が行なう」に改める。

第四條の二第一項ただし書中「同号の農林大臣」を「同号の規定により当該都道府県知事」に改め、同条第二項中「第三條第二項第一号の農林大臣が指定する者又は都道府県知事」を「都道府県知事又は第三條第二項第一号の都道府県知事が指定する者」に改める。

(装師法の一部改正)
第二十七條 装師法(昭和十五年法律第八十九号)は、廃止する。

(農産種苗法の一部改正)
第二十八條 農産種苗法(昭和二十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項に次のただし書を加える。

ただし、農林省令で定める種苗業者については、この限りでない。

第二條第一項第五号中「命令」を「農林省令」に改める。

に改める。

(林業信用基金法の一部改正)
第二十九條 林業信用基金法(昭和三十一年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項に次のただし書を加える。

ただし、自治大臣の定める基準に該当する場合に於ては、承認を要しない。

(鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部改正)
第三十條 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第八條ノ二第五項ただし書中「農林大臣ノ許可ヲ受ケ」を削る。

第十三條ノ二ただし書中「農林大臣」を「都道府県知事」に改める。

(漁業災害補償法の一部改正)
第三十一條 漁業災害補償法(昭和三十一年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第百五十三條第三項に次のただし書を加える。

ただし自治大臣の定める基準に該当する場合に於ては、承認を要しない。

(漁船法の一部改正)
第三十二條 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第七條を削り、第七條の二を第七條とする。

第十條第三号及び第二十七條第二項中「第七條の二」を「第七條」に改める。

第三十條中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第六章 通商産業省関係
(計量法の一部改正)
第三十三條 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第六十四條第一号中「通商産業大臣」を「都道府県知事」に改める。

第百八十一條の八中「一年」を「三年」に改める。

(核原料物質開発促進臨時措置法の一部改正)
第三十四條 核原料物質開発促進臨時措置法(昭和三十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五條中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第九條中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十一條中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十二條中「前條第四項」を「前條第三項」に改める。

第十七條、第二十一條第五項及び第二十二條第一項中「第十一條第四項」を「第十一條第三項」に改める。

第七章 運輸省関係
(海上運送法の一部改正)
第三十五條 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第十一條に次のただし書を加える。

ただし、省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

第十一條に次の一項を加える。

2 旅客定期航路事業者は、前項ただし書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なく、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。

第四十四條の二を削る。

第四十四條の三第一項中「船舶」の下に「(省令で定めるものを除く)」を加え、同項に次のただし書を加え、同条を第四十四條の二とする。

ただし、貸渡をしよとする場合においてその期間が省令で定める期間未満であるときは、この限りでない。

第四十七條の二中「又は第四十四條の三」を削る。

第四十八條第一号中「第十一條」を「第十一

昭和四十五年四月二十四日 衆議院會議録第二十二号 農林省設置法の一部を改正する法律案外一案

条第一項に、「第十五条」を「第十五条第一項」に改める。

第四十九条第一号中「第十九条の第三項」を「第二十一条第二項(第二十三条の四において準用する場合を含む。)、第十九条の第三項」に改める。

(離島航路整備法の一部改正)
第三十六条 離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条から第十六条までを次のように改める。

第十二条から第十五条まで 削除
(権限の委任)
第十六条 この法律に規定する運輸大臣の権限は、運輸省令で定めるところにより、その一部を海運局長に委任することができる。

(造船法の一部改正)
第三十七条 造船法(昭和二十五年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。
(権限の委任)
第十一条の二 この法律に規定する運輸大臣の権限は、運輸省令で定めるところにより、その一部を海運局長に委任することができる。

(船舶職員法の一部改正)
第三十八条 船舶職員法(昭和二十六年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。
(學術試験の免除)
第十三条の二 運輸大臣が指定した船舶職員養成施設の課程を修了した者については、運輸省令で定めるところにより、學術試験の全部又は一部を免除することができる。

第十七条中「並びに試験科目」を、「試験科目」に改め、「試験に関する実施細目」の下に「並びに船舶職員養成施設の指定に関する実施細目」を加える。

第二十七条に次の一項を加える。

2 この法律に規定する事務(前項の規定により都道府県知事が行なうものを除く)は、運輸省令で定めるところにより、海運局長に行なわせることができる。

(航空法の一部改正)
第三十九条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十一条第一項」を「第十二条」に改める。
第十条第一項中「航空機」の下に「(運輸省令で定める滑空機を除く。以下この章において同じ。)」を加える。

第十条の二第一項中「(以下「耐空検査員」という。は、)の下に「前条第一項の航空機のうち」を加える。
第二十条を次のように改める。

第二十条 削除
第二十一条中「予備品証明及び前条第一項の検査を」及び「予備品証明」に改める。

第二十一条の見出し中「及び航空機乗組員免許」を削り、同条第二項を削る。
第二十八条第一項中「航空機乗組員免許」を「第三十一条第一項の航空身体検査証明」に改める。

第二十九条第四項に後段として次のように加える。

運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百五十七号)第二十九条の航空大学校又は運輸大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者についても、同様とする。

第三十一条の前の見出しを「(航空身体検査証明)」に改め、同条及び第三十二条を次のように改める。
第三十一条 運輸大臣又は指定航空身体検査医(申請により運輸大臣が指定した運輸省令で定める要件を備える医師をいう。以下同じ。)

は、申請により、技能証明を有する者で航空機に乗り組んでその運航を行なおうとするものについて、航空身体検査証明を行なう。

2 航空身体検査証明は、申請者に航空身体検査証明書を交付することによつて行なう。
3 運輸大臣又は指定航空身体検査医は、第一項の申請があつた場合において、申請者がその有する技能証明の資格に係る運輸省令で定める身体検査基準に適合すると認めるときは、航空身体検査証明をしなければならぬ。

第三十二条 指定航空身体検査医が行なう航空身体検査証明を受けた者は、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第三十三条中「航空機乗組員免許」を「航空身体検査証明」に、「に係るもの」にあつては六箇月、その他の資格に係るものを「を」を有する者にあつては六月、その他の者に改める。
第三十五条第一項中「航空機乗組員免許」を「航空身体検査証明」に改める。

第三十六条中「航空免状」を「航空身体検査証明書」に、「航空機乗組員免許」を「航空身体検査証明」に、「細目的事項並びに」を「細目的事項」に改め、「実施細目」の下に「並びに航空従事者の養成施設の指定に関する実施細目」を加える。

第四十四条第一項中「飛行場の設置者」を「公共の用に供する飛行場の設置者」に改める。
第四十五条第一項中「航空保安施設の設置者」は、当該航空保安施設を「公共の用に供する飛行場以外の飛行場(以下「非公共用飛行場」という。の設置者又は航空保安施設の設置者は、当該施設に改め、同条第二項中「休止した」の下に「非公共用飛行場又は」を加える。

第四十六条の見出し中「飛行場」を「公共用飛行場」に改め、同条中「飛行場の設置者又は航空保安施設」を「公共の用に供する飛行場の設置者又は航空保安施設(運輸省令で定めるものを除く。)」に改める。

第六十七條第二項中「航空免状」を「航空身体検査証明書」に改める。

第七十一条中「第三十二条」を「第三十一条第三項」に、「航空機乗組員免許」を「航空身体検査証明」に改める。
第九十九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、運輸省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。
第九十九条に次の一項を加える。

3 定期航空運送事業者は、第一項ただし書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。
第二百二十九条の三第二項に次のただし書を加える。

ただし、運輸省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。
第二百二十九条の三に次の一項を加える。

3 外国人国際航空運送事業者は、前項ただし書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第二百三十一条中「第二十条」を削り、「第二十条第一項の規定による検査の合格、第二十条第二項」を「第二十一条」に改め、「若しくは同条第二項の規定による航空機乗組員免許」を削り、「第三十一条第二項の航空免状」を「第三十一条第一項の規定による航空身体検査証明、同条第二項の航空身体検査証明書」に改める。

第二百三十四条第一項中「若しくは製造」の下に、「航空従事者の養成、航空身体検査証明」を加え、第六号を第八号とし、第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。
二 運輸大臣の指定を受けた航空従事者の養成施設の設置者

三 指定航空身体検査医

第三百三十五條の表中五の項を削り、四の二の項を五の項とし、同表六の項中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改め、同表中七の項を削り、七の二の項を七の項とし、同項の次に次のように加える。

七の二 運輸大臣が行なう第三十一條第一項の航空身体検査証明を申請する者 三百四

第三百三十五條の表中十の項中「航空免状」を「航空身体検査証明書」に改め、同表十六の項中「第四十四條第四項」を「飛行場について第四十四條第四項（第四十五條第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同表十七の項中「第四十五條第二項の規定により」を「航空保安施設について第四十五條第二項において」に改める。

第三百三十六條中「昭和二十四年法律第五百五十七号」を削る。

第三百四十五條第一号を次のように改める。

一 削除

第四百四十八條第二号中「受けないで」の下に「公共の用に供する」を加え、同条第三号中「しない」の下に「非公共用飛行場又は」を加える。

第四百四十九條中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 偽りその他不正の手段により航空身体検査証明書の交付を受けた者

第四百四十九條の次に次の一条を加える。

（指定航空身体検査医の罪）

第四百四十九條の二 指定航空身体検査医が第三十一條第三項の身体検査基準に適合しない者について、航空身体検査証明を行なつたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五百五十條第四号中「航空免状」を「航空身体検査証明書」に改める。

第六百六十條第二号を次のように改める。

二 第九百九條第三項（第九百九十二條第一項、第九百九十二條の三第一項又は第九百九十四條第一項において準用する場合を含む。）、第九百九十八條（第九百九十二條第一項、第九百九十二條の三第一項又は第九百九十四條第一項において準用する場合を含む。）又は第九百九十九條の三第三項（第九百九十一條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六百六十一條第二号中「第五十五條第四項」を「第三十二條、第五十五條第四項」に改める。

（港則法の一部改正）

第四十條 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四條中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項後段を削り、同項を第三項とする。

第三十三條中「特定港内」を「特定港の運輸省令で定める区域内」に、「船舶」を「長さが運輸省令で定める長さ以上である船舶」に改める。

第四十一條第一号中「第二十四條第四項」を「第二十四條第三項」に改める。

第四十三條第一号中「第二十四條第三項」を「第二十四條第二項」に改める。

（気象業務法の一部改正）

第四十一條 気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三條」を「第四十三條の二」に改める。

第四條並びに第六條第一項及び第二項ただし書中「政令」を「運輸省令」に改める。

第九條中「公益事業令による電気事業会社」を「電気事業法第二條第六項に規定する電気事業者」に、「政令」を「運輸省令」に改める。

第二十八條第一項第一号及び第三十一條ただし書中「政令」を「運輸省令」に改める。

第七章中第四十三條の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第四十三條の二 この法律に規定する気象庁長官の権限は、運輸省令で定めるところにより、その一部を管区気象台長又は海洋気象台長に委任することができる。

2 前項の規定により管区気象台長に委任された権限は、運輸省令で定めるところにより、その一部を地方気象台長に委任することができる。

第八章 建設省関係

（河川法の一部改正）

第四十二條 河川法（昭和三十一年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十八條中「河川管理者である」を削る。

（海岸法の一部改正）

第四十三條 海岸法（昭和三十一年法律第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十條」を「第四十條の二」に改める。

第四章中第四十條の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第四十條の二 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

（道路法の一部改正）

第四十四條 道路法（昭和二十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第九十七條の二中「道路管理者である」及び「（第二十七條の規定により建設大臣が道路管理者に代つて行つた権限を含む。）」を削る。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第四十五條 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第六條の二第二項中「同項第一号から第三号まで」を「同項第一号又は」に、「第十七号又は第十九号に掲げるもの（同項第十号から第十二号までに掲げる権限にあつては道路の占用

で道路の構造又は交通に及ぼす支障が少いと認められるもので政令で定めるものに係るものを、同項第十七号に掲げる権限にあつては道路法第四十七條第二項の規定に係るものを除く。）を「に掲げるもの（同項第十号から第十二号までに掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係るものに限る。）」に改める。

第七條第二項中「第二号、第七号若しくは第十四号」を削り、「第七号の三若しくは第十四号（道路法第四十七條第三項の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）」を「若しくは第七号の三」に、「第七号の三又は第十四号」を「又は第七号の三」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項第七号の二又は第七号の三に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

第七條の十九中「若しくは第十四号に掲げるもの又は一般国道に係る同項第七号の二、第七号の三若しくは第十四号（道路法第四十七條第三項の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）」を「又は一般国道に係る同項第七号の二若しくは第七号の三」に、「第七号の三又は第十四号に掲げるもの」を「又は第十四号に掲げるもの」に、「又は第十四号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見をきき、その権限が同項第七号の二又は第七号の三に掲げるもの」に改める。

（住宅金融公庫法の一部改正）

第四十六條 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

八九二

一部を次のように改正する。

第八條第一項中「債權管理官（國の債權の管理等に關する法律（昭和三十一年法律第百十四號）第六條第一項の債權管理官をいい、同法第七條第一項の規定に基づきその債權の管理に關する事務を行なう都道府県知事又は都道府県の

吏員を含む。」を「歳入徴収官等(国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)第十一条第一項に規定する歳入徴収官等をいう。)」に改める。

(国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律の一部改正)

18 国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「債権管理者」を「歳入徴収官等(国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)第十一条に規定する歳入徴収官等をいう。次項において同じ。)」に改め、同条第三項中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

19 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号の項を次のように改める。

(例) 削除

(預金等に係る不当契約の取締に関する法律の一部改正)

20 預金等に係る不当契約の取締に関する法律(昭和三十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第三号を削る。

理由

行政の簡素化及び合理化を図るため、許可、認可等の整理を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長天野公義君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔天野公義君登壇〕

○天野公義君 ただいま議題となりました二法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、農林省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の要旨は、本省の付属機関として草地試験場、熱帯農業研究センター及び農業者大学校を設置すること、地方農政局に統計調査事務所の組織を吸収統合すること等であり、

本案は、二月十八日本委員会に付託、三月五日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、四月二十三日、質疑を終了、討論もなく、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、許可、認可等の整理に関する法律案について申し上げます。

本案は、行政の簡素化及び合理化をはかるため、合計八十四、関係法律四十九の許可、認可等の整理を行なうとするものであります。

本案は、三月二十五日本委員会に付託、三月二十六日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、四月二十三日、質疑を終了、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党及び日本共産党の五党共同提案による附帯決議が全会一致をもって付されました。

附帯決議の内容は、次のとおりであります。
予防接種法の改正による腸チフス及びパラチフスの定期予防接種の廃止に伴い、政府は、今後の腸チフス及びパラチフスの予防対策上支障がないようワクチンの開発その他一般予防対策の推進に万全を期すべきである。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) これより採決に入ります。まず、日程第七につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第八につき採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第九 情報処理振興事業協会等に関する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第九、情報処理振興事業協会等に関する法律案を議題といたします。

右 国会に提出する。
昭和四十五年三月十一日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

情報処理振興事業協会等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 電子計算機利用高度化計画等(第三条―第六条)
- 第三章 情報処理振興事業協会
 - 第一節 総則(第七条―第十五条)
 - 第二節 設立(第十六条―第二十條)
 - 第三節 管理(第二十一条―第二十七條)
 - 第四節 業務(第二十八條―第三十條)
 - 第五節 財務及び会計(第三十一条―第三十六条)

第六節 監督(第三十七條・第三十八條)

第七節 補則(第三十九條―第四十一条)

第四章 罰則(第四十二条―第四十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、電子計算機の利用及びプログラムの開発を促進し、プログラムの流通を円滑にし、並びに情報処理サービス業等の育成のための措置を講ずること等によつて、情報化社会の要請にこたえ、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「情報処理」とは、電子計算機(計数型のものに限る。以下同じ。)を使用して、情報につき計算、検索その他これらに類する処理を行なうことをいふ。

2 この法律において「プログラム」とは、電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいふ。

3 この法律において「情報処理サービス業」とは、他人の需要に応じ、情報処理の事業をいふ。

第二章 電子計算機利用高度化計画等

(電子計算機利用高度化計画)

第三条 電子計算機利用高度化計画(以下「計画」といふ)は、次に掲げる電子計算機及びプログラムの利用について、通商産業大臣(電子計算機に電

気通信回線を接続して情報処理のために開発するプログラムに係る部分については、通商産業大臣及び郵政大臣。以下この条において同じ。)が定めるものとする。

一 情報処理の振興を図るため利用を特に促進する必要がある電子計算機

二 情報処理の振興を図るため開発を特に促進する必要がある、かつ、広く利用される種類

のプログラム(主として一の事業の分野における情報処理に用いられることとなるものを除く。)

2 計画には、電子計算機の設置及びプログラムの開発の目標となるべき事項について定めるものとする。

3 計画を定めるにあつては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、政令で定めるところにより、電子情報処理振興審議会及び郵政審議会の意見をきくものとする。

4 第一項の規定により計画を定めたときは、通商産業大臣は、その要旨を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、計画の変更について準用する。

(資金の確保)

第四条 政府は、前条第一項第一号に掲げる電子計算機の設置及び同項第二号に掲げるプログラムの開発の促進に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(プログラム調査簿)

第五条 通商産業大臣は、円滑な流通を図る必要があると認められるプログラム(主として一の事業の分野における情報処理に用いられるものを除く。)について、その概要を記載したプログラム調査簿を作成し、これを利用しようとする者の閲覧に供しなければならない。

(情報処理技術者試験)

第六条 通商産業大臣は、情報処理に関する業務を行なう者の技術の向上に資するため、情報処理に関する必要な知識及び技能について情報処理技術者試験を行なう。

2 情報処理技術者試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、受験手数料を納付しなければならない。

第三章 情報処理振興事業協会

第一節 総則

(目的)

第七条 情報処理振興事業協会は、情報処理の振興を図るため、プログラムの開発及び利用の促進並びに情報処理サービス業等を営む者に対する助成に関する業務を行なうことを目的とする。

(法人格)

第八条 情報処理振興事業協会(以下「協会」という。)は、法人とする。

(数)

第九条 協会は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第十条 協会の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 協会は、必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、予算の範囲内において、協会に出資することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

第十一条 協会は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 協会は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第十二条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、協会その他の第三者に対抗することができない。

(名称)

第十三条 協会は、その名称中に情報処理振興事業協会という文字を用いなければならない。

2 協会でない者は、その名称中に情報処理振興事業協会という文字を用いてはならない。

(登記)

第十四条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第十五条 民法明治二十九年法律第八十九号(第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、協会について準用する。

第二節 設立

(発起人)

第十六条 協会を設立するには、情報処理について専門的な知識を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対し協会に対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

(設立の認可)

第十七条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を通商産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十八条 通商産業大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合において、申請の内容及び次の各号の一に該当せず、かつ、その事業の運営が健全に行なわれ、情報処理の振興に寄与することが確実であると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款若しくは事業計画書の内容が法令に違反するとき。

二 定款又は事業報告書に虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けているとき。

(事務の引継ぎ)

第十九条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を協会の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 協会の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資者の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第二十条 協会の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 管理

(定款記載事項)

第二十一条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員を選任方法その他の役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 定款の変更に関する事項

九 公告の方法

十 設立当初の役員

2 協会の定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員)

第二十二条 協会は、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

2 役員を選任は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員の職務及び権限)

第二十三条 理事長は、協会を代表し、その業務

を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を輔佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、協会の業務を監査する。

(役員兼職禁止)

第二十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十五条 協会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

(職員の任命)

第二十六条 協会の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十七条 協会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 業務

(業務)

第二十八条 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 開発を特に促進する必要がある、かつ、その開発の成果が事業活動に広く用いられると認められるプログラム(以下「特定プログラム」という。)であつて、企業等が自ら開発することが困難なものについて、委託して開発すること。

二 特定プログラムであつて、企業等が開発したもののについて、対価を支払い、その利用に關する権利を取得すること。

三 前二号に掲げる業務に係るプログラムについて、対価を得て、普及すること。

四 情報処理サービス業者等(情報処理サービス業者又はソフトウェア業者を営む会社又は個人をいう。以下同じ。)が金融機関から電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務又は技術の改善又は向上に必要な資金を借り入れの場合における当該借入れに係る債務を保証すること。

より増加し又は減少するものとする。

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第三十一条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十二条 協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十三条 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見書を添附しなければならない。

(書類の送付)

第三十四条 協会は、第三十二条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に關する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(借入金)

第三十五条 協会は、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(通商産業省令への委任)

第三十六条 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

入金は、一年以内に償還しなければならない。

(報告及び検査)

第三十七条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第六節 監督

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令等)

第三十八条 通商産業大臣は、前条第一項の規定により報告をさせ、又は検査を行なつた場合において、協会の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく通商産業大臣の処分又は定款若しくは業務方法書に違反すると認めるときは、協会に對して、この法律の目的を達成するため必要な限度において、役員解任、定款又は業務方法書の変更その他必要な措置をとるべき旨を命令することができる。

2 通商産業大臣は、協会が前項の規定による命令に従わなかつたときは、その役員を解任することができる。

第七節 補則

(出資者原簿)

第三十九条 協会は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

昭和四十五年四月二十四日 衆議院會議録第二十二号 情報処理振興事業協会等に関する法律案

二 出資の引受け及び払込みの年月日
三 出資額

3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第四十条 協会の解散については、別に法律で定める。

2 前項の場合において、協会の残余財産は、各出資者に対し、その出資額の限度において、その出資額に応じて分配するものとする。

(大蔵大臣等との協議)

第四十一条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十二条又は第三十五条第一項若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十三条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第三十六条の規定による通商産業省令を定めようとするとき。

2 通商産業大臣は、次の場合には、関係行政機関の長に協議しなければならない。

一 第二十九条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十二条の規定による認可(事業計画に係る部分に限る)をしようとするとき。

第四章 罰則

第四十二条 第三十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十四条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十八条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第四十四条 第十三条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に情報処理振興事業協会という文字を用いている者については、第十三条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 協会の最初の事業年度は、第三十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第四条 協会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十二条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

(通商産業省設置法の一部改正)

第五条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中電子工業審議会の項を次のように改める。

電子情報処理振興審議会	電子工業及び情報処理の振興に関する重要事項を調査審議すること。
-------------	---------------------------------

(電子工業振興臨時措置法の一部改正)

第六条 電子工業振興臨時措置法(昭和三十三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項

及び第十三条中「電子工業審議会」を「電子情報処理振興審議会」に改める。

第十四条から第二十一条までを次のように改める。

第十四条から第二十一条まで 削除

(所得税法の一部改正)

第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の前に次のように加える。

情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年)	情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年)
---------------------------	---------------------------

(法人税法の一部改正)

第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の前に次のように加える。

情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年)	情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年)
---------------------------	---------------------------

(印紙税法の一部改正)

第九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)第十六条第一項第一号(学資の貸与)の業務に関する文書の項の前に次のように加える。

情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年)	情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年)
---------------------------	---------------------------

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「繊維工業構

造改善事業協会」の下に「情報処理振興事業協会」を加える。

理由

情報化社会の要請にこたえるため、電子計算機の利用の高度化を図るための措置を講じ、並びに情報処理振興事業協会を設立し、プログラムの開発及び利用の促進並びに情報処理サービス業者等に対する助成に関する業務を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。商工委員長八田貞義君。

「報告書は本号末尾に掲載」

「八田貞義君登壇」

○八田貞義君 ただいま議題となりました情報処理振興事業協会等に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、情報化社会の要請にこたえるため、特に緊急を要する対策として、電子計算機の利用の高度化を進めるとともに、プログラムの開発と流通の促進及び情報産業の育成をはかる措置を講ずるために提案されたものであります。

本案の要旨の第一は、電子計算機利用高度化計画等に関する措置でありまして、性能のすぐれた電子計算機の設置及び先進的かつ汎用的プログラムの開発についての計画の策定、必要な資金の確保、プログラム調査簿、情報処理技術者試験等について規定しております。

第二は、情報処理振興事業協会の設立であります。この協会は、民間の発意によって設立され、政府及び民間の出資によって構成されるものでありまして、その業務は、先進的かつ汎用的なプログラムを委託開発し、またはその利用権を取得

し、これを普及すること、並びに情報産業が業務または技術の高度化に必要な資金を借り入れる場合及び一般事業者がプログラム開発資金を借り入れる場合に、債務保証を行なうこと等となつております。

本案は、去る三月十一日当委員会に付託され、二十四日に提案理由の説明を聴取し、四月八日から質疑に入り、参考人の意見を聞くなど熱心な審査を続け、昨二十三日に至り、質疑を終了し、引き続き本案に対する修正案が提出されました。かくして、同日採決を行ないましたところ、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

修正点は、「国民生活の向上」を法律の目的に加えること等であります。

なお、本案に対しては、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案によつて、情報化に関する基本法の早期提案その他に関する附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

【参照】

情報処理振興事業協会等に関する法律案に對する修正案(委員会修正)

情報処理振興事業協会等に関する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中「もつて」の下に「国民生活の向上及び」を加える。

第三条第一項各号列記以外の部分中「電子計算機利用高度化計画(以下「計画」といふ)は、次に掲げる電子計算機及びプログラムについて、次に掲げる電子計算機及びプログラムについて、電子計算機利用高度化計画(以下「計画」といふ)を、に、同項第二号中「に用いられることとなる」を「を目的とする」に改め、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 関係行政機関の長は、前項の協議を受けたときは、関係審議会等の意見をきくものとする。第四条に次の一項を加える。

2 前項の措置を講ずるにあつては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

第十六条第一項中「専門的な知識」を「学識経験」に改める。

〇議長(船田中君) 採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

〇議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第十 国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

〇議長(船田中君) 日程第十、国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

右 国民年金法等の一部を改正する法律案 国会に提出する。

昭和四十五年三月五日 内閣総理大臣 佐藤 榮作

国民年金法等の一部を改正する法律(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第二項中「第六十六条第二項」を「第六十六条第三項若しくは第四項」に改める。

第五十八条中「三万四千八百円」を「三万七千二百円」に改める。

第六十二条中「二万八千八百円」を「三万一千二百円」に改める。

第六十五条第六項を削り、同条第七項中「並びに前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法」を削り、同項を同条第六項とする。

第六十六条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 母子福祉年金及び準母子福祉年金は、受給権者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前項に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

第六十六条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

障害福祉年金は、受給権者の前年の所得が、受給権者が前年の十二月三十一日において生計を維持した受給権者又はその配偶者の子、孫又は弟妹であつて義務教育終了前であるか又は二十歳未満で別表に定める一般に該当する程度の廃疾の状態にあるものの有無及び数に応じて、政令で定める額をこえるときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

第六十七条第一項中「第六十五条第六項又は」を削り、同条第二項第一号中「第六十五条第六項」を「前条第一項」に改め、「母子福祉年金又は準母子福祉年金」を削り、同項第二号中「第一項」を「第二項」に、「当該被災者の母又は」を「当該被災者又はその母若しくは」に、「当該被災者の母、祖母又は」を「当該被災者又はその母、祖母若しくは」に改め、同条第三項中「第六十五条第六項」を「前条第一項」に、「前条第一項及び第二項」を「同条第二項から第四項まで」に改める。

第七十七条第一項中「二万一千六百円」を「二万四千円」に改める。

国民年金法等の一部を改正する法律案

第七十九条の二第三項中「二万一千六百円」を「二万四千円」に改め、同条第五項中「第二項及び第四項から第七項まで」を削り、及び第三項を「第二項及び第五項」に改め、同条第六項を削る。

(児童扶養手当法の一部改正)

第二条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「二千円」を「二千六百円」に、「二人であるときは、二千八百円とし、三人以上であるときは、二千八百円にその児童のうち二人」を「二人以上であるときは、二千六百円にその児童のうち一人」に改める。

第九条中「その者」を「その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」といふ)並びに当該支給要件に該当する者の扶養親族等でない児童で当該支給要件に該当する者」に、「児童の」を「ものの」に、「をこえる」を「以上である」に改める。

第十条中「所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」といふ)」を「扶養親族等」に、「政令」を「前条に規定する政令」に改める。

第十一条中「前条」を「第九条」に改める。

第十二条第二項第一号中「所得が、」の下に「当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で」を加え、「児童の」を「ものの」に、「をこえる」を「以上である」に改め、同項第二号中「第十条」を「第九条」に改める。

(特別児童扶養手当法の一部改正)

第三条 特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「二千円」を「二千六百円」に改める。

第七条中「その者」を「その者の所得税法(昭和

昭和四十五年四月二十四日 衆議院會議録第二十二号 国民年金法等の一部を改正する法律案 日本私学振興財団法案

八九八

和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という)並びに当該支給要件に該当する者の扶養親族等でない児童扶養手当法第三十一条に規定する者で当該支給要件に該当する者に、「児童扶養手当法第三十一条に規定する者の」を「ものの」に、「をこえる」を「以上である」に改める。

第九号中「所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という)を「扶養親族等」に、「政令」を「第七条に規定する政令」に改める。

第十号中「前条」を「第七条」に改める。

第十一号中「所得が、」の下に「当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童扶養手当法第三十一条に規定する者の」を加え、「児童扶養手当法第三十一条に規定する者の」を「ものの」に、「をこえる」を「以上である」に改め、同項第二号中「第九号」を「第七条」に、「をこえる」を「以上である」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国国民年金法第五十八条、第六十二条、第七十七条第一項及び第七十九条の二第三項の改正規定並びに同条第六項を削る改正規定は昭和四十五年十月一日から、第二条中児童扶養手当法第五条の改正規定及び第三条中特別児童扶養手当法第五条の改正規定は同年九月一日から施行する。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和四十五年十月一日において現に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金(以下「福祉年金」という)を受ける権利を有する者に支給する当該福祉年金については、同月から、その額をこの法律による

改正後の国民年金法第五十八条、第六十二条(第六十四条の四において準用する場合を含む)又は第七十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

2 昭和四十五年九月以前の月の福祉年金の額については、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の国民年金法第六十六条及び第六十七条第二項(第七十九条の二第五項においてこれらの規定を準用する場合を含む)の規定は、昭和四十四年以降の年の所得による福祉年金の支給の停止について適用し、昭和四十四年以前の年の所得による福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

4 この法律による改正後の国民年金法第七十九条の二第五項中「第六十五条」とあるのは、昭和四十五年九月三十日までは、「第六十五条(第三項を除く。）」と読み替えるものとする。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律による改正後の児童扶養手当法第五条の規定は、昭和四十五年九月以降の月の児童扶養手当について適用し、同年八月以前の月の児童扶養手当については、なお従前の例による。

2 前項の場合において、昭和四十五年九月の月の児童扶養手当については、この法律による改正後の児童扶養手当法第五条中「二千四百円」とあるのは、「二千四百円」と読み替えるものとする。

3 この法律による改正後の児童扶養手当法第九条から第十一条まで及び第十二条第二項の規定は、昭和四十四年以降の年の所得による支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、昭和四十四年以前の年の所得による支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

当法第五条の規定は、昭和四十五年九月以降の月の特別児童扶養手当について適用し、同年八月以前の月の特別児童扶養手当については、なお従前の例による。

2 前項の場合において、昭和四十五年九月の月の特別児童扶養手当については、この法律による改正後の特別児童扶養手当法第五条中「二千四百円」とあるのは、「二千四百円」と読み替えるものとする。

3 この法律による改正後の特別児童扶養手当法第七条、第九条、第十条及び第十一条第二項の規定は、昭和四十四年以降の年の所得による支給の制限及び特別児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、昭和四十四年以前の年の所得による支給の制限及び特別児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

理由

福祉年金、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給者の福祉の向上を図るため、その額を引き上げるとともに、母子福祉年金、準母子福祉年金、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給者の所得による支給の制限を緩和する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長倉成正君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔倉成正君登壇〕

○倉成正君 ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案のおもな内容は、

第一に、年金額等の引き上げについてであります。国民年金については、老齢福祉年金を現行の月額千八百円から二千円に、障害福祉年金を月額二千九百円から三千三百円に、母子・準母子福祉年金を月額二千四百円から二千六百円に、それぞれ月額二百円引き上げること、児童扶養手当については、児童一人の場合の手当の月額を現行の二千四百円から二千六百円に引き上げること、特別児童扶養手当については、児童一人につき手当の月額を現行の二千四百円から二千六百円に引き上げることです。

第二に、母子・準母子福祉年金、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給者本人の所得による支給制限の限度額を緩和することです。

本案は、三月十八日本委員会に付託となり、昨日の委員会において、質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日本私学振興財団法案(内閣提出)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、日本私学振興財団法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議あ

りません。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

日本私学振興財団法案を議題といたします。

日本私学振興財団法案

右
国会に提出する。

昭和四十五年三月九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

目次

- 第一章 総則(第一条—第八条)
- 第二章 役員等(第九条—第十九条)
- 第三章 業務(第二十条—第二十三条)
- 第四章 財務及び会計(第二十四条—第三十三条)
- 第五章 監督(第三十四条—第三十五条)
- 第六章 雑則(第三十六条—第三十七条)
- 第七章 罰則(第三十八条—第四十条)
- 附則

第一章 総則

(設立の目的)

第一条 日本私学振興財団は、私立学校の教育の充実及び向上に資し、あわせてその経営の安定に寄与するため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行ない、もつて私立学校教育の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 私立学校 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する私立学校をいう。
- 二 学校法人 私立学校法(昭和二十四年法律

第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。

三 準学校法人 私立学校法第六十四条第四項の法人をいう。

四 各種学校 学校教育法第八十三条第一項に規定する各種学校をいう。

(法人格)

第三条 日本私学振興財団(以下「財団」という)は、法人とする。

(事務所)

第四条 財団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 財団は、文部大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五条 財団の資本金は、十億円及び附則第六条第三項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、財団に追加して出資することができる。

3 財団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第六条 財団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 財団でない者は、日本私学振興財団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、財団について準用する。

第二章 役員等

(役員)

第九条 財団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

2 財団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事四人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第十条 理事長は、財団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、財団を代表し、理事長を補佐して財団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、財団の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十一条 理事長及び監事は、文部大臣が任命する。

2 理事は、理事長が文部大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十二条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第十三条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員解任)

第十四条 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに不適しと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十五条 役員(非常勤の理事を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けるときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十六条 財団と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が財団を代表する。

(運営審議会)

第十七条 財団に、運営審議会(以下この条において「審議会」という)を置く。

2 審議会は、理事長の諮問に応じ、財団の業務の運営に関する基本的事項について審議する。

3 審議会は、財団の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

4 審議会は、十人以内の委員で組織する。

5 委員は、教育又はその振興政策に関し広い識見を有する者のうちから、理事長が文部大臣の承認を受けて任命する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

7 委員の互選により会長として定められた者は、審議会の会務を総理する。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(職員の任命)

第十八条 財団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十九条 財団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用につ

いては、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

第二十條 財団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金で政令で定めるものの交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、補助金を交付すること。

二 学校法人又は準学校法人に対し、その設置する私立学校又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の各種学校で政令で定めるものの施設の整備その他経営のため必要な資金を貸し付け、及び私立学校教育（私立の各種学校の教育を含む。以下この項において同じ。）に関連してその振興上必要と認められる事業を行なう者に対し、その事業について必要な資金を貸し付けること。

三 私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行なう学校法人、準学校法人その他の者に対し、その事業について助成金を交付すること。

四 私立学校教育の振興のための寄付金を募集し、管理し、及び学校法人、準学校法人その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行なう者に対し、その配付を行なうこと。

五 私立学校の経営に関し、情報の収集、調査及び研究を行ない、並びに関係者の依頼に応じてその成果の提供その他の指導を行なうこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2 財団は、文部大臣の認可を受けて、前項各号の業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうことができる。

3 第一項第三号の規定による助成金の交付は、前事業年度における損益計算上の利益金に係る。

第二十八條 第一項に規定する残余の額の範囲内において行なうものとする。

（業務方法書）

第二十一條 財団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

（補助金の交付の決定の取消し及び返還等）

第二十二條 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第十條第一項及び第二項、第十七條第一項、第十八條第一項及び第二項並びに第十九條から第二十一條までの規定は、第二十二條第一項第一号の規定により財団が交付する補助金について準用する。この場合において、同法第十七條第一項中「各省各庁の長の処分」とあるのは、「私立学校法第四條に規定する所轄庁の処分」と読み替へるものとする。

（貸付業務の委託）

第二十三條 財団は、文部大臣の認可を受けて、銀行その他の金融機関に第二十二條第一項第二号の業務の一部を委託することができる。

2 財団は、前項の規定により銀行その他の金融機関に業務の一部を委託しようとするときは、その金融機関に対し、当該委託業務に関する準則を示さなければならない。

第四章 財務及び会計

（事業年度）

第二十四條 財団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画等の認可）

第二十五條 財団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（決算）

第二十六條 財団は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第二十七條 財団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（次項において「財務諸表」という。）を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完了後一月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 財団は、前項の文部大臣の承認を受けた財務諸表を事務所に備えておかなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十八條 財団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じた場合には、前事業年度から繰り越した欠損をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、翌事業年度において第二十二條第一項第三号の助成金の財源に充てられる額を控除した額を、当該事業年度の積立金として積み立てなければならない。

2 財団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じた場合には、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 第一項の利益金の計算の方法に關し必要な事項は、文部省令で定める。

（借入金及び私學振興債券）

第二十九條 財団は、文部大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は私學振興債券（以下この条及び次条において「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部

大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、財団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 財団は、文部大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九條から第三百十一條まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）

第三十條 財団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、文部大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第三十一條 財団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他文部大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

信託

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十二條 財団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)

第三十三条 この法律に規定するもののほか、財団の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十四条 財団は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、財団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第三十五条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、財団に対して業務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に財団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることが出来る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、關係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十六条 財団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十七条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十五条、第二十九条又は第三十条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十一条第二項、第二十八条第三項又は第三十三条の規定により文部省令を定めようとするとき。

三 第二十七条第一項又は第三十二条の規定による承認をしようとするとき。

四 第三十一条第一号の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則

(罰則)

第三十八条 第三十五条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした財団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした財団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十一条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十四条第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一条から第二十四条までの規定は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(財団の設立)

第二条 文部大臣は、財団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、財団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員を命じて、財団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、財団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となる者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 財団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(私立学校振興会の解散等)

第六条 私立学校振興会は、財団の成立の時に於いて解散し、その一切の権利及び義務は、その時において財団が承継する。

2 私立学校振興会の昭和四十五年四月一日に始まる事業年度は、私立学校振興会の解散の日の前日に終わるものとする。

3 私立学校振興会の解散の時までに政府から私立学校振興会に対して出資された金額は、財団の設立に際して政府から財団に対し出資されたものとする。

4 附則第四条の規定により財団の設立の登記がされたときは、登記官は、職権で私立学校振興会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

5 第一項の規定により財団が権利を承継する場合において、当該承継に係る不動産又は自動車の取得については、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(学校法人の特例)

第七条 この法律(第二十条第一項第一号を除く。)において、学校法人には、当分の間、学校教育法第二百一条第一項の規定により私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を設置する民法第三十四条の法人を含むものとする。

(その他の経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に日本私立学校振興財団という名称を使用している者については、第七條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第九条 財団の最初の事業年度は、第二十四条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十六年三月三十一日に終わるものとする。

第十条 財団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十五条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「財団の成立後遅滞なく」とする。

(私立学校振興会法の廃止)

第十一条 私立学校振興会法(昭和二十七年法律第十一号)は、廃止する。

(私立学校振興会法の廃止に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(私立学校法の一部改正)

第十三条 私立学校法の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中「及び地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第八條第一項」を「並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条及び第二百三十七條から第二百三十八條の五まで」に改め、同条第六項中「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条に次の四項を加える。

8 私立学校の経常的経費に対する国又は地方公共団体の補助金で政令で定めるものの交付

を受ける学校法人は、文部大臣の定める基準に従い、会計処理を行ない、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

9 前項に規定する学校法人は、所轄庁の定めるところにより、同項の書類のほか収支計算書を所轄庁に届け出なければならない。この場合において、同項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。

10 所轄庁は、第四項の規定によるもののほか、第八項に規定する学校法人に対して、次に掲げる権限を有する。

一 助成に関し必要がある場合において、当該職員に学校法人の関係者に対し質問させ、又はその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

二 当該学校法人の設置する当該補助金に係る私立学校の学科（短期大学及び高等専門学校等の学科を除く。）若しくは大学院の研究科の増設又は収容定員の増加に係る計画が、法令の規定又はその実施に関し所轄庁が定めた規程（一般に公表され、又は当該学校法人に通知されたものに限る。次号において「法令又は所轄庁の規程」という。）に違反することとなることを認め、場合において、当該計画の変更又は中止を勧告すること。

三 第五條第二項の規定にかかわらず、当該学校法人の設置する当該補助金に係る私立学校が設備、授業その他の事項につき法令又は所轄庁の規程に違反した場合において、その変更を命ずること。

11 第七項の規定は、前項第二号又は第三号の規定による所轄庁の措置について準用する。この場合において、第七項中「私立大学審議会」とあるのは、「大学設置審議会及び私立大学審議会」と読み替えるものとする。

第五十九條第五項中「第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「国」の下に「（日本私學振興財団を含む。次項及び第八項において同じ。）」を加え、「第一項」の下に「若しくは第三項」を、「前項」の下に「又は第十項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「若しくは前項」を加え、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 国は、別に法律で定めるところにより、第一項の助成で補助金の支出又は貸付金に係るものを日本私學振興財団を通じて行なうことができる。

第六十三條第一項中「第五十九條第六項」を「第五十九條第七項」に改め、同条第二項中「前二条」を「第五十九條第十項第三号又は前二条」に改める。

（私立学校法の一部改正に伴う経過措置）

第十四條 改正後の私立学校法第五十九條第八項の規定は、昭和四十六年度以後において政令で定める会計年度から適用する。ただし、政令で定める学校法人に対する同項の規定の適用は、別に政令で定める会計年度までは、所轄庁の定めるところによる。

2 前項の規定により改正後の私立学校法第五十九條第八項の規定の適用がない会計年度については、同条第九項中「同項の書類」とあるのは、「貸借対照表及び収支計算書」として、同項の規定を適用する。

3 政令で定める学校法人に対する改正後の私立学校法第五十九條第九項後段の規定の適用は、同項後段及び前項の規定にかかわらず、当分の間、所轄庁の定めるところによる。

（地方税法の一部改正）

第十五條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項第一号、第七十二條の四第一項第三号、第二百九十六條第一項第一号及び

第三百四十八條第二項第十三号中「私立学校振興会」を「日本私學振興財団」に改める。

（産業教育振興法等の一部改正）

第十六條 次に掲げる法律の規定中「第六項」を「第七項」に改める。

一 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第十九條第二項

二 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九條第三項

三 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）第九條第二項

四 スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第二十二條第三項

（昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私學恩給財団の年金の特別措置に関する法律の一部改正）

第十七條 昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私學恩給財団の年金の特別措置に関する法律（昭和三十年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三條中「私立学校振興会」を「日本私學振興財団」に、「私立学校振興会法（昭和二十七年法律第十一号）」を「第二十二條第一項第三号」を「日本私學振興財団法（昭和四十五年法律第

号）第二十條第一項第三号」に改める。

（私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律の一部改正）

第十八條 私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律（昭和三十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第四條中「第二項から第四項まで及び第六項」を「第二項、第四項、第五項及び第七項」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第十九條 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五

十号）の一部を次のように改正する。

第十七條第三項中「第三項から第六項まで」を「第四項から第七項まで」に、「第三項第三号及び第六項」を「第四項第三号及び第七項」に改める。

第十八條を次のように改める。

（日本私學振興財団の業務の特例）

第十八條 日本私學振興財団は、日本私學振興財団法（昭和四十五年法律第 号）第二十條第一項及び第二項に規定する業務のほか、学校法人（同法附則第七條の規定による民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の法人を含むもの）とされる学校法人をい

ろ。以外の私立の学校の設置者に対する被災私立学校施設の災害の復旧に必要な資金の貸付業務を行なうことができる。この場合において、当該貸付業務を日本私學振興財団法第二十條第一項第二号の業務とみなして同法の規定を適用する。

（所得税法の一部改正）

第二十條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中私立学校振興会の項を削り、日本私學振興財団の項の次に次のように加える。

日本私學振興財団 日本私學振興財団法（昭和四十五年法律第 号）

（法人税法の一部改正）

第二十一條 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中私立学校振興会の項を削り、日本国有鉄道等の項の次に次のように加える。

日本私學振興財団 日本私學振興財団法（昭和四十五年法律第 号）

（印紙税法の一部改正）

第二十二條 印紙税法（昭和四十二年法律第二十

号）

日本私學振興財団 日本私學振興財団法（昭和四十五年法律第 号）

第二十二條 印紙税法（昭和四十二年法律第二十

三号)の一部を次のように改正する。
別表第二中私立学校振興会の項を削り、日本
国有鉄道の項の次に次のように加える。

日本私学
振興財団
日本私学振興財団法(昭和四
十五年法律第 号)

(登録免許税法の一部改正)

第二十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第
三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第二中私立学校振興会の項を削り、日本
国有鉄道の項の次に次のように加える。

日本私学
振興財団
日本私学振興財団法(昭和四
十五年法律第 号)

(昭和四十四年度における私立学校教職員共済
組合法の規定による年金の額の改定に関する法
律の一部改正)

第二十四条 昭和四十四年度における私立学校教
職員共済組合法の規定による年金の額の改定に
関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一
部を次のように改正する。

第六条中「私立学校振興会」を「日本私学振興
財団」に、「私立学校振興会法(昭和二十七年法
律第十一号第二十二条第一項第三号)」を「日本
私学振興財団法(昭和四十五年法律第 号)
第二十条第一項第三号」に改める。

理 由

私立学校教育の振興を図るため、日本私学振興
財団を設立し、私立学校を設置する学校法人等に
対する補助金又は助成金の交付及び資金の貸付
け、私立学校教育振興のための寄付金の募集及び
配付等の業務を総合的かつ効率的に行なわせる必
要がある。これが、この法律案を提出する理由で
ある。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。文
教委員長八木徹雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔八木徹雄君登壇〕

○八木徹雄君 ただいま議題となりました法律案
について、文教委員会における審査の経過及び結
果を御報告申し上げます。

わが国の学校教育において私立学校の果たす役
割りは、近時ますます重要さを加え、しかも、私
立学校の現状は、公費による適切な援助を必要と
しております。この要請にこたえるため、本年度
は新しく教員給与費を含む経常費補助を行なうた
め必要な予算を計上し、私立学校に対する助成措
置を一段と充実強化することとしたとしておりま
す。このため、私立学校振興会を発展的に解消し
て、新たに日本私学振興財団を設立しようとする
ものであります。

そのおもな内容を申し上げますと、この法人
は、私立学校教育の充実及び向上に資し、あわせ
てその経営の安定に寄与するため、補助金の交
付、資金の貸し付けその他私立学校教育に対する
援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行ない、
もって私立学校教育の振興をはかることを目的と
すること、この法人の資本金、組織、業務、財務
及び会計、監督等について所要の規定を設けるこ
と、私立学校法の一部改正を行ない、私立学校の
公共性を高めるとともに、助成効果の一その確
保をはかり、その教育研究の充実を期するため
に、学校法人の経理の適正を確保するための規定
及び所轄庁の権限に関する規定を整備しようとし
るものであります。

本案は、去る三月二十四日当委員会に付託とな
り、翌二十五日政府より提案理由の説明を聴取い
たしました。自來、本案について、日本私立大学
連盟会長時子山常三郎君外三名の参考人から意見
を聴取する等、慎重に審査をいたしました。その
詳細は会議録により御承知を願います。

かくて、四月二十四日、本案に対する質疑を終
了、次いで、河野洋平君外三名から、この法律に

よる改正後の私立学校法第五十九条第十項及び第
十一項の所轄庁の権限に関する規定は政令で定め
る日までの間は適用しないこととする旨の、自由
民主党、日本社会党、公明党、民社党の共同提案
にかかる修正案が提出され、次いで、本修正案及
び原案について採決いたしましたところ、本修正
案及び修正部分を除く原案は起立多数をもって可
決されました。

次いで、自由民主党、日本社会党、公明党、民
社党の共同提案にかかる附帯決議案が提出され、
採決の結果、異議なく可決されました。
かくて、本案は附帯決議を付して修正議決すべ
きものと決しました。(拍手)

〔参照〕

日本私学振興財団法案に対する修正案
(委員修訂)

日本私学振興財団法案の一部を次のように修正
する。

附則第十四条に次の一項を加える。
4 改正後の私立学校法第五十九条第十項及び第
十一項の規定は、政令で定める日までの間は、
適用しない。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委
員長報告のとおり決しました。

宮澤通商産業大臣の中小企業基本法に基づく
昭和四十四年度年次報告及び昭和四十五年
度中小企業施策についての発言

○議長(船田中君) 通商産業大臣から、中小企業

基本法に基づく昭和四十四年度年次報告及び昭和
四十五年度中小企業施策について発言を求められ
ております。これを許します。通商産業大臣宮澤
喜一君。

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 中小企業基本法第八条
に基づきまして先般政府が国会に提出いたしまし
た昭和四十四年度中小企業の動向に関する年次報
告及び昭和四十五年度において講じようとする中
小企業施策の概要を御説明いたします。

昭和四十三年から昭和四十四年にかけて、わが
国経済は拡大基調を続けました。このため、四十
四年の中小企業の事業活動も好調に推移し、資金
繰りもさしたる逼迫感は見られず、収益も概して
好調であり、倒産件数も四十三年と比べてかなり
減少いたしました。

しかしながら、近年改善されてきてはありますが
が、中小企業の生産性や技術水準における大企業
との間の格差は、依然として大きく、また、労働
力不足の進行、あるいは発展途上国の追い上げや
資本自由化の進展など、中小企業をめぐる最近の
経済環境の変化は、これまで生産性の低さを低賃
金で補うというような経営形態をとってきた中小
企業に対しては、きわめてきびしい影響を及ぼし
ております。

他面、産業の高加工度化に際して部品点数や加
工工程がますます増加し、また所得水準の向上に
伴って高級品や個性ある商品に対する需要が増大
するなど、中小企業に適した新しい分野が次々と
展開されてきており、この意味において、中小企
業は今後ともわが国経済の中で重要な役割を果
たしていくことが期待されております。

このような環境変化の中にあつて中小企業が發
展していくためには、技術水準の向上、設備の近
代化、製品の高級化、事業の共同化等を進めて生
産性を向上させる必要があります。特に機械関連
産業では、下請企業の技術水準の向上や設備の近
代化を親企業の協力を得て進めるとともに、消費

昭和四十五年四月二十四日 衆議院會議録第二十二号

官通商産業大臣の中小企業基本法に基づく昭和四十四年度年次報告及び昭和四十五年度中小企業施策についての発言

中小企業基本法に基づく昭和四十四年度年次報告及び昭和四十五年度中小企業施策についての発言

九〇四

財産業では商品企画力の充実が重要になっております。また、中小商業においては、地域構造の变化に対応して近代化を進めることが要請されております。

このため政府といたしまして、中小企業基本法の精神にのっとり、中小企業者の自主的努力を助長するとともに、事業環境の整備をはかることが責務であると考え、中小企業施策を最重点政策の一つとして取り上げております。

四十四年度におきましては、中小企業振興事業団の高度化資金を大幅に拡大するとともに、新たに構造改善制度を設け、業種別の体質改善を強力かつ総合的に促進することといたしました。このほか、設備、技術、経営、労働等各般にわたる施策を拡充いたしました。その際、経営基盤の弱い小規模企業の体質の改善につきましては、特にきめこまかい配慮を払っております。

さらに、四十五年度におきましては、内外のきびしい環境変化を乗り越えていくため、中小企業の一そうの近代化、体質の改善をはかることとし、あらまし次のような施策を推進していくこととしております。

まず第一に、中小企業振興事業団の融資事業を大幅に拡充し、中小企業の共同化、集団化を進めることとしております。その際、特に中小企業者からの要望の多い工業団地、商業団地、共同施設等について強力な助成をはかってまいるとともに、繊維工業の構造改善に必要な資金についても特段の配慮を払っております。

第二に、国際競争力を強化するため緊急に対策を講じる必要のある業種について、構造改善を鋭意促進するため、税制面、金融面、指導面等から一そうの助成を行なうこととしております。

第三に、近代化のおくれが著しく、きびしい環境変化にさらされている下請中小企業については、下請中小企業振興法を制定し、その近代化を促進するとともに、下請企業の受注あっせん体制の強化をはかることとしております。また、下請

取引についても引き続きその適正化につとめてまいります。

第四に、中小企業者の近代化投資等に必要資金の円滑な供給を確保するため、政府関係中小企業金融三機関に対し財政資金を大幅に投入し、貸し付け規模の拡大をはかる一方、信用補充制度を充実して、民間資金による中小企業向け融資の増加につとめる所存でございます。

第五に、小規模企業対策につきましては、特に経営改善普及事業を充実するとともに、設備の近代化と金融の円滑化にも特段の配慮を払っております。また、地方税における事業主控除の引き上げ等により、税負担の軽減をはかることといたしております。

第六に、中小企業の経営管理の合理化と技術水準の向上をはかるため、診断指導事業を充実するとともに、中小企業者の技術開発に対する助成、公設試験研究機関による技術開発等の施策の拡充強化をはかることとしております。また、中小企業における労働力の確保とその資質の向上、従業員の福祉の増進等のための施策を推進することとしております。

第七に、流通部門につきましては、中小企業振興事業団による助成を強化するとともに、中小企業金融公庫及び国民金融公庫の特別貸し付け制度を拡充する等の措置を講じ、その近代化を進める所存でございます。

以上が昭和四十四年度中小企業の動向に関する年次報告及び昭和四十五年度において講じようとする中小企業施策の概要でございます。(拍手)

中小企業基本法に基づく昭和四十四年度年次報告及び昭和四十五年度中小企業施策についての発言に対する質疑

○議長(船田中君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。順次これを許します。横山利秋君。

〔横山利秋君登壇〕

○横山利秋君 私は、日本社会党を代表して、ただいま報告されました昭和四十四年度中小企業白書などについて、政府に質問をいたしたいと存じます。

今回の四回目の中小企業白書は、多くの数字や統計を用い、地味な努力で中小企業の実態に迫り、特に機械、消費財、流通の三部門にわたって中小企業を分析しています。その努力を賞賛に私はやぶさかではありません。

しかし、白書はそれにとどまっているのであります。いま大臣の御報告をお聞きになったように、大臣の報告もあれやこれや一ぱい並べただけで、一本筋が通っていないというのを私は痛感するのであります。今日の中小企業が何を考え、何を望み、政府の一九七〇年代の新しい経済政策が中小企業にどういう役割を与え、またどんな結果をもたらすか、正直に話していません。政府がそれにまたどう責任をとろうとしているのか、はつきりしないのであります。すなわち、中小企業に対し、大胆かつ率直な政府の構図がないのは、きわめて遺憾千万といわなければならぬのであります。(拍手)むしろそのことは、政府の経済政策が中小企業不在のままに立てられている、せいぜい実行過程で生じた被害者を救済するという立場しかないからであります。

この白書の分析は、一ころと違つて、何か案頭に満ちているように思われる。好調な事業活動であるとか、倒産は減少したとか、二、三年前のようには、中小企業の存立の基盤をゆり動かすに至っていないというようなきびしい表現などはどこにも見られません。しかし、それは、はたして中小企業の実態を正確につかんでいるのでありましょうか。政府の中小企業を見る目が、日の当たる経済成長とともにある中企業以上に当てられているからにはかならないのであります。構造改善という政府のうたい文句から忘れ去られている圧倒的に多い零細企業を考えてもらいたい。女房子

供と一緒に、人手不足を補つて夜まで働いている人々のことです。物価高と下請代金の引き下げの両面の苦しみは追い回されている中小企業であります。コカ・コーラのすごい成長は、国内の中小清涼飲料業界の過半数に大打撃を与えたこと、同僚諸君の御存じのとおりであります。自由化で外資の進出を受けた中小企業は、四十三年末現在でも、ボールペンに、ちり紙に、皮づつに、ドアロックに、ベッドに、歯車、ねじ、油圧機器、ダイヤモンド工具、繊維機械、食料加工機械等において、企業支配の危険性から同業への圧迫を含めて、きびしい試練に立っています。また、特恵関税の供与に常に前途に不安を持って心安んじることがありません。百貨店や、スーパーの新設や増設が、すばらしい勢いでわれわれの周辺にあつて、小売り店を圧迫しているのではありませんか、今日では、大企業の倒産はほとんどありません。中小企業ばかりが相もかわらずに渡り倒産の波の中にあります。これは世界第二という高度成長の中にある奇妙な現象であります。いわば繁栄の中にある倒産である。豊富の中の貧困である。産業政策はあるけれども、中小企業政策はないといふべきであります。(拍手)

今日まで、中小企業問題については、与野党が一致して満場一致、法案を成立する場合がかなりありました。これは、中小企業問題については、共通の舞台が一つ、与野党の中にあつたからであります。その舞台とは、経済が二重構造であるという認識であり、大企業の横暴や収奪から中小企業を守るということ、また、特に零細企業に対しては、社会政策的な立場で立案するという共通の場があつたからであります。

しかるに、最近の政府の政策は、明らかに変化を見せてまいりました。四十五年度中小企業政策の基本方針として、政府の文書の中に、新しい時代に挑戦する中小企業の自助努力を助長しつつ、総花的でなく、重点的にと書かれてあるように、要するに、やる気のない中小企業は育成援助をし

てもむだという考え方が中心になっていきます。第二には、中小企業政策も、これまで最近の政府のうたい文句でありましたいわゆる経済合理性に沿って展開するという考えであり、第三番目には、自由化や特恵供与の追い上げを受ける中小企業で、援助をしても結局そのばに合わない中小企業はむだだから、転廃業しろという思想であり、第四には、物価対策面から、中小企業カルテルを再検討してはどうか、免許制の酒屋やたばこ屋なども、自由にやらせようという動きであり、第五番目には、大企業の合併や中小企業業界の構造改善によって整理統合を推進するという方針でありましょう。

日産とプリンスの合併で、従来のプリンスの下請は大半が二次下請となり、効率的悪いものは漸次日産系列からはずされ、結局、プリンスの下請の相当部分が淘汰をされました。トヨタの下請合理化でも、多くの下請が犠牲を受けています。これらは、それぞれの理由があるとは思いますが、しかし、結局は、資本主義の基本路線に立つて弱肉強食の政策を中小企業に押し進めることにはほかなりません。自助努力といういいのいいことばも、裏を返していえば、中以上の企業にのみ焦点を合わせて、零細企業に対する切り捨てであり、社会政策的な立場が、その配慮が、もはや存在しなくなるのではないかと言いたいのであります。

ことに、この際指摘しておきたいのは、今日までのいわゆる放漫経営による不渡り倒産が少なくなくて、政府の政策、すなわち、開放経済、産業再編成、自由化、対米繊維交渉、特恵関税、また、チクロの製造加工の禁止など、一連の政府の政策によって、すなわち、中小企業自身の責めにやらない不渡り倒産や転廃業が多くなってきたという事実であります。それにもかかわらず、政府は、その政策結果を中小企業に転嫁して、何らの責任をとらうとしないのは、言語道断であり、ひきょう千万と言わなければならぬと思うのであります。

ます。(拍手)

今度、政府の政策結果から生じた米作問題につきましても、少ないながら、反当たり三万五千円の補償をすることに相なりました。しかし、中小企業に對しては、きょうまでよろしい、あしたからはいかにぬという政府の施策によって、チクロの製造、加工、販売禁止により、百億以上の大損失を与えながら放置していることについて、私も注目をいたしたいのであります。

われわれは、本日情報化時代に入る第一歩として、先ほど情報に関する法律案を通過させました。白書の指摘をまづまでもなく、コンピュータは第三の産業革命をもたらす、人間社会に大きな変革を与えるものであります。注意しなければならぬことは、この情報化時代は、あらためて大企業と中小企業との間に著しいコンピューター格差を生ずるであろうということであり、今日までわれわれが努力してきた大企業と中小企業の格差は正や、中小企業に働く人々の福祉増進の効果を崩壊せしめるばかりか、逆行させ、新しい二重構造の要因となる危険のあることであります。革命的な情報化時代の入り口に立つて、このことが何人にも予測されているにもかかわらず、政府の中小企業政策は何らありません。

要するに、これからの経済の激動の中では、成長部門と停滞部門、成長企業と非成長部門との格差は広がるだらうし、大企業に比べて、労働力、金融力、人件費負担力、需要開拓力、技術革新への適応力、そういうものが乏しい中小企業は打撃を受け、そして、いまの政府は、一それこれを助長させる結果になると心配をするわけであり、マクロ的に見れば、一見好況の状態が続いていくであろう。しかし、ミクロ的には、さらに飛躍するもの、足踏みするもの、脱落するものの差が明らかになり、成長力の乏しい、政府に放置されているものは、縮小均衡の悪循環の渦に突き落とされる危険に直面するであらう。

私は、白書に流れるもの、また最近の政府の政

策の結果から判断されるものを述べてまいりましたが、この際、あらためて総理以下、通産大臣に伺いたいののであります。

総理は、今後の経済政策の中で、中小企業をどう位置づけているのか。一体、新しく政策展開をする、あるいは政策の構想をする中で、中小企業はいつも存在しないのではないのか。中小企業省の設立を拒否してきた総理が、それならば、これにかわって中小企業というものが国企業の九五・五割を占める存在を、常に閣議の中で、また政策の中で、その立場に立つて主張する仕組みを、どうして考えないのであるのか。そもそも、激動を続ける新しい時代に、中小企業の今後について、どうあなたは考えていらっしゃるのか、率直な所信を伺いたいののであります。

第二番目は、産業は新しい革新時代に立っているにかかわらず、今日の中小企業政策は、単に従来の政策の踏襲にすぎません。新しい時代に何ら即応していません。白書のすみずみにあるように、中小企業も、目をさませなど、責任を転嫁する前に、政府みずから中小企業政策に新しい再検討を加えるべきであり、そのためには、たとえば各省はばらばらに推進している構造改善事業を体系化すること、思い切った税制金融上の助成をすること、特に転廃業する中小企業に進んで政府の援助を行なうこと、零細企業に焦点を注いで対策を立てること等を含めて、新しい時代に即応する中小企業振興臨時措置法を制定する意思はないか。次に、中小企業は、率直にいつて多忙であり、施策を十分に理解し、みずからのものとするには、なかなか不得手な階層であります。そのためにも、かゆいところへ手が届くようにする配慮が必要であり、たとえば協同組合法、団体法、環衛法等々、まさに多岐にわたる中小企業立法を整理統合して、理解と運用に便ならしめる必要があるが、どうか。

また、中小企業問題で決定的な欠陥は、指導者不足であり、またその教育が不十分であり、各種

中小企業指導に従事している人々は高年齢であり、新陳代謝がなく、給料が安いのが実情であります。これでは中小企業に新鮮な感覚と活動力を振起させることにはなりません。政府は、これを見がしていることを反省し、指導者層と指導力の飛躍的改善をすべきではないか。中小企業に関する税金の申告や金融の手続など、思い切った簡素化することが考えられるべきであり、また、無担保、無保証の制限額を拡大すべきであります。

これらの思いやりのある行政措置を各般にわたって実行すべきであると思いが、どうか。

第四番目には、中小企業の多くが心配している特恵関税供与によって追い上げられることであり、たとえば敷きもの、布帛製衣類、メリヤス製衣類、おもちゃ、クリスマス電球、ビニール製品、ベニヤ等については、政府はどう分析をし、どう対処するのか、特恵関税に対する対策を明らかにしてもらいたい。

第五番目は、近代化、合理化を中小企業に要請しながら、他方では金融引き締めによる設備投資の抑制が、大小を問わず、金融機関を通じて行なわれている事実であります。昨年の九月から引き締めについては、政府は中小企業への影響を軽視しているのではないか。三月以降倒産はふえ、窓口規制も強い。四月に入ってから一挙に倒産が流出を起している。この際、政府金融機関を通じて財政投融資の大幅追加をするべきであると思いがどうか。根本的には、銀行法を改正して、一定比率の資金を中小企業に常に確保するべきであると思いが、どうか、伺いたいののであります。

以上、諸般の問題について伺いました。皮肉にも、全国的注視を浴びて圧勝した京都の蜷川知事は、中小企業庁長官当時、自民党政府の中小企業政策にあいそをつかした人であり、圧勝原因の一つは、政府の無為無策の中小企業政策にあるとも考えられるのであります。(拍手)この際、御反省の上、十分率直に答弁されるよう要望して質問

昭和四十五年四月二十四日 衆議院會議録第二十二号

中小企業基本法に基づき昭和四十四年度年次報告及び昭和四十五年度中小企業施策についての発言に対する横山利秋君の質疑
昭和四十四年度年次報告及び昭和四十五年度中小企業施策についての発言に対する岡本富夫君の質疑

中小企業基本法に基づき

九〇六

を終る次第でございます。(拍手)

〔内閣総理大臣(佐藤栄作君) 横山君にお答えい

たします。〕

いろいろ御意見をまじえて述べられながらお尋ねがございました。

そこで、私が申し上げるまでもなく、白書、これは国民各位にそれぞれの実態と施策の現状について理解と認識を深めていただくためのものでありまして、また白書の分析は、政府の施策に的確に反映させるための反省の材料でもあります。ただいま、対策がない、ただ分析倒れだ、かような御批判がありました、これが白書というものだと私は思っております。

ところで、これが十分施策の上に取り入れられておらないという。その白書のねらいが十分に効果を発揮できず、せっかくの分析が分析倒れとなつてしまつたのではと残念でございます。それから、これからは、御意見のように、生きた白書づくりとその活用に一そう努力してまいりたいと考えています。建設的な御叱正をいただいたことを厚くお礼を申し上げておきます。

次に、現在の政策は中小企業不在であるときめつけられたようでございますが、これには異論があります。社会党の諸君は、何でも中小企業省をつくればいい、かように御主張なさいますが、中小企業対策は、金融、税制等の各般の施策を総合的に推進することによって初めて実りあるものとなるものであり、関連各省庁の緊密な連絡のもとに、着実に対策が進められているところであり、中小企業省の設置に賛成しないからといって、中小企業政策が不在であるというのには、全く当たっておりません。

わが国産業の実情から見まして、経済発展とともに中小企業の存立分野はますます拡大されてくるものと考えます。しかしながら、人手不足、経済の国際化、大型化、あるいは技術革新などの激しい環境変化に直面しており、その近代化は、中

小企業そのものの維持、発展のためのみならず、わが国経済全体の一その拡大と均衡ある発展のために必要不可欠のことと考えます。政府としては、今後とも、健全な中小企業の育成のためにあらゆる支援を惜しまない決意であります。このことを特に強調しておきます。

次に、現在、中小企業者のための組織、制度としては、御承知のとおり、多くの法律による各種の制度がありますが、これらはそれぞれ目的を異にし、また、いずれも多種多様な中小企業者の組織づくりの必要性に即応して設けられているものであり、容易にこれを統合できるものとは考えておりません。しかしながら、これら各種の制度が中小企業の組織づくりに十分活用されるよう配慮すべきことはもとよりであり、このため、今後とも中小企業者に対する指導、施策普及事業等を充実して、制度の円滑な運用をはかつてまいりたいと考えています。

また、中小企業者のために、かゆいところに手が届くような施策をという御要望は、まことに同感であり、税制、金融あるいは特恵関税等の手続の簡素化につきましても、今後とも努力してまいります。

なお、御提案の無担保、無保証制度の制限ワクの拡大は、信用保険庫の収支に直ちに響く問題であり、その建て直しが信用補完制度の当面の課題となつていられる現時点では、率直に申しまして困難である、かように私は考えております。

特恵関税の問題について、種々意見をまじえてのお尋ねがございましたが、これらの点は、十分御意見を伺った上で、これらに対しても善処する考えでございます。

次に、金融引き締めの中小企業に及ぼす影響であります。四十五年度の財政計画は、質的にも量的にも中小企業重視のものとなっております。関係政府金融機関の適切な業務運営によりまして、十分対処できるものと私は考えております。なお、法的措置によりまして一定比率の中小企

業金融を確保せよとの御提案は、かえつて国民経済全体としての円滑な金融をそなうおそれがあるものと私は考えます。そういうことではなしに、中小企業金融対策については、十分配慮してまいります。

以上、私に対するお尋ねのお答えをいたしました。残りしました点については、通産大臣からお答えすることになります。(拍手)

〔国務大臣(宮澤喜一君) 総理がお答えになりました。〕

現在、中小企業に関する法制、金融等は、私は制度としてはかなり整備されていると思ひますけれども、それが実際に企業を営む中小企業、零細企業の人々との間に何かギャップがありまして、思うように利用されない場合が多いというところについて問題があると思ひております。この点は、横山議員の言われましたように、まさに指導とか普及とかいう問題であると思ひます。そこで、現在御承知のように、都道府県、六六市、あるいは商工会議所、さらに小さいところは商工会でございますけれども、ここに診断指導でありますとか、技術指導でありますとか、経営指導、それからもう一つ配帳、これはおりに大事でございますが、帳面をつける記帳指導等々、指導員を置いておりますけれども、これをやはり強化していくということ、これが案外今後大事な政策ではなからうかと考えております。今年度の予算でも、増員も、また待遇改善のほうも、お認めをいただいたわけでございますが、こういうところに今後さらに力を入れていくことが大事であると思ひます。

また、老朽化等につきましては、事業団でそれらの指導員についての講習を行なっております。それから、特恵につきましても、先ほどおあげになりましたような業種が、確かに一番特恵で着かされやすい業種と私も考えます。そこで特恵もいろいろな事情で、いわれましてからだいたい日

がたちますが、また現実にはなつておりません。しばらく時間がかることと思ひますが、あらかじめそれに備へまして、いわゆる構造改善に選びます業種は、一番特恵で着かされよう業種を昨年度も選び、今年度も十数種ほど選んでまいりたい、このようにして対処してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(船田中君) 岡本富夫君。

〔岡本富夫君登壇〕

○岡本富夫君 私は、公明党を代表いたしました。ただいま御説明のありました昭和四十四年度中小企業の動向に関する年次報告並びに昭和四十五年度において講じようとする中小企業施策について、総理並びに関係大臣の所信をお伺いしたいと思います。

質問の第一は、中小企業白書のとらえ方の問題と、中小企業政策の基本の問題についてであります。

ここ数年、年次報告は、版で押したように、中小企業を取り巻く環境のきびしさから、中小企業の体質改善と近代化の必要性を長々と説明したものとされております。そして今回の白書の特徴をあげますならば、機械関連産業、消費財産業、流通部門などを、業種別にどのような分野が小回りのきく中小企業に適しているか、そのための条件は何であるかなど、中小企業の活躍の場を多少掘り下げたことと、七〇年代を展望した中小企業政策について一応は触れていると思ひます。しかし、この白書を一般の中小企業者、ことに小規模企業者が一見したとして、はたしてどれだけの人がその内容を理解し得るでしょうか。また、たとえ理解をしたとしても、どのように対処することが自分の企業の発展のために最も適切であるか、そして具体的に政府が講じている数多くの中小企業施策のうち、どれを利用すればよいのかといった点になりますと、はなはだ疑問なのであります。たとえば白書に述べている「適

応の方向」を示したものの中に「省力化が必要である」とか、「こうした対策のとれない企業は、新たな成長産業へ転換することが望ましい」とか、あるいは「研究開発体制などを充実し」といった、まことに抽象的なことが出ておりますが、中小企業者が最も欲していることは、省力化にしても、また、新規産業への転換あるいは研究開発にしても、いかにすればよいのか、どのような助成策があるのか等々の具体的なものを提示されることである。したがって、今回の白書は、単なる現状分析を羅列したところの、至ってできのよい作文にすぎないと断ぜざるを得ないと思うのであります。

また、労働力確保あるいは構造改善事業及び設備近代化などといったものも課題に對し、政府は従来より多くの諸施策を講じておられるのであります。いずれも所期の成果をあげているかどうか、きわめて疑問なのであります。

さらに、もう一点問題になりますことは、ただいま申し述べましたように、施策の活用度あるいはその効果の実態を十分確認しないで、次々と新しい施策を模索しているということであり、私が非常にふしぎに感じますことは、なぜ従来の施策が未消化であるにもかかわらず、次々と新しい施策を無理に出そうとするのか、この政府の姿勢についてであります。

総理は、本年は内政の年と言われました。そうであるならば、この辺で一度じっくりと立ちどまって、足元をしつかり見詰め、政府がこれまで講じてきた多くの中小企業施策が、現実としてどれだけ活用され、成果をあげているか、個々の施策についての実態を把握し、しかる後に、その実態の上に立つた将来の具体策を検討すべきであり、白書もこのような観点から作成すべきであらうと考えるのでありますが、総理はどのような所信をお持ちか、伺いたいたすのであります。

いま一つ総理にお尋ねしたいことは、中小企業近代化の方途とその基本的方向の姿勢についてであります。

てであります。

白書は、「中小企業の発展の方向」とところで、七〇年代のわが国の経済の姿に触れ、流動し、変貌する経済環境の中で、中小企業には需要の変化に對応するための柔軟かつ敏速な適応性が求められ、そのための技術水準の向上と経営力の強化が要求されると述べておられますが、私もまさにそのとおりであると思ひます。

しかし、政府が行なっている諸施策が、はたして白書が指摘する要求に適合するものであるかどうか、こういう点になりますと、首をかしげざるを得ないのであります。中小企業が環境の変化に對処し、激しい国際競争や大企業の圧迫にうちかかって生き抜いていくためには、政府としても、おのれの業種あるいは規模に適応したきめのこまかい対策を講ずる必要があると思ひます。

わが国経済がアメリカに次いで世界第二位という高度成長を遂げた今日にあっては、社会政策的視角からの保護政策をやめて、経済政策を強力に打ち出すべきであるというのが、政府の主張するところのようであり、確かに一面からすれば、社会政策的視角から経済政策的視角への移行は要請されるのであります。しかし、すべての中小企業者にそれを適用しようとするならば、無理であり、間違ひであります。なかんずく、小規模零細企業の場合には、前提条件として社会保障制度の完備が必要であると思ひます。それなくして、ただ単に経済政策的視角での施策を講じたとしても、何ら問題の解決にはならないのではないのでしょうか。

したがって、一つは、中小企業の中でも特に小規模企業に對しては、一般の中小企業施策とは違つた観点から、独自の施策を講ずるべきであります。

二つには、いわゆる中小企業分野に適した業種の企業の場合であります。白書が指摘しておりますように、産業構造の高度化、技術水準の高度化などによつて、ますます中小企業の活動分野が広

がってまいりますが、そういった高度化現象の中にあつて、加工度あるいは嗜好度の高い業種については、あえて大規模化しなくても、それにふさわしい施策を講ずることにより、中小規模のままで大企業と同等の効率を得る企業に発展し得るのであります。

三つには、中堅規模企業の場合については、積極的に構造の近代化をはかり、規模的にも成長を促進させるべき強力な施策を講じていくべきであります。

このように、中小企業を三つのグループに大別し、それぞれの特質に適した対策を講じてこそ、一つ一つの施策が生きてくると思うのであります。ただし、近代化施策などは当然この三つのグループに共通して講じなければならぬのであります。そして、これらの諸施策を有機的に結合し、統括して、最大の効果をあげなければならぬのであります。政府はこの点どのように考えておられるのか。中小企業対策を再検討されて、従来の行き方を改められる御意思があるかどうか、伺いたいたすのであります。

また、現在のような通産行政の片すみしに追いやられた中小企業行政では、とうていこのような政策は遂行できないのでありまして、どうしても中小企業行政を、大企業優先の通産行政から独立させねばならぬのであります。したがって、わが党は、中小企業省の設置は、七〇年代の中小企業の発展にとつて絶対不可欠のものとして主張しておりますが、政府に中小企業省の設置を検討する用意があるかどうか、伺いたいたすのであります。

質問の第二は、中小企業対策の中でも、特に労働力確保の問題、中小企業金融対策並びに税制対策についてであります。

現段階の中小企業にとって何が一番悩みかと思ひますと、労働力の不足であります。新規卒業者を含む若年勤労者の中小企業への就職率は、年を追つて減少し、さらに定着率も低下をたどっており、絶望的な窮地に追い込まれている状態にあり

ます。労働力不足の傾向は、昭和三十年代後半からすでに出ていたはずであります。所得倍増計画など政府の高度経済成長政策により、労働力不足はさらに顕著となり、今日の事態に立ち至つたわけであり、ここにも政府の一貫性を欠いた政策と後手に回る措置の姿勢が見られるのであります。

しかし、過ぎ去つたことはとくかくとして、今後政府は総力をあげてこの問題の解決に当たるべきであります。労働力確保の問題は、人口政策、教育制度、その他もろもろの要素が互いにかみ合つており、総合的に取り組むべき問題であります。しかしながら、早急にこの事態を解決するための緊急措置を講ずる必要があります。

労働力を中小企業に定着させるには、種々の方策が必要であります。一つの方法として、住宅の確保があります。私は、国が中小企業勤労者向けの住宅を建設し、特に中小企業勤労者にその住宅を提供してはどうかと思ひます。この考え方を具体化するには、技術的に問題も多しと思ひますが、これに對する基本的姿勢について総理並びに関係大臣の所信を伺いたいたすのであります。

次に、中小企業金融についてであります。中小企業がその規模が小さいという固有の性格のゆえに、資金量の確保や資金調達に不利な点があり、大企業に比べて多くの不利な点を背負つております。

最近、中小企業の金融事情は、金融引き締め、浸透とともに日を追つて悪化しております。中小企業政策審議会も、信用補完制度の拡充強化をはじめ、現行の金融制度の改善の必要性を具申しておりますが、中小企業の近代化には、中小企業なるがゆえに存在する多くの問題を解決するには、どうしても資金の確保が必要なのであります。当面の対策並びに今後志向するところの所信をお伺いたします。

さらに、中小企業の税負担を軽減するための減税措置についてお伺いたします。

その一つは、電気ガス税であります。総理は、

昭和四十五年四月二十四日 衆議院會議録第二十二号

中小企業基本法に基づく昭和四十四年度年次報告及び昭和四十五年度中小企業施策についての発言に対する岡本富夫君の質疑

九〇八

国会において、電気ガス税は悪税であり、その廃止について前向きに検討すると何度も言明しておられるところであり、それにもかかわらず、一向実施されない。しかも、最近の物価論議においても電気ガス税の廃止がいられている。この際、政府は、物価の安定、中小企業のコストの低減等の見地から、早急に電気ガス税を撤廃すべきであると考えますが、総理並びに自治大臣の見解を伺いたいのであります。

その二は、中小法人税の軽減であります。わが党は、現行の二段階の税率から多段階の税率に改めるとともに、その適用範囲を狭くすることによって、中小企業の税負担の軽減をはかるべきであると主張しております。このような考えが政府にあるかどうか。

その三は、中小企業の自己資金の充実をはかるための措置として、同族会社の内部留保金に対する特別課税を廃止する考えがあるかどうか、伺いたい。

最後に、税制並びに徴税機構の簡素化についてであります。およそわが国の税制は多岐にわたるに苦しみはないと思ひます。税負担の公平化と並んで、税制及び徴税機構の簡素化をはかることは急務であると考えますが、総理並びに関係大臣の所見をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 岡本君にお答えいたします。

まず、白書は中小企業者の明日の経営に生かせるものでなければならぬとの御指摘、あるいは施策の活用状況等を十分把握して白書を策定せよ、という御意見、私も全く同感であります。今日の白書は、豊富にケーススタディー、これを取り入れて、業種別に中小企業の進むべき方向を具体的に示唆するようつとめたものではあります。今後とも、まだ十分だとは申せませんが、一そうそのような方向で努力いたしてまいりたいと考えております。

でございます。

次に、中小企業の近代化、高度化、これは中小企業の今後の進路を開く最大のかぎであります。個々の企業の設備の近代化、技術革新は当然のこととして、場合によっては事業の共同化、協業化を進め、あるいは情報機能の充実をはかることも大切であります。いずれにせよ、近代化の方向は業種、業態によりまして異なりますが、何よりも肝要なことは、中小企業経営者自身の自助の努力である、私はかように考えます。

最近、環境の変化に応じて成長分野へ前向きに業種転換をした中小企業も少なくありませんし、新しい時代感覚と専門技術を持った若い層が高比率の中小企業をつくり出している事例も見受けられ、私はたいへん力強く期待し、また喜んでおる次第でございます。政府といたしましては、この自助への努力に対し、金融、経営指導等あらゆる分野において支援を惜しまない所存であります。

中小企業の規模を三つのグループに分けて、その規模別に施策を講ずべきことは御指摘のとおりであります。まあ三つがいろいろ二つがいろいろ、それは別といたしまして、御指摘のとおり、私もやはり規模別にそれぞれ考えていかなきゃならぬ、かように思っております。それぞれの経営力、資金調達力、これに適切な施策を講ずるようつとめてまいります。

次に、中小企業省の新設、これは、たびたび申し上げるように、私は考えておりません。関係行政機関の連絡は十分はかりつつ、広範な中小企業関連施策を進めることによりまして、中小企業対策は十分に確保してまいることができると、かように確信しております。

最近の中小企業の労働力需給の問題であります。これに対処するためには、中小企業自体の近代化そのものが何よりも必要であり、さらには、労働条件と労務管理の改善、福祉施設の充実によりまして、中小企業を魅力ある職場とすることが肝要だと考えております。

中小企業勤労者のための住宅建設につきましては、住宅金融公庫の産業労働者住宅資金融資をはじめ、厚生年金、雇用促進事業団等の融資などを通じまして、その拡充には一そう努力してまいります。

次に、中小企業金融の当面の課題が、金融引き締め措置の影響が中小企業に及ぼされることのないよう、適切に対処すべきことであることは、これまで政府として当然注意しなければならぬこととあります。この点につきましては、先ほど社会党の横山君にもお答えしたとおりでありまして、政府も十分きめこまかくこれらの対策を講ずる決意であります。今後の方向といたしましては、中小企業の体質改善を早急に進めるため、構造改善等の政策目的を推進するための政策金融の拡充に特に配慮してまいりたいと思ひます。

次に、電気ガス税につきましては、市町村財政の現状から、悪税と申しましたが、これを一挙に全廃することは困難であります。今後ともその軽減に一そう努力してまいりたいと思ひます。このことをつけ加えて申し上げておきます。

次に、中小企業に対する法人税軽減の御要望がありました。今回法人の法人税率引き上げにかかわらず、中小企業に對してはこの税率を据え置いたことは、中小企業の現況を十分配慮した結果でありますし、税率の引き下げや適用区分の細分化は、個人企業とのバランスから見しても適切でない、かように考えております。同族会社の内部留保に対する特別課税も、個人企業との均衡上これを全廃するわけにはまいりませんが、内部留保の充実につきましては、今回の法改正による控除方式の改定により十分意を用いているところであります。大蔵大臣にかわつて、私から答えておきます。

最後に、税制の簡素化、合理化につきましては、今後とも一そう努力してまいること、これは当然でございますので、これもまた最後につけ加えておきます。ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣(宮澤喜一君)登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 中小企業をいわゆる零細企業、それから普通申請しております中小企業、中堅企業の三つに分けて考えるべきではないかというお尋ねでございますけれども、私も大体そういう問題意識を持っております。

それで、その中で零細企業については、やはりいわゆる市場法則、経済法則というものがそのまます通りにくい分野であると思っておりますので、こういうところに対しては、普通の市場法則でない保護的な政策を、なおとってまいらなければならぬ。金融面におきまして、先ほど横山議員に申し上げました指導面におきまして、もう一つありたいと思ひます。たとえば無担保、無保証といったようなもの、この分野でやはり一番意味があるのではないかと思ひます。

それから、いわゆる中小企業につきましては、これはいまさら申し上げるまでもないことでありまして、その上の中堅企業でありますけれども、これは従来機械工業の臨時措置法でございますとか、特定繊維工業の構造改善法でありますとか、中小企業よりも一つ上の、いわば相当競争力を持った企業にさらに競争力をつける、そういう施策を別に講じておるわけでございます。

住宅につきましては、総理から御答弁がございましたが、これらの公庫あるいは事業団、年金等の融資は地方でも相当喜ばれ、かつ活用されておりますので、これは的を射た施策であると思っております。これからの原資をふやしてまいりたいと考えております。

当面の金融情勢でございますが、四月一六月期が納税期でもあり、決済資金の需要期でもあり、また、やがてボーナスの時期でもございます。そこで、今年度の中小企業関係三機関の融資規模は前年比の一八増増しでございますけれども、当面私も、これを上半期に傾斜をつけていきたいと思っております。金融引き締め時期でございますから、ここばかりが楽というわけにはまいりません。

せんが、またそれだけに、この三機関の傾斜を上
半期のほうにふだんよりもよけいつけてまいりた
いと考へております。

〔国務大臣秋田大助君登壇〕

○国務大臣(秋田大助君) 御承知のとおり、電気
ガス税は、電気、ガスの消費と消費者の担税力と
の相関関係に着目をして、その支出面から
その担税力を捕捉しておる税でございます。現
在のところは、地方税におきまして、住民税、
また固定資産税を補完する意味をもちまして、市
町村の有力な財源になっておりますので、いま直
ちにこれを全廃いたしましたは、現実的に市町村
行政の運営に及ぼす影響等を十分顧慮しなけれ
ばならないと思はれるのであります。しかしなが
ら、ただいま総理からのお話のありましたとおり
り、この税につきましても納税者に関し一その負
担軽減をはかることは、中小企業対策の意味も含
めましてその必要性が痛感いたされまゝです。今
後かわり財源等も考慮いたしまして、積極的に
これが大幅の減税につき検討、措置をしてまいり
たいと考へております。(拍手)

○議長(船田中君) 川端文夫君。

〔川端文夫君登壇〕

○川端文夫君 私は、民社党を代表いたしまし
て、中小企業白書を通して、政府の中小企業政策
全般に関して、御質問申し上げます。

白書では、一九七〇年代の中小企業は労働力不
足、経済の国際化及び高度化等の、経済環境変化
のきびしくなるこの情勢の中で、そのためには、
労働力不足等に対処して生産性の向上をはかり、
さらに経営の質を高めて、需要の多様化、高度化
に急いで対応していかなければならないなどの、
一般論としては何人も肯定せざるを得ない方向を
示しています。そして、経済環境の変化が激しく
なるのであるから、この変化に対応できる適応力
を強めなければならないとも強調しています。
しかしながら、中小企業白書の説明はいかに明

快でありましても、政府はそれのためにどれだけの
財政裏づけの努力をしてこられたかということ考
えていただきたい。今四十五年度予算を見まし
ても、中小企業対策費は五百三億円でしかなく、
歳出総額の〇・六％という少額でしかありません。
中小企業への融資額は、財投の一五％、五千
四百億円ではないのに、一方、開発、輸出入銀
行からの融資は五千八百八十億円となっており
ます。この事実から見ましても、中小企業への融
資はあまりにも低過ぎ、格差は正の公約は、はた
してどこにいったのかと、中小企業者は失望して
いるのが事実であります。経済発展に取り残され
たこれら中小企業者、これからの激しい競争にど
うしてラインにつくことができるのでありましょ
うか。総理は、現下の中小企業、いままでの果た
してきた中小企業の役割り、任務をどう考へて、
見ておられるのか、お伺いしたいのであります。

構造改善事業が行なわれております。それによ
り、これらの事業計画——いま宮澤通産大臣のお
答へにもありましたけれども、事業計画を自主的
に作成することのできるかなり高度な能力を持つ
業界対策となっております。中小企業に熱意があ
るならば、政策に熱意があるならば、まず現場に
行って、構造改善がなぜ必要かということをも十分
説得し、事業計画を自主的につくることのできな
い業種には、事業計画作成にも協力するなど、血
の通った積極的な指導が重要であります。生
きている経済社会にお役所仕事の方策では、中小
企業の実態をあまりにも知らなさ過ぎると言われ
てもやむを得ないのではありますまいか。

なるほど、三十八年度に成立した中小企業基本
法ができて以来、政策の各論はかなり細部にわ
たっておりますけれども、過去六年間にどのような
成果を今日まであげたか、報告ができますか。
私は、財政の裏づけも少ないため、毎日不安な心
で過ごしているのが中小企業者であると思いま
す。違っておりますか。また、依然として今日倒
産が減っておりません。

特に、総理に申し上げておきたいのは、七〇年代
の中小企業をめぐる環境は、白書が指摘している
以上に私はきびしいものと見ております。ことし
も金融引き締め等により、七月以降にこれ以上倒
産がふえねばいいと祈る気持ちで私は心配してい
るのですが、もし、これ以上の悪条件が出てまい
れば、重大なる社会問題に発展することをおそ
れているのです。政府は、急速に、これらの事
情にかんがみて、中小企業政策全体の水準底上げ
を行なうべきだと信じます。特に、小規模企業者
の共通の不満である税制、金融上の不公平は直ち
に是正すべきであります。自己の勤務を柱とし
てようやく成り立っている小規模企業の申告所
得のうちから、事業主の勤務報酬分を必要経費と
して認めるべきです。生産性向上に多くの期待も
できないこれら労働性本位の小規模企業に対し
て、税制改革を強く要望いたしますのであります。

金融面を見ますと、国民金融公庫、中小企業
金融公庫、商工中金のいわゆる三機関の金利は、
大抵年八分二厘と、高いものではありませんか。信
用金庫でさえ、優秀な企業には年八分四厘で貸し
ております。これでは政策金融としてのメリット
は何かです。別に政策金融の年六分五厘の特別融
資ワケ、構造改善には年二分三厘の政府資金貸し
付け制度もあるにはありますが、日本の全出荷額
の五〇％を占め、従業員数においても二千七百万
人といわれておる中小企業の対策としては、まこ
とに微々たるものにすぎないではありませんか。
大部分は年八分二厘の融資で、市中金融の補完的
役割りしか果たしておらないのが事実です。政府
はいまこそ、これからの変化に対応させるため
に、中小企業金融に積極的な施策を用意すべきだ
と思ひます。御所見を伺っておきたいと存じま
す。

私は、国の中小企業政策としては、財政投融資
のワケをまず拡大し、さらに政策金利は常に市中
金利より面然と下回るのが当然だと思いますが、い
かがですか。

一方、歩積み・面建ては依然として巧妙に続け
られております。また、政策金融の代理貸しにつ
いても、歩積みとみなされるような貸し付けが行
なわれている事実に対して、厳重に排除する措置
を講ずべきです。

以上の問題について、基本方針は総理、具体策
は通産大臣よりお答えを願います。
現在の中小企業対策には、大企業との利害の調
整、親企業と下請との関係、資本自由化時期の接
近、新興工業国よりの追い上げ等による転産業の
指導等々、どの一つを考へてみましても、容易
ならざる大きな問題が累積いたしておるのであ
ります。私は、これらのうちから二つの問題につ
いて総理の所見をお伺いします。

その第一は、あなたの去る四月十日の外国記者
団との会見です。あなたは、沖縄の領土問題で
解決したのに、一商品である繊維について日米
交渉が解決されないはずはない、早期解決を望
む、と話されておりました。早期解決は望むところ
ですが、いかなる見通しで日米繊維交渉に当たら
うとされておられるのか、伺いたい。この問題は、米
国が国際ルールであるガットの方針に従う以外、日
米繊維業界の合意はあり得ない私はかく信じ
ております。だが、私の心配していることは、あ
なたが今国会の五月十三日の閉会を待ちかまえて
いるのではあるまいか、ほんとうは対米妥協をし
たいのであるという考へ方をお持ちなのではない
かという疑いがあります。このことは杞憂であればま
ことに幸いです。しかし、国民ひとしく注目してい
るところでありますから、繊維の対米交渉にはい
ままでどおりの方針を貫くと明言するべきだと思
いますが、御所見を明らかにしていただきたいと
存じます。

アメリカの議会筋が世界の信用を裏切つて強引
な輸入規制を行なったとしても、日本としては屈
すべきではないと思ひます。このことは単に繊維
にとどまらないのであって、雑貨等の対米輸出品
に連鎖的に波及することは必至となります。しか

昭和四十五年四月二十四日 衆議院會議録第二十二号

中小企業基本法に基づき昭和四十四年度年次報告及び昭和四十五年度中小企業施策についての発言に対する川端文夫君の質疑

九一〇

も、これら産業の最大の被害者は、言うまでもなく中小企業メーカーとそこで働く勤労者なわけです。もしアメリカに屈し、安易な妥協に応じさせられた場合に、政府が四十二年度以来二千億円の国費をつぎ込んだ繊維、メリス等の構造改善の結果は一挙にくつがえつてしまふのです。繊維関係中小企業に大きな打撃を与え、水泡に帰する結果ともなるのです。あなたの方針いかんは、白書に盛られている百万言も、政策も、日本の中小企業全体から政治に対し信頼を失うに至ることを御自覚いただきたいのであります。

もう一点は、生産分野だけの近代化や高度化のみでなく、流通分野にも同じような努力が今日必要だと思ひます。そこで痛感されるのは、中小商業の近代化へのおくれです。最近、よく流通革命といふことがはやっていますが、なるほど、百貨店、大きなスーパー、大メーカーは活発な活動をいたしてあります。残念ながら、中小商業はとらてこれらに対抗できる力はありません。政府は、商業の協業化、高度化という政策を出しておるにはおりませけれども、商業立法では部分的な施策あるのみで、中小商業をいかなる位置づけをするかという基本的な商業政策も立法も、全く欠けている現状ではありませんか。

白書によると、昭和四十四年度に創設した構造改善の目的は、産業の国際化に備えて業種ごとの高度化にあると法の目的に掲げながら、押し迫る中小企業への資本の自由化や特恵関税の実施を目前に控えて、何たる遅々たる歩みでしょうか。行政の怠慢として反省を求めたい気持ちで一ぱいです。私は、この対策には、法を改正して、構造改善事業はそれぞれの業種の特質に沿って多角化し、また、改善事業のグループづくりとそのグループの地域範囲の制限を、いまのようなきびしいものより、もっとゆるやかにする必要を提言申し上げます。政府が中小企業をめぐる環境の激変を指摘している以上、今後四、五年の間に、少なくとも構造改善に百業種ぐらいの指定を実施する

展望を持つべきだと思ひますが、いかがですか。なお、通産大臣に伺ひますが、こころ、二年の間にどのような業種指定を考えておられるか、その業種を明らかにしてもらいたい。また、商業、サービス業関係の構造改善についても、構想をお持ちならば明らかにしてもらいたい。あなたが、このような機会に見解を明らかにされることは関係業界に大きな奮起の動機となることを御理解願つて、明らかにしていただきたいと存じます。

事業税は、税制として本質的に不合理が多いと存じます。特に個人事業税について見れば、今回ようやく青色申告者の完全給与制度は認められましたが、事業主控除も白色の専従者控除も、まだまだ勤労所得部分にも食い込んでおります。片手落ちが残つております。また、事業税は、企業所在地が大都市に偏在しているため、財源としても大都市に片寄り、地方公共団体間の財政力不均衡をもたらしつています。今日中小企業者の怨嗟的である事業税は廃止するか、または根本的改正の必要があると思ひますが、いかがですか。お伺ひ申し上げます。

最後に、さらに総理に伺ひたい。中小企業をめぐる経済環境のきびしい、激しい変化を要請されるならば、自主力を要請されるならば、白書も指摘している、日本経済発展に果たした中小企業の役割りに見合った努力も政府はなすべきです。まず一般会計予算の中小企業関係対策費の大幅な増額を行ない、対応できる体質改善、高度化へ進むスタートダッシュをつけさせるのはいまだと考えるのであります。それにしても、四十五年度の五百三億円で、あまりにも少くとも今年の倍増の予算と構想を持つべきだと思ひます。あなたの言われる調和と発展がその中からこそでき上ると思ひますが、総理の御所見をお伺ひ申し上げて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 川端君にお答えいたします。

中小企業がわが国経済において大きな役割を果たしてきていることは、御承知のとおりであります。製造業については、出荷額は一貫してわが国の約五割のシェアを維持しております。また、商業の販売額では、そのシェアの低下は見られましたが、約五割の水準、これを保つております。さらに、最近の産業の高加工度化あるいは所得水準の向上による高級品需要の増大などにより、中小企業に適した新しい分野は次々と展開されてきており、この意味において、中小企業は今後ともわが国経済の中で重要な役割をになうものと、かように私は考えております。

また、川端君は、白書が中小企業にとって課題のみを強調し、対策と予算に欠けているという御指摘でありましたが、決してさうなことはありせん。白書と一体として提出した昭和四十五年度において講じようとする中小企業施策等は、明確にその具体的方向を示しているものであります。

また、中小企業対策は、ひとり国の一般会計のみによるばかりではなく、金融、税制、財政投融資等、各般の施策によつて進められているところであります。今後ともその方向で一そう努力してまいります。

なお、中小企業全般に共通する基本政策についてのお尋ね、さらには金融引き締めのもとにおける中小金融のあり方につきましても、いままでの前質疑者に私が答えしたところで明らかにしたところと思ひますので、これは省略させていただきます。

にある最近の状況から見ても、また、一般経済情勢等から見ても、さらにこれを引き下げることは私は考えておりません。また、適当でないかと、かように思ひます。

三機関の政策金融の主体性を強化せよとの御意見でありましたが、中小企業の資金需要が大型化し、かつ政策金融が中小金融の中心となる今後の傾向を考えると、むしろ時代の要請としてその傾向は強められてまいるものと考えます。

また、拘束性預金の規制については、歩積み・両建て預金の自粛整理の方向で一そう強力に指導してまいります。(効果なしと呼ぶ者あり)この点において、効果なしというより不規則発言がありましたが、私もぜひ効果をあげたいと思ひますので、この上にも御協力をお願いしておきます。

次に、税の問題であります。個人に対する事業税課税を廃止することは、私は適当ではないと考えます。しかしながら、他面、零細な個人事業主に対しては、できるだけその税負担を軽減、合理化することが望ましいので、従来から、事業主控除及び専従者控除の制度を設け、税負担の緩和をはかつてきたところであります。本年におきましても、事業主控除の改定を行なつたところであります。今後とも、その軽減につとめてまいります。

次に、資本力等にまさつておる大企業が、中小企業が多く存在する分野へ進出することにより、中小企業が不当な、あるいは急激な影響を受けることのないよう、中小企業団体法、小売商業調整特別措置法、百貨店法、さらには独占禁止法等の運用をはかつていくところであります。

しかしながら、たとえばスーパーの出現は、他方において流通の近代化、物価の安定にも寄与することにもなり、また、経済が絶えず流動している現在におきましては、画一的に事業分野を固定化することは、かえつて中小企業の発展の機会を奪うことともなり、必ずしも適切ではないと考えます。今後とも、関係諸法の適正な運用により対処するとともに、より基本的には、中小企業の体

質改善をはかることが肝要であると考えます。その施策を一そう拡充してまいりたいと思ひます。生産者はかりでなく、(物)問題のやかましいこの際、やはり消費者の立場にも立つて、ただいまのよき新しい分野、その方向で伸ばしていくべきではないかと思ひます。いままでのように、旧来の状態だけで事足りることは、私は考えません。

次に、日米繊維交渉につきましては、すでに繰り返し申し述べたとおり、政府の基本的態度は一貫しております。繊維問題は、当面の日米間の最大の懸案であると同時に、御指摘のような大きな国内問題でもあります。日米間の緊密な友好関係維持という観点からも、すみやかに合理的な解決を見出すことが必要である、かように考えております。そうして、私は、国会の終わるのを待つておる、かような考え方は持つておりません。問題の解決のため、筋を通すべきはもちろんでありますが、日米友好という大局的見地に立つて、そうして、互譲の精神がこの際特に肝要である。私は考えております。このような考え方に立つて、今後も交渉を続けて、できるだけ早く解決を見るように努力してまいる決意でございます。

また、最後に、これはもうしかたがないから許すが、明年の予算編成に際しては特に留意しろと、予算増額の要求がございまして、まあ、一年先の問題でございまして、ただいま御意見は御意見として、十分伺っておきます。ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 金利の問題でございすけれども、御指摘のように、事業団の構造改善関係には三〇以下という金利もあるわけでございます。ですが、いま総理が言われましたように、市中の長期金利がやや上がりきみであるというところ、金融債の引き受け条件も変わっていくというふうなことで、中小企業関係の金利引き下

げということには、状況が少し不利でございす。

そこで、私どもとしては、中小公庫あるいは国民金融公庫の中に、いわゆる特利というものを少しずつ中小企業に限って広げていきたいという考えを持っております。現在でも、流通近代化でありますとか、特定機械工業であるとか、輸出振興であるとか、ございまして、このワクト、それから目的を少しずつでも広げていきたいと考えておるわけでございす。

それから、構造改善につきまして、たいへんに御激励をいただきまして、これは、私どもぜひやりたいと思っておりますが、御承知のように、昨年度いたしましたものは、合板とか、金属洋食器とか、いろいろございまして、四十五年度は十

御指摘のように、また、先ほど申し上げましたように、特惠関係で後進国からの追いつけのあるものを中心に、繊維がやはりどうしても中心になると存じますが、ただいま、もう少し広い範囲で調査を進めております。調べております範囲はかなり広うございまして、鋳物でありますとか、印刷でありますとか、かなりの範囲を調べておりますが、そのうちどれに確定するか、もう少しお待ちをいただきたいと思っております。いずれにしても、発展途上国の追いつけとの関係等を考えまして、十数回選択したいと思っております。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。
午後三時五十三分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 作次郎
外務大臣 愛知 揆一君
文部大臣 坂田 道太郎
厚生大臣 内田 常雄君
農林大臣 倉石 忠雄君
通商産業大臣 宮澤 喜一君
自治大臣 秋田 大助君
国務大臣 荒木萬壽夫君

出席政府委員

中小企業庁長官 吉光 久君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、昨二十三日、本院は中央社会保険医療協議会委員に篠原三代平君及び土屋清君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
(兼任委員辞任及び補欠選任)
一、昨二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
地方行政委員

辞任 細谷 治嘉君 補欠 山口 鶴男君
商工委員 神田 博君 補欠 大村 襄治君
辞任 田中 六助君 補欠 丹羽 久章君

宗教団体の政治的中立性の確保等に関する再質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和四十五年四月二日

衆議院議長 船田 中殿

宗教団体の政治的中立性の確保等に関する再質問主意書

三月十九日附質問主意書に対する答弁書は、質問の内容が国家及び国民の将来に関する重大なる問題を提起しているにもかかわらず、質問の問題としていく核心につき公正なる認識を欠くのみならず、政府の見解は憲法の解釈を誤っている。かくては宗教団体に信教の自由のほしきままなる濫用を認めることになるおそれを生ずる等、到底

大村 襄治君 神田 博君
丹羽 久章君 田中 六助君

決算委員 辞任 綿貫 民輔君 補欠 神田 博君
神田 博君 綿貫 民輔君

(議案付託)
一、昨二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号) 社会労働委員会 付託
全国新幹線鉄道整備法案(鈴木善幸君外十六名提出、衆法第二十六号) 運輸委員会 付託

(議案送付)
一、昨二十三日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
沖繩住民の国政参加特別措置法案
一、昨二十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
全国新幹線鉄道整備法案(鈴木善幸君外十六名提出)

(答弁書受領)
一、今二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員春日 一幸君提出宗教団体の政治的中立性の確保等に関する再質問に対する答弁書

提出者 春日 一幸

昭和四十五年四月二十四日 衆議院會議録第二十二号 朗読を省略した議長報告

納得しえないものである。

よつて、ここに、重ねて政府の明確なる見解を訊きたい。

一 法の目的論的解釈からすれば、信教の自由と政教分離の原則を定めた憲法第二十條の法意は、信教の自由、表現の自由等の基本的人権が国家権力によつて侵害されることを防止するとともに、宗教によつて政治が支配されることを防止することを目的としたものと解すべきである。

すなわち、このことは宗教団体が「国から授けられて正式な意味において政治上の権力を行使してはならぬ」ということだけではなく、加えて「宗教団体が、現在の議会政治機構を利用した政権を獲得し、その教義に基づき、政治上の権力を行使してはならない」ということをも定めたものであると解すべきであると考えるがどうか。

二 もとより宗教団体が、特定の政党ないし政策を支持し、一定の政治的見解を持つことは、全く自由であり、したがつて、宗教団体がこの程度の政治的活動を行なうことについては、本員もこれを否定するものではない。

しかしながら、たとえば創価学会のごとく、宗教団体が、この程度の政治的活動の範囲をこえて、その教義に基づく政治支配を企て、政権獲得をめざす政治的活動をすることについては問題があり、これはそのまゝ認すべきではないと考える。

すなわち、これを是認することは、宗教団体が現在の議会政治機構を利用して政権を獲得することと道を開き、その結果として、宗教団体にその教義に基づく政治上の権力の行使を認めることになるものであるから、これは憲法の政教分離の根本精神に反し、断じて許されるべきことではないと考えるがどうか。

三 宗教法人の政治活動の自由については、その行動が憲法で保障する信教の自由および政教分離の原則に違反せず、かつ、宗教法人の本質および目的から逸脱しない限りなんらの制約を受けるものではないが、しかりとはいへ、宗教法人といへども自由の濫用は許されないとあるところである。

およそ、宗教教義は絶対性を本質とするものであり、これに比べ民主政治は相対性を原理とするものとされている。

したがつて、この異質の両者が紛糾する時は幾多の害悪を生ずる懼れのあるものである。

憲法が政教分離の原則を定めたゆゑにもまさにこの点を慎重に配慮したものと考えるべきである。

したがつて、宗教法人が政治的活動をする場合にも、それはあくまでも宗教の本義を守り、宗教法人の本質、目的を逸脱したものであつてはならない。

もし、これに反するならば、それは憲法第十二條で禁止する自由の濫用に該当するものと断すべきである。

よつて、公務員に対する政治的行為の制限、禁止、国公立学校における政治的活動の禁止、公職選挙における虚偽の放送等、表現の自由の濫用禁止等の立法例にならう、この際、憲法第二十條と第十二條との関連において、宗教法人の行なう政治活動の限界について立法措置をとることは特に緊急を要するものと考えるので改めて所見を承りたい。

四 宗教法人がお布施又はお賽銭等の名において取得した金品を政治活動又は政治献金に充当することとは、宗教法人の本質および目的に照らして明らかに不当といふべきであり、いわんや税法上これを課税対象外に置くということは、立法政策上許すべきことでない。

したがつて、憲法第二十條の政教分離の原則に則り、宗教法人が政治活動又は政治献金に充当した資金については、これを課税対象とするよう、速かに立法措置を講ずるのが至当と考えるがどうか。

五 政府は、ある国民の言論または出版に対し、他のものがないわけのない圧迫を加えるような事態があるとするれば、事案によつては、それぞれ関係法令の定めるところにしたがい、適正な措置が図られるべきであると答弁されているが、ここに今国会予算委員会において提示された創価学会をめぐるこの種の事案に対し、政府は関係法令に基づいていかなる適正な措置をとつたか。

このことについて政府答弁書にはなんら回答していない。

政府は、これらの指摘が国権の最高機関である国会において行なわれたことを改めて重視し、直ちに適切な具体的措置をとるべきであると考えるがどうか。

六 憲法第二十一條で保障する「言論、出版、その他一切の表現の自由」について、政府はこれを保障するため、関係法令によつて適切な措置が図られるべきであるとしつつも、現行関係法令については不備はないと答えている。

しかしながら、今国会において提示されたとき言論、出版の妨害事件については、未だなんら法的に措置されたところがない。

よつて、この際、人身保護法の例にならう、司法裁判により、迅速かつ容易にこの種の人権侵害を救済することができるよう、速かに立法措置を講ずる必要があると考えるがどうか。

七 政府は、「人権擁護機関」としては、人権の侵害行為につき、調査の結果、その事実があつた場合には、事実上即ち適切な処置をとることとし、このことは、宗教活動に関連して発生するものについても同様である」と答弁されているが、今国会予算委員会において塚本三郎君が指摘した人権侵犯事案について、どのような調査を行なつたか。

また、その調査の結果、どのような措置をとつたか。

政府答弁書にはなんら回答がなされていないのは、いかなる理由によるか。

昭和四十五年四月二十四日

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議員春日一幸君提出宗教団体の政治的中立性の確保等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員春日一幸君提出宗教団体の政治的中立性の確保等に関する再質問に対する答弁書

一 および二 さきの答弁書においても述べたとおり、政府としては、憲法の定める政教分離の原則は、憲法第二十條第一項前段に規定する信教の自由の保障を實質的なものにするため、国その他の公の機関が、国権行使の場面において、宗教に介入し、または関与することを排除する趣旨であつて、それをこえて、宗教団体または宗教団体が事実上支配する団体が、政治的活動をすることをも排除している趣旨であるとは考えていない（さきの答弁書一〇）。また、主意書は「宗教団体が……政権獲得をめざす政治的活動をすること……は、宗教団体が現在の議会政治機構を利用して政権を獲

内閣総理大臣 佐藤 榮作

得することに道を開き、その結果として、宗教団体にその教義に基づく政治上の権力の行使を認めることになるものであるから、これは憲法の政教分離の根本精神に反し、断じて許されるべきことではない」と述べているが、宗教団体が公職の候補者を推薦し、または支持した結果、これらの者が公職に就任して国政を担当するにいたることを指すものと解される。仮りに、このような状態が生じたとしても、当該宗教団体と国政を担当することとなった者とは、法律的には、別個の存在であるばかりでなく、また、前述のように、当該国政を担当することとなった者が、国権行使の面において、当該宗教団体の教義に基づき宗教的活動を行なう等宗教に介入し、または関与することは、憲法が厳に禁止しているところであるから、前述の状態が生じたからといって、直ちに憲法が定める政教分離の原則にもとる事態が生ずるものではなく、したがって、前述の状態が生ずること自体が、憲法に抵触するものとは解されない。とすれば、前述の意味における政教分離をめざす政治的活動が憲法上許されないこととされるべきは、その政治的活動の自由は、憲法第二十一条第一項が「集会、結社及び言論……その他一切の表現の自由」を保障している趣旨にかんがみ、尊重されるべきものと解する。

三 憲法で定める政教分離の原則の趣旨については、一および二に述べたとおりであること、また、宗教法人については、さきの答弁書においても述べたとおり、宗教法人法第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱するような場合には、所定の手続を経て、裁判所が解散を命ずることができるところにかんがみ（同法第八十一条）、さらに、憲法第二十一条第一項が「集会、結社及び言論……その他一切の表現の自由」を保障している趣旨にかんがみ、宗教法人の行なう政治活動を規制する立法措置をとることは、賛成しがたい。

四 宗教法人を含め公益法人等がその設立された目的に即して活動する場合には、それに付随して収益事業を行なわない限り、法人税を課税することは適当でないであらう。

ところで、宗教法人が布施等を取得する行為は、宗教法人本来の行為と不可分のものと考えられ、非収益事業といわざるを得ない。この非収益事業の所得を政治活動または政治献金に充当した場合にかんがみ、宗教法人の設立された目的を逸脱したものとしてこれに法人税を課税することとするときは、前回の答弁書で述べたように、まず、具体的な支出が目的外の支出であるかどうかの判定がかなり困難であるとともに、ひいては課税当局が宗教法人の活動が設立目的を逸脱しているかどうか判断すること余儀なくされることになるおそれがある。したがって、これを法人税の課税対象とするか否かについては、なお慎重な検討を要するものと考ええる。

五および七 国会の予算委員会において提示された事案に関しては、捜査機関および人権擁護機関において、資料、情報の収集検討等を行ない、また、関係国会議員等に対する脅迫事件については、警察においてその捜査につとめていくところであるが、右事件をのぞき、いまだ刑事事件または人権侵害事件として立件するに至るまでの端緒を握っていない。

六 「言論、出版、その他一切の表現の自由」は、民主主義社会の基本をなすものであり、かりにも、いわれのない圧迫が加えられるようなことがあつてはならないことは申すまでもないところである。ご指摘の事案において権利侵害の事実ありとすれば、その被害者については民事的救済の手段があるので、現在において、特に現行法令の改正またはあらたな立法措置を講ずる必要はないと考え

る。

右答弁する。

昭和四十五年四月二十四日 衆議院会議録第二十二号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

民事訴訟手続に関する条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本条約は、一九五一年の「ハーグ国際私法会議の第七回会議において採択された条約案をもととして一九五四年に作成され、一九五七年四月十二日に発効したものであつて、わが国は、昭和四十五年三月十二日にこの条約に署名した。

本条約は、民事又は商事に關し、外国人又は外国に住所、居所を有する者が一方の訴訟当事者である場合には、裁判上の文書の送達、証拠調べの手続及び外国人訴訟当事者の地位の問題等裁判手続上の障害が生ずるので、このような障害を除去することを目的としたもので、各締約国が裁判上の文書の送達及び証拠調べ等の司法共助について相互に協力することを定め、また、無償の訴訟上の救助等について規定している。

なお、本条約は、わが国が批准書を寄託した日の後六十日目に日に効力を生じ、発効の日から五年間効力を有し、その後も廃棄しない限り、五年ごとに黙示的に更新されることになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、民事及び商事の涉外事件につき裁判手続の円滑な進行及び当事者の利益の増進を図るうえで有意義であると考えられるので、妥當な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十五年四月二十三日

衆議院議長 船田 中殿

外務委員長 田中 榮一

民事又は商事に關する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に關する条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本条約は、一九六四年の「ハーグ国際私法会議の第十回会期において採択された条約案をもととして一九六五年に作成され、一九六九年二月十日に発効したものであつて、わが国は昭和四十五年三月十二日にこの条約に署名した。

本条約は、締約国が裁判上及び裁判外の文書の外国における送達又は告知に關し相互に協力することを目的とし、一九五四年の「民事訴訟に關する条約」の第一条から第七条までの裁判上の文書等の送付に關する規定に代わるものであつて、国家間の裁判上の文書等の転送の方法及び経路の改善を定めるとともに、外国にいる訴訟当事者が文書の送達を受けなかつた場合に被る不利益の救済等について規定している。

なお、本条約は、わが国が批准書を寄託した日の後六十日目に日に効力を生じ、発効の日から五年間効力を有する。その後も廃棄しない限り、五年ごとに黙示的に更新されることになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

昭和四十五年四月二十四日 衆議院會議録第二十二号 議案に関する報告書

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、民事及び商事の渉外事件につき裁判手続の円滑な進行及び当事者の利益の増進を図るうえで有意義であると考えられるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和四十五年四月二十三日

衆議院議長 船田 中殿

外務委員長 田中 榮一

一 外国公文書の認証を不要とする条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本条約は、一九六一年のヘーグ国際私法会議の第九回会期において採択された条約案をもととして、一九六一年十月五日に作成され、一九六五年一月二十四日に発効したものであつて、わが国は、昭和四十五年三月十二日にこの条約に署名した。

本条約は、公文書作成国の当局が証明文を付することによつて、現在多くの国で法律上又は慣行上要求されている外国公文書の認証を免除し、もつて認証制度の不便を除去することを目的としたもので、適用の範囲、認証の定義、証明文の様式、用語及び付与手続等について規定している。

なお、本条約は、わが国が批准書を寄託した後六十日目の日にわが国について効力を生じ、発効の日から五年間効力を有し、その後も廃棄しない限り五年ごとに黙示的に更新されることになつて

いる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、外国公文書の認証を不要することによつて、認証制度の不便が除かれるものと期待されるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十五年四月二十三日

衆議院議長 船田 中殿

外務委員長 田中 榮一

日本国とルーマニア社会主義共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

政府は、ルーマニア社会主義共和国よりの提案により、かねて同国との間に通商航海条約の締結について交渉を行なつてきたところ、合意に達したので、昭和四十四年九月一日東京において本条約に署名を行なつた。

本条約は、両国間の友好及び経済関係の発展を促進することを目的とし、出入国、身体及び財産の保護、内国課税、経済活動、出訴権、関税、輸出入制限、商船の出入港等の事項に関する最恵国待遇、海難救助に関する内国民待遇の相互許与等について規定している。

なお、この条約は、批准書交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、五年間効力を有し、その後は、六箇月前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の五年の期間の終りに又はその後いつでもこの条約を終了させることができることになつて

いる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本件は、わが国とルーマニア社会主義共和国との間の友好並びに経済関係の発展を促進するため、適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十五年四月二十三日

衆議院議長 船田 中殿

外務委員長 田中 榮一

日本国とブルガリア人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

政府は、ブルガリア人民共和国よりの提案により、かねて同国との間に通商航海条約の締結について交渉を行なつてきたところ、合意に達したので、昭和四十五年二月二十八日ソフィアにおいて本条約に署名を行なつた。

本条約は、両国間の友好及び経済関係の発展を促進することを目的とし、出入国、身体及び財産の保護、内国課税、経済活動、出訴権、関税、輸出入制限、商船の出入港等の事項に関する最恵国待遇、海難救助に関する内国民待遇の相互許与等について規定している。

なお、この条約は、批准書交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、五年間効力を有し、その後は六箇月前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の五年の期間の終りに又はその後いつでもこの条約を終了させることができることになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本件は、わが国とブルガリア人民共和国との間の友好並びに経済関係の発展を促進するため、適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十五年四月二十三日

衆議院議長 船田 中殿

外務委員長 田中 榮一

教育的、科学的及び文化的資料の輸入に関する協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本協定は、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の提唱によつて、書籍、出版物その他の教育的、科学的及び文化的資料の国際的流通を容易にすることにより国際間の文化交流を促進することを目的として作成されたもので、一九五〇年七月に開催された同機関第五回総会において採択さ

れ、一九五二年五月二十一日に効力を生じており、現在の締約国は五十九箇国である。

本協定の主な内容は、締約国が、出版物、美術品、視聴覚資料、科学機器、盲人用物品等の教育的、科学的又は文化的資料の輸入に対し又はこれに関連して、関税その他の課徴金を課さないこと、輸入に必要な承認又は外国為替をできる限り許与すること、公共の展覧会に出品することを目的とした輸入に対して、再輸出を条件として、輸入承認の許可及び関税その他の課徴金の免除を含む便益をできる限り与えること等である。

なお、この協定は、国際連合事務総長が、わが国からの加入書を受領した日に効力を生ずる。また、この協定を廃棄するときは、国際連合事務総長が廃棄の通告を受領した日の後一年で効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定の締結により、わが国は、この協定の目的である国際間の文化交流に寄与することができ、他方、書籍を初めとする教育的、科学的又は文化的資料に関しては、今日主要な輸出国となりつつあるわが国にとつて、輸出促進の観点からも意義があるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十五年四月二十三日

衆議院議長 船田 中殿

外務委員長 田中 榮一

農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の主な改正点は、次のとおりである。

- 1 畜産業の基礎をなす草地及び飼料作物に関する試験研究及び調査等を体系的かつ効率的に推進するため、その中核的組織として、草地試験場を本省の附属機関として設置する。
- 2 熱帯農業に関する試験研究及び調査等をより効率的に推進するため、その中心的な組織として、熱帯農業研究センターを本省の附属機関として設置し、沖縄に同センターの支所を置くこと

昭和四十五年四月二十四日 衆議院會議録第二十二号 議案に関する報告書

とする。

3 次代の農業をになう優秀な農業後継者を育成確保するための対策をより一層充実させるため、本省の附属機関として農業者大学校を設置し、農業に従事している青年に対し、近代的な農業経営に必要な学理及び技術の教育を実施することとする。

4 地域農業行政の総合的な推進を図るため、地方農政局に統計調査に係る事務を分掌させることとし、あわせて都府県に所在する統計調査事務所の組織を吸収統合する。これに伴い、地方農政局の所在しない北海道にある統計調査事務所は、本省の独立の地方支分部局としてその組織を整備することとする。

5 放射線育種研究の総合的な推進を図るため、放射線育種場を農業技術研究所の支所とする。

6 種畜牧場業務の効率的な運営を図るため、同牧場整備の一環として高知種畜牧場を廃止する。

7 日本農林規格の適正化を図るため、輸出品検査所に、日本農林規格による格付の表示を附された農林物資の検査事務等を行なわせることができることとする。

8 神戸肥飼料検査所の施設が狭隘となつたので、同検査所を大阪市に移転し、その名称を大阪肥飼料検査所に改める。

9 南海海区水産研究所周辺の市街地化等に伴い、その環境が試験研究等に不適当となつたので、同研究所を広島市より広島県大野町に移転する。

なお、施行期日は、公布の日から一月をこえない範囲内において政令で定める日としている。ただし、3・7・8及び9については公布の日、1及び5については昭和四十五年十月一日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、農林水産行政の適正かつ能率的な運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約六億八千九百九十一万円が、昭和四十五年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和四十五年四月二十三日
内閣委員長 天野 公義

衆議院議長 船田 中殿

許可、認可等の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、行政の簡素化及び合理化を図るため、さきに政府の決定した行政改革三箇年計画による許可認可及び報告等整理計画に基づき、合計八四（関係法律四九）の許可、認可等の整理を行なうとするものである。

1 許可、認可等による規制を継続する必要性が認められないものについては、これを廃止すること。（これにより廃止されるもの三二）

2 規制の方法又は手続の簡素化を図ることが適当と認められるものについては、規制を緩和すること。（これにより規制を緩和されるもの二九）

3 下部機関等において迅速かつ能率的処理を要するものについては、処分権限を地方支分部局の長又は都道府県知事等に委譲すること。（これにより権限を委譲されるもの二二）

4 統一的に処理することが適当と認められるものについては、これを統合すること。（これにより統合されるもの二）

二 議案の可決理由

本案は、行政の簡素化及び合理化を推進するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十五年四月二十三日

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

許可、認可等の整理に関する法律案に対する附帯決議

予防接種法の改正による腸チフス及びパラチフスの定期予防接種の廃止に伴い、政府は、今後の腸チフス及びパラチフスの予防対策上支障がないようワクチンの開発その他一般予防対策の推進に万全

内閣委員長 天野 公義

を期すべきである。
右決議する。

情報処理振興事業協会等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、情報化社会の要請にこたえるために当面必要な対策として、情報処理振興事業協会を設立する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

(一) 目的

本案は、電子計算機の利用及びプログラムの開発を促進し、プログラムの流通を円滑にし、並びに情報処理サービス業等の育成のための措置を講ずること等によつて、情報化社会の要請にこたえ、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(二) 定義

1 本法において「情報処理」とは、電子計算機を使用して、情報につき計算、検索その他これらに類する処理を行なうことをいう。

2 本法において「プログラム」とは、電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。

3 本法において「情報処理サービス業」とは、他人の需要に応じてする情報処理の事業をいふ、「ソフトウェア業」とは、他人の需要に応じてするプログラムの作成の事業をいう。

(三) 電子計算機利用高度化計画等

1 電子計算機利用高度化計画

イ 電子計算機利用高度化計画は、情報処理の振興を図るため、利用を特に促進する必要がある電子計算機及び情報処理の振興を図るため開発を特に促進する必要がある、かつ、広く利用される種類のプログラムについて、通商産業大臣（電子計算機に電気通信回線を接続してする情報処理のために開発するプログラムに係る部分については、通商産業大臣及び郵政大臣）が定めるものとする。

ロ 計画には、電子計算機の設置及びプログラムの開発の目標となるべき事項について定めるものとする。

ハ 計画を定めるにあつては、関係行政機関の長に協議するとともに、政令で定めるところにより電子情報処理振興審議会及び郵政審議会の意見をきくものとする。

2 プログラム調査簿

通商産業大臣は、円滑な流通を図る必要があるプログラムについて、その概要を記載したプログラム調査簿を作成し、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 情報処理技術者試験

通商産業大臣は、情報処理技術者試験を行なう。

(四) 情報処理振興事業協会

1 目的

情報処理振興事業協会は、情報処理の振興を図るため、プログラムの開発及び利用の促進並びに情報処理サービス業者等に対する助成に関する業務を行なうことを目的とする。

2 設立及び資本金

協会は、民間が発起し、通商産業大臣の認可を受けて設立され、資本金は、政府及び民間の出資の合計額とする。

3 役員

協会に、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置き、その選任は、通商産業大臣の認可を受けるものとする。

4 業務

協会は、次の業務を行なう。

イ 先進的かつ汎用的なプログラムで、企業等が自ら開発することが困難なものについて、委託して開発すること。

ロ 先進的かつ汎用的なプログラムで、企業等が開発したものを買いとること。

ハ イ及びロのプログラムを対価を得て普及すること。

ニ 情報処理サービス業者又はソフトウェア業者の業務又は技術の改善又は向上に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

ホ 情報処理サービス業者又はソフトウェア業者以外の者のプログラムの開発に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

ヘ 情報処理に関する調査を行ない、及びその成果を普及すること。

5 信用基金

協会は、債務保証の業務（4のニ及びホ）に関する信用基金を設け、資本金と民間からの出
えん金の合計額をもつてこれにあてるものとする。

6 監督

イ 協会は、予算、事業計画、資金計画、業務方法書等を作成し、通商産業大臣の認可を受け
なければならぬ。

ロ 通商産業大臣は、協会の事業計画及び業務方法書についての認可をしようとするときは、
関係行政機関の長に協議しなければならない。

(四) 施行期日

本法は、公布の日から三月以内において政令で定める日から施行する。

二 議案の修正議決理由

本案は、電子計算機の利用の高度化並びに情報処理振興事業協会によるプログラムの開発、利用
促進及び情報処理サービス業者等に対する助成等の措置を講ずることによつて、情報化社会の要請
にこたえるための対策として、おおむね有効適切なものと認めるが、法律の目的その他について一
部修正を加える必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十五年度一般会計予算に情報処理振興事業協会に対する出資二億円及び同協会に対する補
助三億円が計上されている。
右報告する。

昭和四十五年四月二十三日

衆議院議長 船田 中殿

商工委員長 八田 貞義

〔別紙〕

(目的)

第一条 この法律は、電子計算機の利用及びプログラムの開発を促進し、プログラムの流通を円滑に
し、並びに情報処理サービス業等の育成のための措置を講ずること等によつて、情報化社会の要請

(小字及び一は修正)

○国民生活の向上及び
にこたえ、もつて○国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(電子計算機利用高度化計画)

第三条 電子計算機利用高度化計画(以下「計画」という。)は、次に掲げる電子計算機及びプログラ
ムについて、
○通商産業大臣(電子計算機に電気通信回線を接続して情報処理のために開発す
るプログラムに係る部分については、通商産業大臣及び郵政大臣。以下この条において同じ。)が定
めるものとする。

一 情報処理の振興を図るため利用を特に促進する必要がある電子計算機

二 情報処理の振興を図るため開発を特に促進する必要がある、かつ、広く利用される種類のプロ
グラム(主として一の事業の分野における情報処理に用いられることとなるものを除く。)

2 計画には、電子計算機の設置及びプログラムの開発の目標となるべき事項について定めるものと
する。

3 計画を定めるにあつては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、政令で定める
ところにより、電子情報処理振興審議会及び郵政審議会の意見をきくものとする。

4 関係行政機関の長は、前項の協議を受けたときは、関係審議会等の意見をきくものとする。

14 5 4 第一項の規定により計画を定めたときは、通商産業大臣は、その要旨を公表しなければならない

15 6 前二項の規定は、計画の変更について準用する。

(資金の確保)

第四条 政府は、前条第一項第一号に掲げる電子計算機の設置及び同項第二号に掲げるプログラムの
開発の促進に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

2 前項の措置を講ずるにあつては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

(発起人)

第十六条 協会を設立するには、情報処理について専門的な知識を有する者十五人以上が発起人とな
ることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対し協会に対する出資を募集しなけれ
ばならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

〔別紙〕

情報処理振興事業協会等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、左の諸点につき特に配慮すべきである。

一 情報化の促進は、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する重要な問題があるのみならず、それに関する政策は、極めて広範、多岐にわたるものであることにかんがみ、これらの諸点を総合調整のうえ、可及的すみやかに情報化に関する基本法を提案するよう努力すること。

二 情報化に関する基本的施策の立案に際しては、情報の民主的かつ平和的利用、国民に対する公開及び基本的人権の保障の諸点に留意すること。

三 情報処理技術の進歩と見合いのもとに情報処理に関する標準化の促進を図るとともに、情報処理技術者の養成に努めること。

四 行政機関における電子計算機の総合利用、共同利用を極力推進すること。

五 本法第四条及び第二十八条に基づいて中小企業における電子計算機の普及及びプログラムの開発を推進するにあつては、情報処理振興事業協会の機能をすみやかに充実するとともに、中小企業振興事業団の助成制度、中小企業信用保証制度、機械類信用保険制度、政府関係中小企業金融三機関の金融措置等の整備充実に努めること。

一 議案の要旨及び目的

国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

本案は、福祉年金、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給者の福祉の向上を図るため、福祉年金及び手当の額を引き上げるとともに、所得による支給の制限を緩和しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

(一) 国民年金法の一部改正に関する事項

1 福祉年金額の引上げ

(1) 老齢福祉年金の額を、二万一千六百円（月額千八百円）から二万四千円（月額二千円）に引き上げること。

(2) 障害福祉年金の額を、三万四千八百円（月額二千九百円）から三万七千二百円（月額三千百円）に引き上げること。

(3) 母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を、二万八千八百円（月額二千四百円）から三万一千二百円（月額二千六百円）に引き上げること。

2 所得制限の緩和

母子福祉年金及び準母子福祉年金の受給権者本人の所得による支給制限の限度額を、扶養義務者の所得による支給制限の限度額並みに緩和すること。

(二) 児童扶養手当法の一部改正に関する事項

1 手当額の引上げ

手当の額を、児童一人の場合月額二千四百円、二人の場合二千八百円、三人以上の場合二千八百円に三人目以降の児童一人につき四百円を加算した額から、児童一人の場合二千六百円（昭和四十五年九月分については二千四百円）、二人以上の場合二千六百円（昭和四十五年九月分については二千四百円）に二人目以降の児童一人につき四百円を加算した額に引き上げること。

2 所得制限の緩和

受給者本人の所得による支給制限の限度額を、扶養義務者の所得による支給制限の限度額並みに緩和すること。

(三) 特別児童扶養手当法の一部改正に関する事項

1 手当額の引上げ

手当の額を、児童一人につき月額二千二百円から二千六百円（昭和四十五年九月分については二千四百円）に引き上げること。

2 所得制限の緩和

手当の支給制限に関する規定につき、児童扶養手当と同様の緩和を行なうこと。

(四) 施行期日

改正法は、公布の日から施行すること。ただし、手当額の引上げに関する規定は昭和四十五年九月一日から、福祉年金額の引上げに関する規定は同年十月一日から施行し、所得制限の緩和に関する規定は同年五月分から適用すること。

二 議案の可決理由

福祉年金、児童扶養手当及び特別児童扶養手当について、その額を引き上げるとともに、所得による支給制限の緩和を図ることは時宜に遡するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきもの

昭和四十五年四月二十四日 衆議院會議録第二十二号 議案に関する報告書

と議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十五年度一般会計予算(厚生省所管)に福祉年金給付費財源繰入れとして三十一億二千五百七十万五千円、児童扶養手当給付費として三億二千二百四十五万七千円、特別児童扶養手当給付費として三千九百九十六万八千円が計上されている。

昭和四十五年四月二十三日

社会労働委員長 倉成 正

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、国民年金制度の重要性にかんがみ、次の事項をすみやかに実現するよう努力すべきである。

- 一 各福祉年金の年金額を大幅に引き上げ、所得制限の限度額をさらに緩和すること。
- 一 老齢福祉年金の支給開始年齢を早急に引き下げ、障害福祉年金の支給範囲を拡大すること。
- 一 拠出制年金について、スライド制の確立を図るとともに、年金額、保険料、給付要件及び受給対象につき社会保障の精神に従つて改善すること。
- 一 拠出制年金の積立金の運用については、被保険者の意向が十分反映されるようにし、被保険者の福祉のため運用する部分を大幅に拡充すること。
- 一 特別児童扶養手当については、公的年金と併給するとともに支給事由となる障害の範囲を拡大すること。
- 一 児童手当に関する法律を昭和四十六年度から実現に努めること。

日本私学振興財団法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

1 目的

日本私学振興財団は、私立学校の教育の充実に資し、あわせてその経営の安定に寄与

するため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行ない、もつて私立学校教育の振興を図ることを目的とすること。

2 法人格

日本私学振興財団(以下「財団」という。)は、法人とすること。

3 業務

財団は、一の目的を達成するため、次の業務を行なうこと。

(一) 私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金で政令で定めるものの交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、補助金を交付すること。

(二) 学校法人又は準学校法人に対し、その設置する私立学校又は私立の各種学校であつて政令で定めるものの施設の整備その他経営のために必要な資金を貸し付け、及び私立学校教育に関連してその振興上必要と認められる事業を行なう者に対し、その事業について必要な資金を貸し付けること。

(三) 私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行なう学校法人、準学校法人その他の者に対し、その事業について助成金を交付すること。

(四) 私立学校教育の振興のための寄付金を募集し、管理し、及び学校法人、準学校法人その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行なう者に対し、その配付を行なうこと。

(五) 私立学校の経営に関し、情報の収集、調査及び研究を行ない、並びに関係者の依頼に応じてその成果の提供その他の指導を行なうこと。

(六) 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

文部大臣の認可を受けて、一の目的を達成するため必要なその他の業務を行なうこと。

4 資本金

財団の資本金は、政府が出資する十億円と私立学校振興会の解散の時までに政府から私立学校振興会に対して出資された金額の合計額とすること。

5 役員

財団の役員として、理事長一人、理事八人以内(常勤理事四人以内、非常勤理事四人以内)及び監事二人以内を置くこと。

6 運営審議会

理事長の諮問に応じ、この財団の業務の運営に関する基本的事項を審議するため、十人以内の

委員で組織する運営審議会を置くこと。

7 監督

財団は、文部大臣が監督すること。

8 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

9 私立学校振興会の解散等

私立学校振興会は、財団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において財団が承継するものとする。

10 関係法律の一部改正

(一) 私立学校法の一部改正

私立学校の教育に必要な経常的経費に対する補助金で政令で定めるものの交付を受ける学校法人について、学校法人の経理の適正を確保するための規定と所轄庁の権限に関する規定を整備すること。

(二) 地方税法その他の法律の一部改正

地方税法その他の法律について、所要の規定を整備すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、おおむね妥当なものと認めるが、この法律による改正後の私立学校法第五十九条第十項及び第十一項に定める学校法人に対する所轄庁の権限に関する規定は、政令で定める日までの間は適用しないこととする修正を行なうことが適当と認められるので、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通りの附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十五年度一般会計予算に私立大学等経費補助金百三十二億二千万円及び出資金十億円が計上されている。

なお、昭和四十五年度に資金運用部資金より百六十億円の融資を受けることとなつてゐる。右報告する。

昭和四十五年四月二十四日

衆議院議長 船田 中殿

文教委員長 八木 徹雄

昭和四十五年四月二十四日 衆議院会議録第二十二号 議案に関する報告書

〔別紙〕

附 則

(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 改正後の私立学校法第五十九条第八項の規定は、昭和四十六年度以後において政令で定める会計年度から適用する。ただし、政令で定める学校法人に対する同項の規定の適用は、別に政令で定める会計年度までは、所轄庁の定めるところによる。

2 前項の規定により改正後の私立学校法第五十九条第八項の規定の適用がない会計年度については、同条第九項中「同項の書類」とあるのは、「貸借対照表及び収支計算書」として、同項の規定を適用する。

3 政令で定める学校法人に対する改正後の私立学校法第五十九条第九項後段の規定の適用は、同項後段及び前項の規定にかかわらず、当分の間、所轄庁の定めるところによる。

4 改正後の私立学校法第五十九条第十項及び第十一項の規定は、政令で定める日までの間は、適用しない。

〔別紙〕

日本私学振興財団法案に対する附帯決議

一 政府は、初等中等教育および高等教育の改革に関する基本構想を策定し、私立学校の位置付けを明らかにすることに伴い、私立学校に対する国及び地方公共団体の助成のいつそその充実が図られるよう、配慮すべきである。

二 政府は、私立学校が公金の支出による助成の拡大に伴い、その公共性と社会的役割の重要性をいつそ自覚し、国民の期待に背かぬようつねに自戒してその教育の充実に努めるよう、特に配慮すべきである。

三 政府は、日本私学振興財団の役員の業務遂行に当つて、運営審議会の意見が十分反映されるよう、指導すべきである。

四 政府は、附則第十四条第四項に規定する政令を定めようとする場合には慎重にこれを行なうべきである。

五 政府は、この法律の運用に当り、私立学校の自主性をそこなないよう留意すべきである。

(小字は修正)

昭和四十五年四月二十四日 衆議院會議録第二十二号

九三二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円
(配達料共)

発行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大代)